

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和6年3月18日
磯子警察署 生活安全課

暫定値		令和6年2月末現在																
刑法犯 認知件数		全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	カ イ ド シ ン ヤ 賭 博	窃 盗 犯	空 き 巢	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	そ の 他
町 名																		
区内全域	令和6年	69	1	12	5	4	1	38				10	6	2	7	13	1	12
	令和5年	95		6	11	9	2	62	1			15	1	3	22	20	2	14
	増 減	-26	1	6	-6	-5	-1	-24	-1			-5	5	-1	-15	-7	-1	-2
磯子	令和6年	8		2	1	1		4				2			1	1		1
	令和5年	7						4	1						1	2	1	2
	増 減	1		2	1	1			-1			2				-1	-1	-1
磯子台	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増 減	0																
鳳町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増 減	0																
岡村	令和6年	5			1	1		3					1			2		1
	令和5年	6			1	1		2						1		1		3
	増 減	-1						1					1	-1		1		-2
上町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増 減	0																
上中里町	令和6年	0																
	令和5年	4						4				1			2	1		
	増 減	-4						-4				-1			-2	-1		
栗木	令和6年	3						3					1			2		
	令和5年	2			1	1		1								1		
	増 減	1			-1	-1		2					1			1		
坂下町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増 減	0																
汐見台	令和6年	0																
	令和5年	1																1
	増 減	-1																-1
下町	令和6年	1						1					1					
	令和5年	0																
	増 減	1						1					1					
新磯子町	令和6年	1		1														
	令和5年	0																
	増 減	1		1														
新杉田町	令和6年	1		1														
	令和5年	3						3							1	2		
	増 減	-2		1				-3							-1	-2		
新中原町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増 減	0																
新森町	令和6年	0																
	令和5年	0																
	増 減	0																
杉田	令和6年	13		3	1	1		7							3	4		2
	令和5年	24		2	2	2		17				4		1	11	1		3
	増 減	-11		1	-1	-1		-10				-4		-1	-8	3		-1

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

暫定値		令和6年2月末現在																
町 名	刑法犯 認知件数	全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	キ ャ ッ シ ン 取 締	窃 盗 犯	空 き 果	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	そ の 他
	令和6年	0																
杉田坪呑	令和5年	0																
	増 減	0																
	令和6年	2						2					1			1		
滝頭	令和5年	2						2				1		1				
	増 減	0										-1	1	-1		1		
	令和6年	0																
田中	令和5年	3		2				1				1						
	増 減	-3		-2				-1				-1						
	令和6年	1																
中浜町	令和5年	0						1				1						
	増 減	1						1				1						
	令和6年	6		1				2				1			1			3
中原	令和5年	3		1	1	1		1								1		
	増 減	3			-1	-1		1				1			1	-1		3
	令和6年	3		1				2					1			1		
西町	令和5年	3						2				2						1
	増 減	0		1								-2	1			1		-1
	令和6年	1		1														
原町	令和5年	3			1	1												2
	増 減	-2		1	-1	-1												-2
	令和6年	1																1
馬場町	令和5年	0																1
	増 減	1																1
	令和6年	3		1				2				2						
東町	令和5年	0																
	増 減	3		1				2				2						
	令和6年	2	1					1					1					
久木町	令和5年	3			1	1		2							1	1		
	増 減	-1	1		-1	-1		-1					1		-1	-1		
	令和6年	1						1						1				
氷取沢町	令和5年	0																
	増 減	1						1						1				
	令和6年	1																1
広地町	令和5年	2						2							2			
	増 減	-1						-2							-2			1
	令和6年	3			1		1	2				1				1		
丸山	令和5年	4		1	1	1		1				1					1	
	増 減	-1		-1		-1	1	1								1	-1	
	令和6年	0																
峰町	令和5年	0																
	増 減	0																
	令和6年	5						4				2			1	1	1	
森	令和5年	5					1	4				1			1	2		
	増 減	0			-1		-1					1				-1	1	
	令和6年	0																
森が丘	令和5年	1						1								1		
	増 減	-1						-1								-1		
	令和6年	7		1				3				1		1	1			3
洋光台	令和5年	19			2	1	1	15				4	1		3	7		2
	増 減	-12		1	-2	-1	-1	-12				-3	-1	1	-2	-7		1



シンボルマーク

防犯かながわ

横浜市中区山下町75-6
警親会館3F
神奈川県防犯協会連合会
電話045(641)4344番
FAX045(641)1655番

163号
2024年3月1日

オレオレ詐欺



息子声が似てる? 孫
鞆なぐしたのどの調子が悪い

確認することが大事

オレオレ詐欺 増加中!!

息子や孫などを騙る者から、
自宅に現金などを取りに行くと
言われても、知らない人には、
絶対に渡さないでください。



長男の連絡先
045-000-0000
090-0000-0000
長女の連絡先
070-0000-0000



特殊詐欺被害の発生状況（令和5年中暫定値）

認知件数2024件（1日当たり約6件）

被害額約45億7000万円（1日当たり約1250万円）

特殊詐欺には加担しない!!

受け子・出し子は犯罪です。

闇バイトの先に待つのは

人生の破滅!!

楽しんで稼ごう!
@rakusagikasegou

誰でも楽に稼げます!
リスク徹底、手厚いサポート
一日5万〜 完全日払い
DMください
#闇バイト
#裏バイト
#高額報酬
#即日現金
#リスクなし
#簡単

一回だけ...
...一回だけ...
...一回だけ...

ご存じですか?

特殊詐欺被害を防止するためのNTT東日本の取組

① ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの
高齢者無償化受付 適用開始日：2023/5/1

70歳以上の契約者または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの月額利用料および工事費を無料とします。(申込制)

② 特殊詐欺対策サービスの無償化 申込受付期間：2023/5/1～2024/3/31

特殊詐欺対策サービスの月額利用料および工事費を、申込受付期間・申込数を限定して一定期間無料とします。

無償化適用期間(2023/5/1～2025/3/31) 無償化適用人数(5,000名を対象)

③ 電話番号の変更に係る工事費の無償化

特殊詐欺等の犯罪被害を受けた場合、または受けるおそれがある場合は、お客様からの申し出により電話番号変更の工事費を無料とします。

これらの取組に関する詳細情報やお問い合わせは

NTT東日本 特殊詐欺対策ダイヤル 0120-722-455

〈営業時間：午前9時～午後5時（年末年始12/29～1/3を除きます）

に、電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いします。

みんなで
ながら
見守り!

「ながら見守り」は、住民のみなさんが、日常生活や事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行う活動です。決まり事はありません。一緒に地域の子供の安全を見守りませんか?

買い物をし
ながら水やりをし
ながらランニングをし
ながらウォーキングし
ながら犬の散歩をし
ながら

できる時に できることを できる人が できるところで 危険なく

防犯コンシェルジュ制度
をご存知ですか?

防犯コンシェルジュ制度とは、防犯設備に関して高い知識を有する民間の方を、神奈川県警察が防犯コンシェルジュとして委嘱し、警察と連携・協力して、防犯カメラ設置などに関する相談や防犯診断等を行う制度です。

支援を希望される方は、お近くの警察署生活安全課までお問い合わせください。

神奈川県警察 防犯コンシェルジュ 検索

支援事例

自治会・町内会等で防犯カメラの設置を検討する際の防犯診断の実施

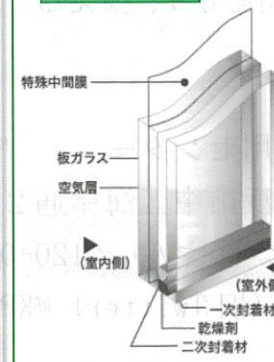
うう、カメラがあつて近づけない。

CP 部品とは?

窓ガラスやサッシなど、商品ごとに定められた試験を行い、**5分間以上の侵入攻撃に耐えられた建物部品**についているマークです。

防犯ガラス

CP部品の一部を紹介します。



強靱な中間膜（特殊フィルム）が内部に密着されているため、通常のガラスに比べ破壊されにくくなっています。



防犯ガラスの効果



防犯フィルムの効果

※ CP製品は、客観的に評価された防犯性能を有する部品ですが、侵入を完全に防ぐものではありません。

防犯性能の高い建物部品（CP部品）の活用を!

防犯活動に役立つ情報入手しよう！

神奈川県警察では、防犯活動に役立つ情報を「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」、「X (旧Twitter)」等を通じて配信しています。
また、YouTubeの「神奈川県警察公式YouTube」では、特殊詐欺や防犯などをわかりやすく解説した動画を配信しています。ぜひご覧ください。



ピーガルくん子ども安全メール
子供や女性を犯罪から守るための
情報を配信しています。



Yahoo!防災速報
災害情報の他、防犯情報も
配信しています。



犯罪抑止対策室X (旧Twitter)



防犯に関する情報を幅広く配信しています。



神奈川県警察公式YouTube 防犯などの警察広報に関する動画を配信しています。



見破れ！特殊詐欺・闇バイト！！
「GIFT」の防犯講話と警察官との対談



サギ被害防止
「防犯落語」
田代 沙織
田代沙織さんによる「防犯落語」
(架空料金請求詐欺編)



再確認！防犯意識
「ロックの日」
防犯キャンペーン



神奈川県警察官・事務職員募集

憧れは、誇りへと変わる

神奈川を守り、支える。あなたの正義を待っています。



神奈川県警察採用センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番

採用相談フリーダイヤル 0120-03-4145

ピーガルくん X (旧 Twitter) @KPP_p_gull



採用説明会を随時開催しています！詳しくはホームページを確認してください。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/saiyo/index.html>



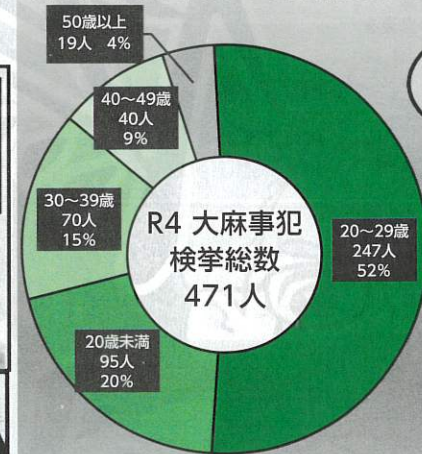
採用情報

二十歳未満の大麻乱用者高水準

リンゴちゃん物語



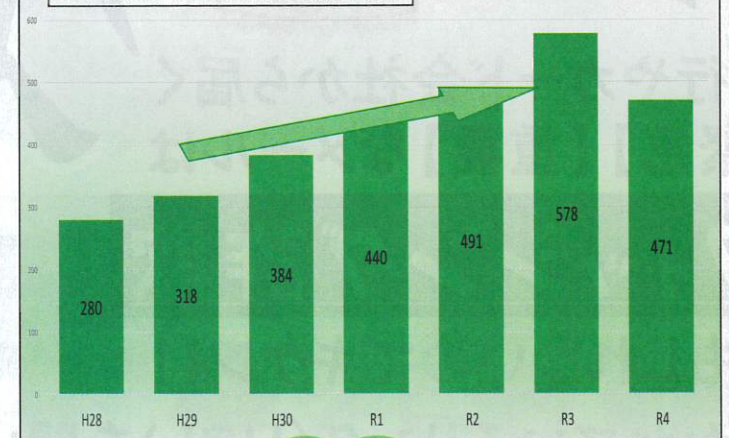
県内の大麻事犯の年齢別検挙人員 (令和4年)



30歳未満の若年層
が全体の70%以上を
占めているんです!!



県内の大麻事犯検挙者の推移 (人)



薬物乱用の危険性についてリンゴちゃんと勉強しよう！

誘われてもきっぱり断る



URL <https://www.youtube.com/watch?v=TRDvXen5c2c>

続きの動画はこちらから



「リンゴちゃん」

ユーステレホンコーナー

TEL 0120-45-7867 (フリーダイヤル)

TEL 045-641-0045

FAX 045-641-1975

受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時15分

【土日、祝日、年末年始を除く。】

困ったら専門の相談窓口相談！

偽物のメール

××銀行 <Phishing@●●●●.co.jp>
宛先：自分

【緊急】不正なアクセスを検知しました

お客様の銀行口座（ネットバンキング）に不正なアクセスを検知しました。直ちに下記のリンクからお客様情報登録ページにアクセスし、暗証番号などの変更をお願いいたします。

お客様情報登録ページにアクセス

なお、この不正なアクセスによる保証は一切致しかねますことに

××銀行カスタマーセンター

銀行やカード会社から届く【緊急】【重要】なメールはフィッシング詐欺かもしれないのでキケン!!

書かれているリンク(URL)を開いて暗証番号や個人情報を入力すると貯金を盗まれる!!

カードを使われる!!

・書かれているリンク(URL)は開かない!
・内容の真偽は公式サイト・アプリから確認。
・神奈川県警察ホームページで、被害防止対策を知っておこう ⇒ https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/cyber_hanzai/mesd7047.html

神奈川県警察 サイバー犯罪捜査課




『自転車盗難防止ポスター』公募

自転車の盗難防止について、公益社団法人神奈川県防犯協会連合会は、防犯対策を推進するため、神奈川県自転車防犯協会等と連携を図り、小中学生の「防犯ポスター」を公募（締め切り6月末日）します。

※問合せは県防犯協会連合会または各地区防犯協会まで

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

大切な命を乗せている自転車です。整備・点検し、そして…TSマーク付帯保険に入ろう。

問合せ先 神奈川県自転車防犯協会 TEL045-311-6168 <https://www.kanajibou.jp>

令和5年秋 藍綬褒章(防犯功績)受章者

おめでとうございます。これからも御健勝で御活躍ください。

深瀬 謙二様

幸防犯指導員会
会長

防犯自販機が街の安全を見守ります

「みんなで つくろう 安心の街」

この自販機の売り上げの一部は
県内の防犯活動支援に活用されます。



■ 御支援いただいている皆様を御紹介します ■ (敬称略)

- ・那賀都工業(株) ・東京キリンビバレッジサービス(株) ・静岡中央銀行横浜支店
- ・宇佐美商事(株) ・土志田建設(株) ・神奈川都市交通(株) ・逗子市防犯協会
- ・(株)ロジ・テックトーション ・(株)ホリデン ・読売センター瀬谷いずみ ・山下直樹
- ・中野義一 ・菅谷由芳子 ・マルワ工業(有) ・読売センター長津田 ・菅野信康
- ・(株)リビングプロシード ・神奈川県遊技場協同組合

防犯活動支援自販機の設置については公益社団法人神奈川県防犯協会連合会へ御連絡を! 045-641-4344

◆◆ 賛助会員 (敬称略) ◆◆

会員への参加をお待ちしております。

IKS インベストメント株式会社	株式会社エス・ティ・ファーフ
神奈川県金融機関防犯連絡会	一般社団法人神奈川県警備業協会
神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会	神奈川県自転車防犯協会
神奈川県石油業協同組合	神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会
神奈川県タクシー防犯協会	神奈川県中古自動車販売商工組合
神奈川県防犯工業会	神奈川県防犯セキュリティ協会
神奈川県遊技場協同組合	神奈川県理容生活衛生同業組合
神奈川県防犯連絡会	神奈川県福祉事業協会
神奈川県流通商福祉防犯協力会	公安警備保障株式会社
サンエス技研株式会社	神静明治牛乳販売事業協同組合
スーパーD'ステーション上永谷店	スーパーD'ステーション 座間店
スーパーD'ステーション平塚駅前店	株式会社たいよう共済神奈川支店
中日本高速道路株式会社 横浜保全・サービスセンター	東京ガスネットワーク株式会社 神奈川支社横浜支店
東京キリンビバレッジサービス株式会社	那賀都工業株式会社
株式会社ホリデン	松本徽章株式会社

相川文五郎	秋元 隼人	石井 正禮	稲垣 通孝	一戸 貞壽	井上 康久	井上由起子
岩澤 吉久	岩嶋 伸幸	上原由美子	上山 敏明	浦野 一吉	榎本 政幸	大沢 弘光
大野さつき	岡 道子	小川喜久雄	小川 文男	小野沢良雄	笠原 勝利	金子 裕
川島 武俊	小嶋由起子	小菅 陽子	後藤 稔	小西 確	小森 忠由	近藤 千春
齋藤 忠生	佐藤 龍樹	佐藤 裕之	座間 幹夫	柴 茂	下田 晴久	末吉 一夫
鈴木 博文	高木 正俊	高橋 陽一	武田 裕	田中 稔	辻村 法隆	永井 好久
長島 憲一	久枝 悠人	菱沼 和幸	福井 隆	古屋 慶明	松澤 孝郎	ミスターTK
ミスターYJ	箕輪 裕治	本橋 孝	森 逸雄	八木 克之	山地 友恵	和田 修芳

現在の賛助会員の皆様を紹介させていただきました。

賛助会員ご加入のお願い

(公社)神奈川県防犯協会連合会では、「犯罪のない明るい町づくり」を目的として、警察をはじめ関係機関、団体等と緊密な連携の基に、県民の防犯意識の高揚と積極的な自主防犯対策を推進しております。

その事業活動に必要な財源は、上記の賛助会員様等によって運営しております。安全で安心な住み良い地域社会づくりの推進を理解し、事業活動に賛同していただける個人、団体、企業様の賛助会員への入会をお願いしております。どうか皆様のご支援をお願いいたします。

お問い合わせ先：(公社)神奈川県防犯協会連合会事務局 電話045-641-4344

年会費 (入会金不要)

団体・企業：1口 1万円 3口以上 個人：1口 5千円 1口以上

納入した会費や寄付金は、課税優遇措置の対象となります。

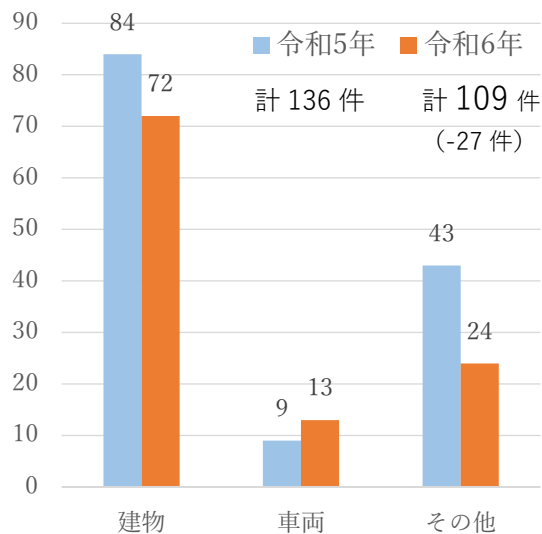
令和6年中の火災・救急状況

<令和6年1月1日～令和6年2月29日>

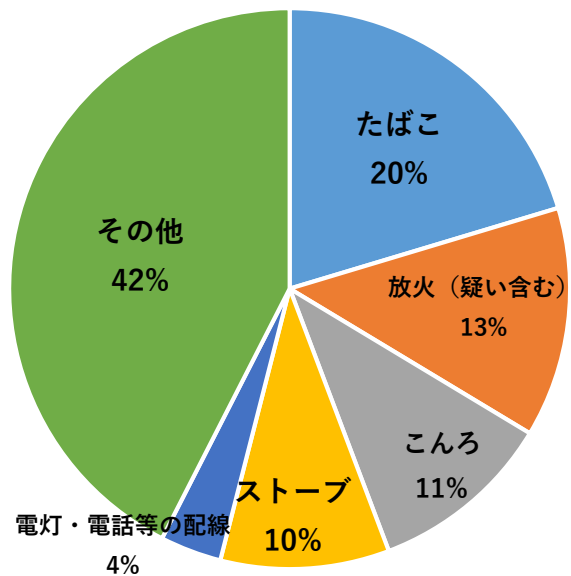
■ 市内の火災件数・原因(昨年比)

火災件数は昨年比で27件の減少、火災原因は「たばこ」次いで「放火(疑い含む)」が多い

火災種別の状況



令和6年 主な出火原因



■ 区内の火災件数・原因(前年同月比) <令和6年1月1日～令和6年2月29日>

		令和6年	令和5年	増減
火災件数		4件	3件	1件
種別	建物	3件	2件	1件
	車両	1件	0件	1件
	その他	0件	1件	△1件
焼損床面積		0㎡	49㎡	△49㎡
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		0人	1人	△1人

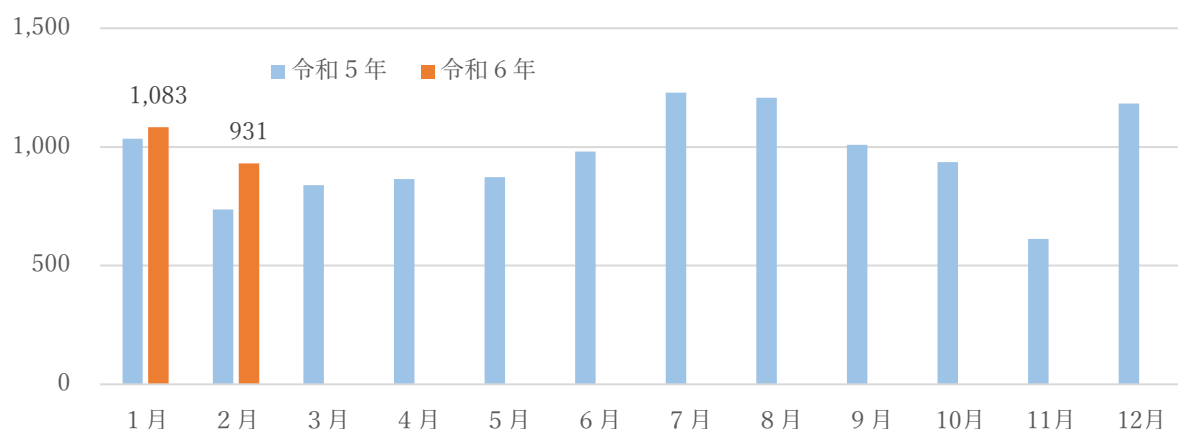
■ 区内の火災(2月発生分)

- ① 2月3日(土) 磯子区中原 1-11-50 建物火災
- ② 2月3日(土) 磯子区汐見台 2-7-5 建物火災
- ③ 2月28日(水) 磯子区森 2-14-7 車両火災

■ 区内の救急件数

区内 **2,014 件** (昨年比 243 件増)

参考：(市内 **43,088 件** (昨年比 3,461 件増))



救急車の適正利用にご協力ください！

本年中の救急出場件数は、市内、区内ともに昨年中と比べ増加しています。

救急車は、事故による大けがや命に関わる病気で緊急に医療機関へ搬送する時に利用するものです。しかし、近年、極めて軽い症状や、通院のためなどのタクシー代わりと思われる救急要請もあります。このことにより、一刻も早く救急搬送が必要な人への対応が遅れることがあります。

このままでは、救える命も救えなくなるかもしれません。真に救急車を必要としている人のために、救急車の適正利用について、皆様のご協力をお願いします。



急な病気やけがで救急車を呼ぶか迷ったら・・・

■横浜市救急相談センター

☎ #7119 または ☎ 045-232-7119

(年中無休、24 時間対応)

- ・ 救急車を呼ぶべきか
- ・ 医療機関へ行くべき症状なのか
- ・ どの医療機関で受診できるか

■横浜市救急受診ガイド

パソコンやスマートフォンで、急な病気やけがの緊急性や受診の必要性を確認できます。

横浜市救急受診ガイド

検索

自治会・町内会長 様

磯 子 消 防 署 長

令和 6 年度 新規家庭防災員研修受講者の推薦について（御依頼）

春暖の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域防災に格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、磯子消防署では、「自助から始まり、地域における防火防災の担い手として活躍できる家庭防災員」を養成することを目的とした、研修受講者を募集いたします。

つきましては、自治会・町内会で希望する方の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 推薦要件

満 15 歳以上の磯子区在住の方（過去に受講されたことがある方も可）

2 推薦方法

同封の「推薦書」に必要事項を御記入のうえ、次のいずれかの方法で担当まで御提出ください。

(1) 郵 送（同封の返信用封筒で返信してください。）

・恐れ入りますが、切手代は自治会・町内会で御負担をお願いいたします。

(2) 電子メール（推薦書は磯子消防署ホームページからダウンロード可能です。）

・電子メール送信先 **sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp**

(3) 磯子消防署又は各消防出張所の窓口に直接提出

・磯子区には磯子消防署のほか 杉田、洋光台の 2 か所に消防出張所があります。

3 募集期間

令和 6 年 4 月 1 日(金)から令和 6 年 5 月 17 日(金)まで ※必着

4 研修について

研修は次のとおり実施します。

項 目	研修実施時期	場 所	研修内容	備 考
1. 防火 2. 救急 3. 地震 4. 風水害	令和 6 年 7 月中旬 から下旬	磯子消防署	住宅防火対策や救命処置 (AED 取扱い方法等)、防 災の知識、備えについて 等	左記 4 つの研修を 一度に日中 3 時間 程度で実施します。

※詳細な日程については、日程決定後、推薦いただいた受講者に直接お知らせします。

※研修は複数回開催します（土曜日含む）。都合の良い日に御参加ください。

※上記研修以外にスキルアップのための研修も予定しています。

※研修参加者については、消防局で一括して傷害保険に加入しています。

5 添付資料

(1) 新規家庭防災員研修受講者 推薦書

(2) 新規家庭防災員募集ちらし

連絡先：磯子消防署総務・予防課 松田・山口
電話：753-0119（FAX 同番号）
E-mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

磯子消防署長

提出者 氏名 _____

自治会・町内会 _____

電話番号 _____

新規家庭防災員研修受講者推薦書

令和6年度の新規家庭防災員研修受講者として、次の方を推薦いたします。

提出期限：令和6年5月17日(金)まで ※必着

フリガナ 氏名	住所	連絡先
1.	磯子区	電話：_____
2.	磯子区	電話：_____
3.	磯子区	電話：_____
4.	磯子区	電話：_____
5.	磯子区	電話：_____

※全ての自治会・町内会に一律で推薦依頼をするものではありません。地域の実情に応じ、受講希望者を推薦してください。

- ・電子メールで提出される場合、磯子消防署ホームページから推薦書がダウンロードできます。
- ・氏名は楷書で、フリガナを付け、住所は棟室番号まで正しくご記入ください。
- ・上記個人情報については、当該事業の目的以外には使用いたしません。
- ・記入欄が足りない場合、ホームページからダウンロードするか、この用紙をコピーしてご使用ください。

担当：磯子消防署 予防係 松田・山口

電話：045-753-0119 (FAX 同番号)

Mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

新規

受講料無料

募集

新規家庭防災員研修 受講者を募集します。



「新規家庭防災員研修」について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

研修を通じて、自らの家庭を守る「家庭防災員」としての知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと思います。

研修内容

- | | | | |
|-------|------|------|------|
| 4 | 3 | 2 | 1 |
| 風水害研修 | 地震研修 | 救急研修 | 防火研修 |

● 受講要件

15 歳以上の磯子区在住の方

● 申込み方法

記入した「推薦書」をいずれかの方法で提出ください。

- (1) 返信用封筒で返信（郵送費はご負担ください。）
- (2) 電子メール（sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp）
- (3) 窓口へ提出（磯子消防署または各消防出張所）

磯子消防署 総務・予防課（〒235-0016 磯子2-1-3）

TEL/FAX:045-753-0119 Mail:sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

高潮浸水想定区域の見直しの概要

神奈川県では、台風などにより想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に、東京湾沿岸で浸水が想定される区域を、高潮浸水想定区域として、平成31年4月に指定しました。

しかし、令和元年台風第15号に伴う高波によって高潮浸水想定区域を越えて浸水が発生した事例等があったことを受けて、国が「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を改定したことに伴い、このたび高潮浸水想定区域を見直しました。

○ 今回見直した条件 ※赤字箇所を追加

・ 想定する台風の規模

- 台風の中心気圧 : 910hPa（室戸台風級） ※変更なし
- 暴風半径（最大旋衡風速半径） : 20, 30, 40, 75km（伊勢湾台風級）
- 台風の移動速度 : 20, 30, 40, 50, 53, 60, 73km/h（伊勢湾台風級）

・ 最悪の事態を想定したシナリオ

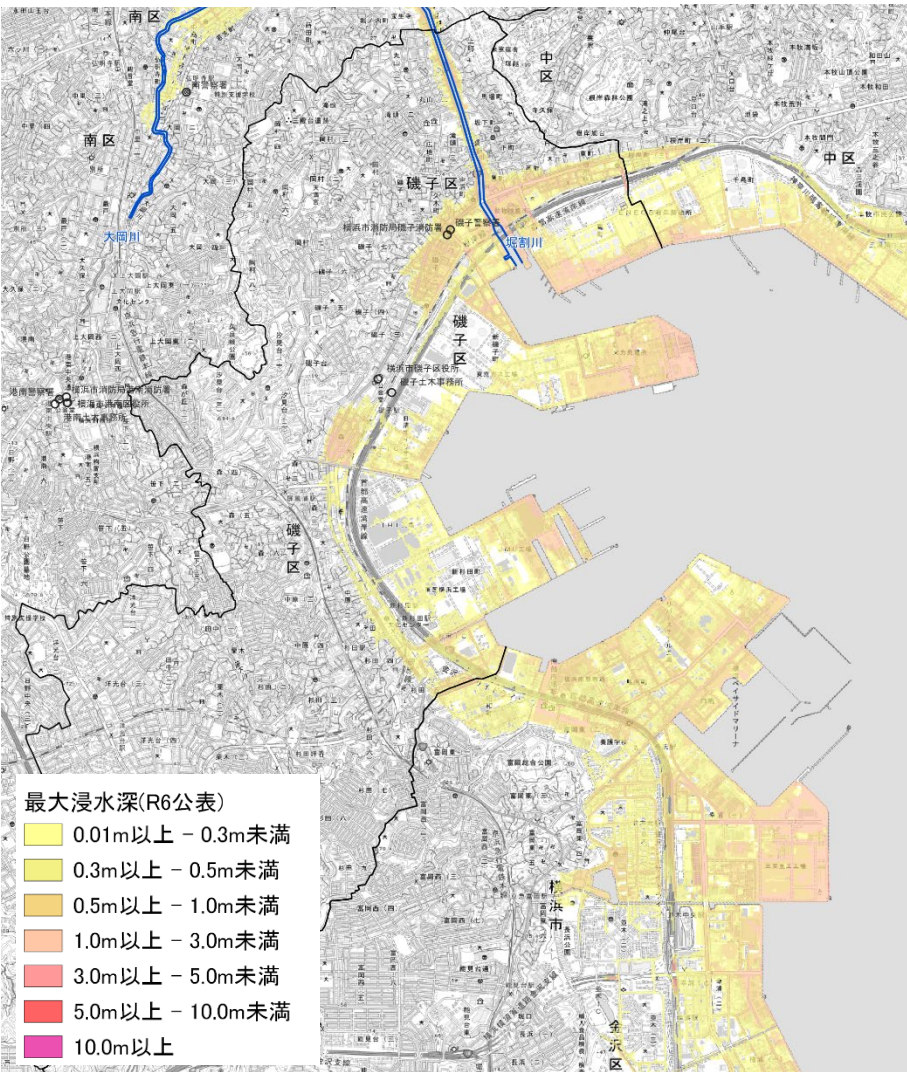
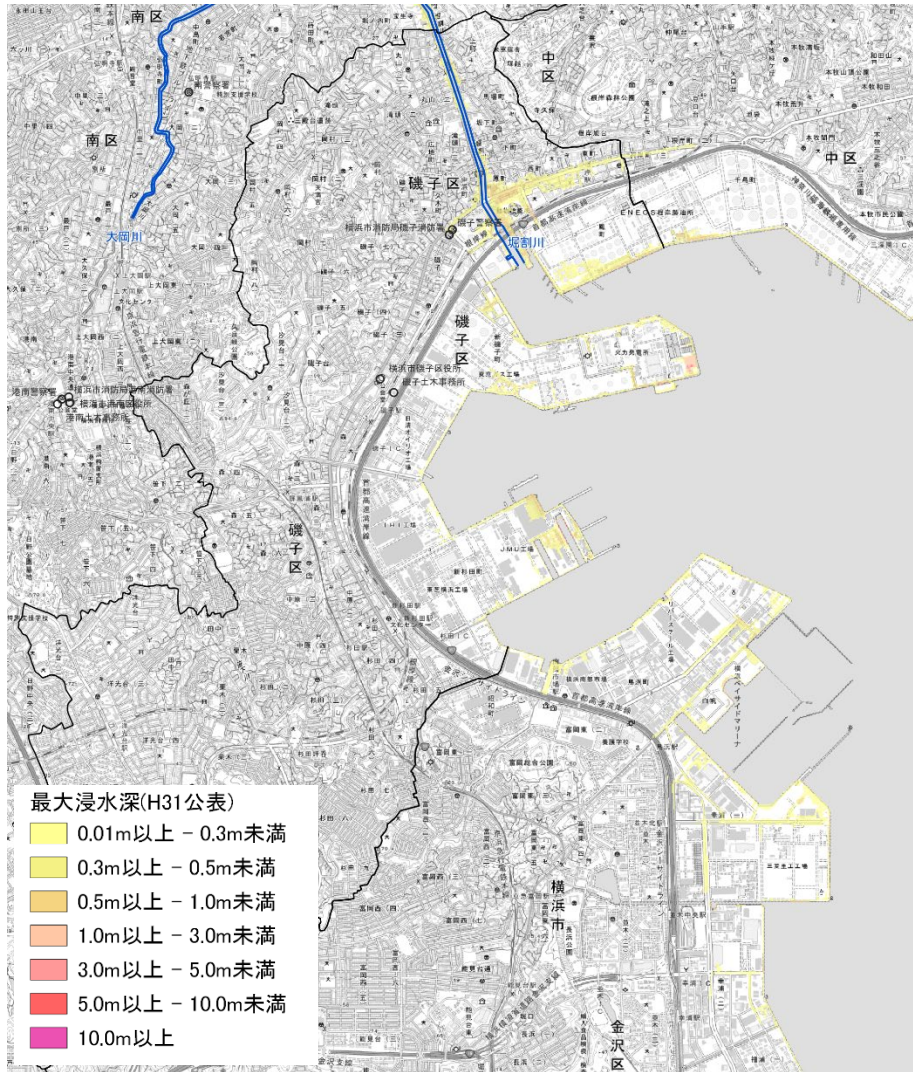
- ①沿岸の構造物の決壊条件について、決壊あり・なしの両方を考慮
- ②想定する台風の経路、半径及び移動速度の条件を増やして検討し、より影響の大きい台風を選定
- ③台風接近に伴う降雨が想定されることから、河川における洪水の発生を想定

※想定する中心気圧の台風が東京湾周辺を通過する確率は1/1,000～1/5,000年程度に相当します。

○ 横浜市(磯子区)の浸水想定区域(比較)

最大の浸水深(前回)A=0.6km²

最大の浸水深(今回)A=3.3km²



高潮特別警戒水位の見直しについて

- ・「高潮特別警戒水位」は、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位で、基準水位観測所の水位が「高潮特別警戒水位」に到達した場合には、県は「高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当(緊急安全確保))」を発表し、報道機関等の協力を得て周知します。
- ・ このたび、高潮浸水想定区域の見直しに伴い「高潮特別警戒水位」を再検討するとともに、これまで横浜市の沿岸を4つの区間に分割して設定していた「高潮特別警戒水位」を、気象警報・注意報の発表単位と同様に1つに集約しました。

(横浜市の高潮特別警戒水位(見直し後))

水位周知実施区間	基準水位観測所	高潮特別警戒水位
横浜港	横須賀	T.P.+1.35m

※見直し後の高潮特別警戒水位は、令和6年4月末から運用を開始する予定です。

○ 状況に応じた避難行動

近隣の避難所や
浸水想定区域外への避難

高潮警報※等の発表 ⇒ 市が避難指示を発表

通常の水位

危険な水位に達する予測

避難所

※高潮警報(警戒レベル4相当)
危険な水位に達することが予測される場合、3～6時間前に気象庁が発表する情報で、まだ風は強くない状況であり、近隣の避難所や浸水想定区域外へ避難できる段階

さらに水位が上昇

緊急安全確保
命の危険直ちに安全確保！

(水位の設定により追加する対応)

高潮特別警戒水位に到達 ⇒ 県が高潮氾濫発生情報※を発表

通常の水位

高潮による水位の上昇

暴風

※高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当)
高潮により水位が上昇し、いつ氾濫が発生してもおかしくない切迫した状況であることを県が発表する情報で、氾濫の発生に対する対応(緊急安全確保)が求められる。

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後 4 か年をかけて市内 78 消防出張所の体制を変更します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供してください。

3 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を 2 名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を 1 名配置します。

(2) 対象

令和 6 年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。

4 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による 24 時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

＜現行体制＞

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

＜今後の体制＞

- ・係長の 24 時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。
- ・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

＜現行体制＞

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

＜今後の体制＞

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・消防団への対応

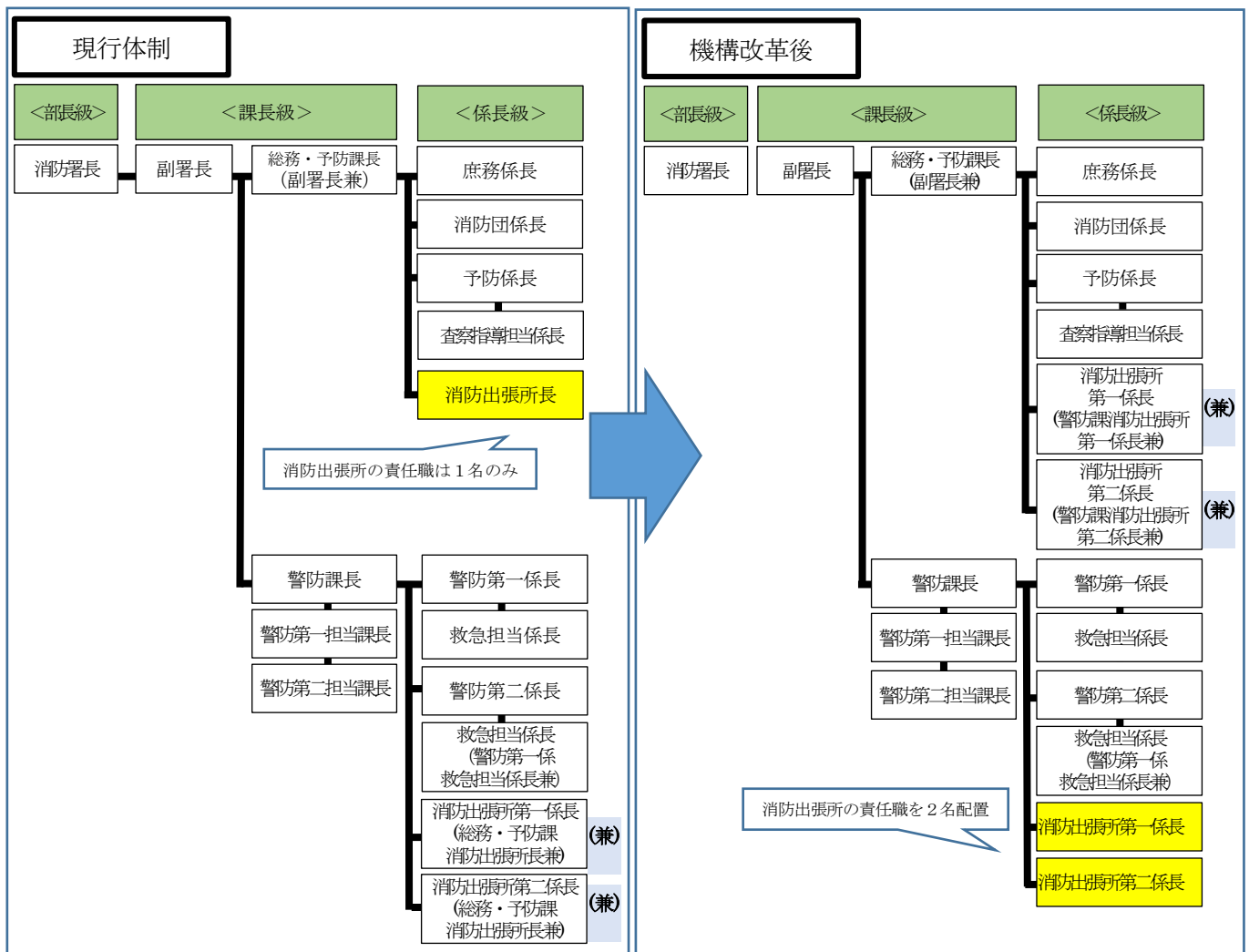
＜現行体制＞

地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

＜今後の体制＞

- ・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。
- ・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

【参考：組織機構図】



消防局総務部企画課

担当 城田、藤田、飛塚

電話 045-334-6401 /FAX 045-334-6510

メール sy-kikaku@city.yokohama.jp

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3 期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4 期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各 1 部を送付させていただきます。

2 計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028

検索



【計画全体に関すること】

環境創造局政策課

電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039

メール ks-mimiplan@city.yokohama.jp

【計画の各事業に関すること】

環境創造局みどりアップ推進課

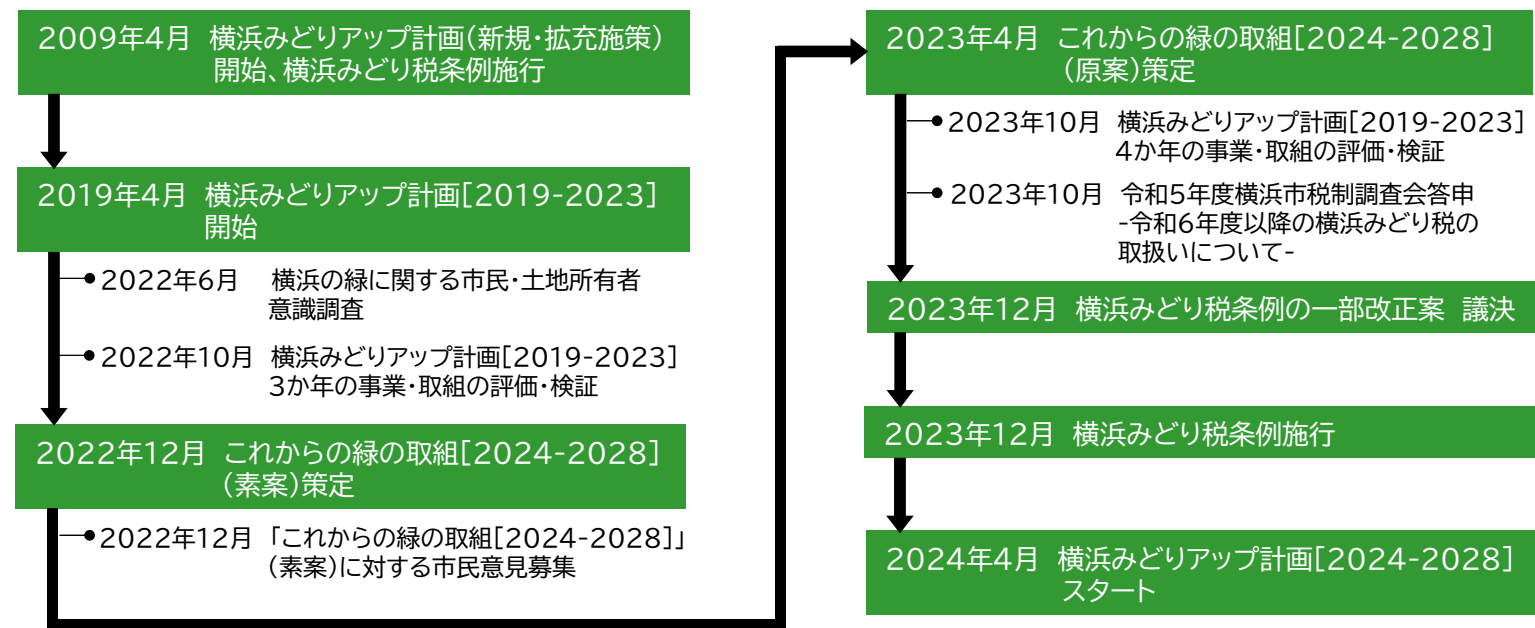
電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627

メール ks-midoriup@city.yokohama.jp

計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民の皆様にご負担いただけてきました。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ

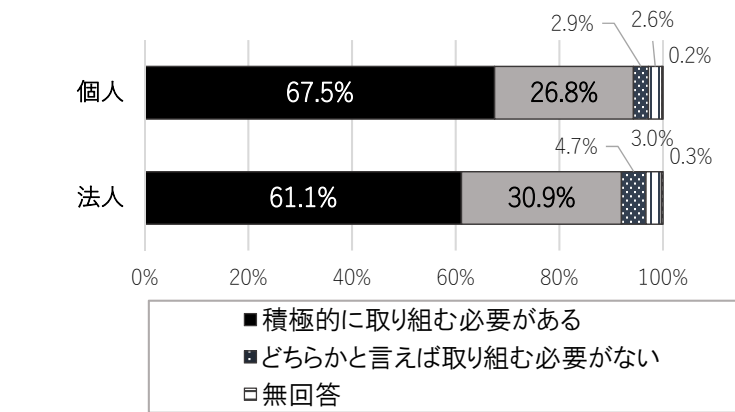


素案に対する市民意見募集の結果(概要)

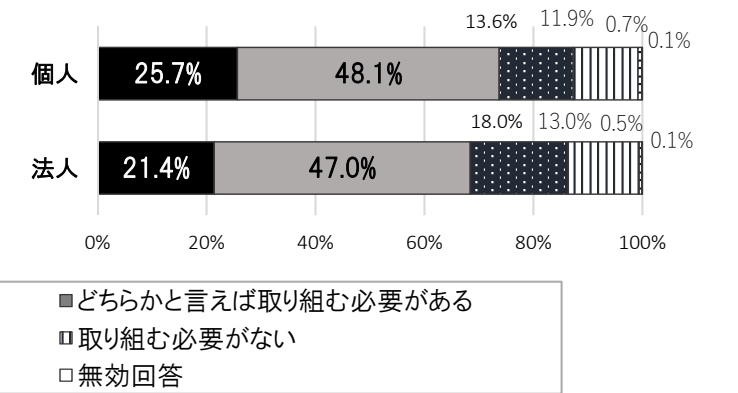
	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人:1,281人 法人:939社	43通(意見総数:93件)

アンケート方式の回答結果

問1「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定的な財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編(冊子)は、次の場所で閲覧できます

- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎3階)
- 環境創造局ウェブサイト



問合せ先
横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当
電話: 045-671-4214 FAX: 045-550-4093
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(28階)

横浜みどりアップ計画[2024-2028] (概要版)

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

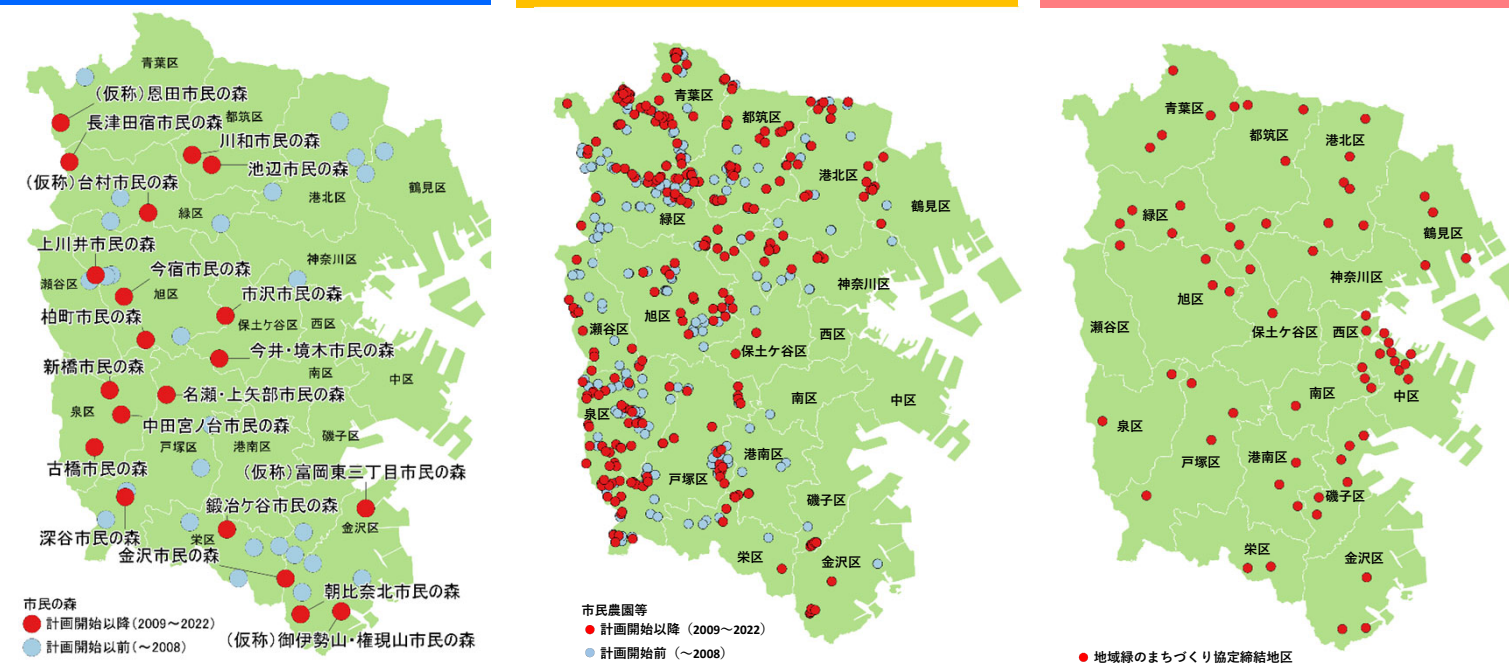


横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園
- 16か所開園し、43か所に -

農園の開設
- 310か所開設 -

地域が主体となって緑や花を創出
- 67か所で展開 -



みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- 計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。
1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など
2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します



市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます



身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます



市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1

まとまりのある樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

事業② 良好な森の育成

事業③ 森に関わる多様な機会の創出

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1

農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

事業② 農とふれあう場づくり

施策2

「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

施策1

市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業① まちなかで緑の創出・育成

施策2

ガーデンシティ横浜の更なる推進

事業② 緑や花があふれる地域づくり

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

効果的な広報の展開

事業① 市民の理解を広げる広報の展開

事業費

	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	12	10
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8	-
総事業費	415	60	150	62	142

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

令和 6 年度 横浜市 L E D 防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和 6 年度の横浜市 L E D 防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、L E D 防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 このお知らせの概要

(1) 横浜市の L E D 防犯灯について (2 ページ)

(2) L E D 防犯灯の見守りへの御協力について (3 ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3 ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4 ページ)

- ・市 (18 区) 全体で 154 灯 (電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯) の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への L E D 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール L E D 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日 (金) となります。

4 L E D 防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和 6 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

＜お問合せ先＞

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています  	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています  プレートタイプ シールタイプ  

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要がありますと考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願ひしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・磯子区地域振興課 電話045-750-2395
- ・市民局地域防犯支援課 (電話045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

*防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なる場合がありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します。)

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限りです(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和６年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和６年度 電柱へのＬＥＤ防犯灯の新設申請の手引』及び『令和６年度 鋼管ポールＬＥＤ防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和６年５月 31 日（金）となります。

令和６年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、ＬＥＤ防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和 6 年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：令和 6 年 7 月 31 日（水）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）、見積書、収支計算書（第 2 号様式）
- ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。



(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 6 年 3 月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9 月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和 7 年 2 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の 10分の9
補助上限額 210,000円

⑤ 交付台数

令和6年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数150台を維持します。
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。ただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

「令和6年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和6年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和6年度横浜市市民活動保険補償内容（令和5年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1名 上限500万円）
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円（180日限度）
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円（90日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

4 添付資料

リーフレット「令和6年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和6年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

磯子区総務課
担当 高橋、濱中
電話 045-750-2311 /FAX 045-750-2530
メール is-somu@city.yokohama.jp

令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。

補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特 徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、**横浜市が保険料を負担し**、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、**要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。**

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対 象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある（他人や社会に貢献する）活動

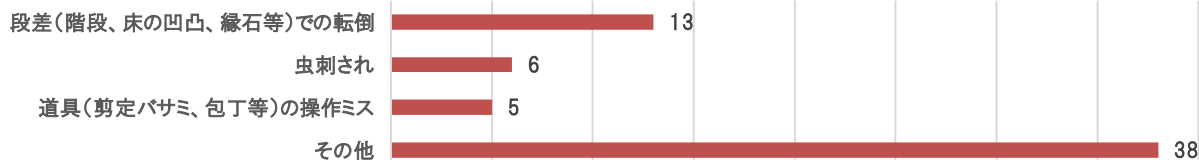
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

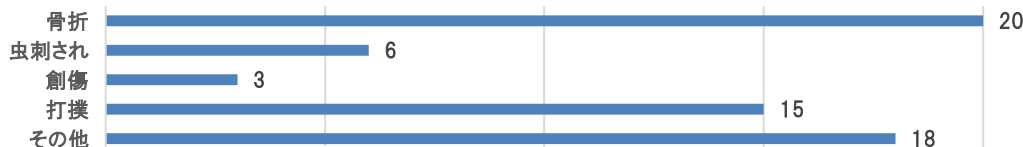
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故：令和5年4月～令和5年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)

⑨防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

⑩本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

⑪本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。

※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。

区 分	保険金額(限度額)	自己負担額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償			他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区 分	保 険 金 額	内 容
	死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入 院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通 院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・**地震、噴火、または津波による事故** ・**活動者の故意による事故** ・**活動者の心神喪失による事故** 等

■賠償責任事故

- ・ **車両の所有、使用、または管理に起因する事故**
- ・ **故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故**
- ・ **自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損**
- ・ **活動者の親族に対する事故** 等

■傷害事故

- ・ **熱中症**
- ・ **対象者の脳疾患や疾病によるもの**
- ・ **細菌性食中毒**
- ・ **むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの**
- ・ **自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故**
- ・ **重大な過失による事故**
- ・ **長時間立って作業をしたことでひざを痛めた** 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合は**、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合は**、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。

トップページ

市民活動保険

検索



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市民市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

令和 6 年度自治会町内会現況届の提出について（ご依頼）

平素より、区政にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度自治会町内会現況届について、ご提出をお願いいたします。

本現況届にご記入いただいた情報は、会長へのご連絡や広報物の送付、区内自治会町内会加入世帯数値の公表、「地域活動推進費補助金」の確認（世帯数の確認）等のために使用いたします。

また、認可地縁団体の会長が変更となる場合、告示事項変更の届出が必要ですので、必ずご連絡をお願いいたします。

1 自治会町内会現況届の内容について

（1）区連会資料配送先について

磯子区では、毎月（8 月と 12 月を除く）17 日前後に開催される「磯子区連合町内会長会定例会」（区連会）にて、市政・区政にかかる情報提供や、自治会町内会の皆様への依頼事項等を各地区連合町内会長にお伝えしています。その資料の一部を、区連会后、すべての自治会町内会あてに送付しています。

原則、紙袋（サイズ：幅 30cm×横 40cm×奥行 10cm 程度）に封入し、配送業者によりお届けしておりますので、ご都合のよい配送先をご記入ください。また、ご不在時には置き配することが出来ますので、可能な限り、置き配の指定場所のご記入をお願いいたします。

（2）自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

○氏名について：自治会町内会名とともに公表しています。

（地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。）

○連絡先（住所・電話番号等）について

- ・区役所及び横浜市
- ・各機関及び国・県の行政機関からの問合せ
（区連会、区社会福祉協議会、磯子警察署、区交通安全協会、区防犯協会など）
- ・国・県・市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

→ 現況届に記載いただいた情報を提供します。

- ・東京電力、東京ガス、N T T などの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合
- ・不動産会社及び管理会社から、自治会町内会加入のため、自治会町内会の情報を必要する場合

→ 会長の連絡先等を回答する前に、会長へのご連絡が必要な場合は、「情報提供に関する事前承諾」欄の「必要」にチェックをつけてください。「不要」の場合は区役所から会長にお電話せず、回答させていただきます。

裏面あり

(3) 加入世帯数について

全て、令和6年4月1日の数字として、下記の内容が一致している必要があります。

※ 地域活動推進費補助金を申請されない自治会町内会も同様です。

現況届 の世帯数	=	地区連合が把握 している世帯数	=	地域活動推進費の申請書 に記入された世帯数
-------------	---	--------------------	---	--------------------------

不一致の場合は、確認する必要がありますので、補助金の交付および、加入されている地区連合への補助金の交付も、大幅に遅れる可能性があります。

2 提出方法

(1) 郵送 ※同封の返信用封筒をご利用ください。

(2) F A X ※受信確認のためお電話ください。

(3) Eメール

現況届の様式は下記のHPに掲載しています。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/
kyodo_shien/jichichou/youshiki.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/youshiki.html)



3 提出期限

令和6年5月10日（金）

※5月11日以降に会長等に変更があった場合は、お手数ですがその都度ご提出をお願いいたします。

担当：磯子区地域振興課地域活動係 金澤、中谷

電話：750-2391 Fax：750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.jp

令和6年度 自治会町内会 現況届

令和 年 月 日

横浜市磯子区長

ふりがな
自治会町内会名

記入者氏名

1 自治会町内会長等（※1）

ふりがな			電 話		
会 長 名			携帯電話		
			F A X		
住 所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区				
任 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
区連会資料 配送先 (回覧・掲示数)	氏 名			電 話	
	配送先 住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区			
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所（玄関前、宅配ボックス、ドアノブ等）				
	回覧数	(回覧いただく班数などの数)		掲示数	(掲示いただく掲示板の数)
地域活動推進費 担当者	氏 名			役 職	
	電 話		Eメール アドレス		
情報提供に関する 事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への御連絡が必要か不要か選択してください。（※2）				
	☐ 必要 ☐ 不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。）				
	ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えする場合は、その連絡先をご記入ください。			連絡先	

※1 国・市・区役所内や関係機関等に対しては、いただいた情報を提供させていただきます。

※2 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてくださいと連絡があったのですが回答してよろしいですか？』というようなお電話をいたします。
不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常
はご自宅の電話番号を回答させていただきます。携帯のみしかない方は携帯番号を回答します。

2 広報配布担当者

広報配布担当者の記入をお願いします。 ※自治会・町内会長と同じ場合は「 同上 」と記載してください

ふりがな			電話		
担 当 者 名			FAX		
住 所	磯子区				
任 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
配 布 部 数	部		※担当者・配送先・部数に変更が生じた場合は毎月10日までに広報相談係（電話：750-2335）に連絡してください。		
広報よこはま 県のため等 配 送 先	〒				
	配送に関する特記事項（あればご記入ください）				

裏面あり

3 自治会町内会情報

加入世帯数 ※該当が無い場合は、必ず「0」とご記入ください。	令和6年4月1日現在の情報をご記入ください。公表数値や、地域活動推進費の基礎数値として使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。 また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。			
		世帯数		規約明記の有無 (○を付けてください)
	①一般会員	世帯		有 ・ 無
	②会費免除会員	世帯		有 ・ 無
	③法人(賛助)会員等	世帯		有 ・ 無
	★「地域活動推進費補助金」の交付申請のためには、 会費免除会員、法人会員等が規約に明記されていることが必要です。 ★ 下記の世帯数の欄には、 ①②③のうち、規約明記が「有」の世帯数の合計をご記入ください。			
世帯数 (補助金適用世帯数)		世帯		
自治会町内会費	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。 変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合(一律の金額ではないため等)は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPIに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。			
	会費	円/月	集金方法	(班長が戸別訪問で一括集金、毎月口座振替等)
	備考	区役所で回答の可否		☐ 可 ☐ 不可
会館(集会所) ※所有している場合はご記入ください。	会館名	住所		磯子区
	電話	常駐者	☐ 有 ☐ 無	備考 (管理人のいる曜日・時間帯など)

4 役員名簿

自治会町内会の役員の方など、3名程度の方のご連絡先の記入をお願いします。
区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役 職	氏 名	住 所	連絡先(携帯電話等)
		磯子区	
		磯子区	
		磯子区	

【連絡先】	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所
○自治会町内会に関する問合せ先	: 地域振興課地域活動係 Tel: 750-2391 ・ Fax: 750-2534
○広 報 に 関 す る 問 合 せ 先	: 区政推進課広報相談係 Tel: 750-2335 ・ Fax: 750-2532

記載例

令和6年度 自治会町内会 現況届

令和6年5月1日

横浜市磯子区長

ふりがな
自治会町内会名いそごかい
磯子会

記入者氏名

〇〇 〇〇

1 自治会町内会長等（※1）

ふりがな	いそご はじめ		電話	045-750-2391	
会長名	磯子 一		携帯電話	090-0000-0000	
			FAX	045-750-2534	
住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟105号 集合住宅の場合は、建物名や棟の番号まですべてご記入ください。				
任期	令和6年5月1日～令和7年4月30日				
区連会資料 配送先 (回覧・掲示数)	氏名	〇〇 〇〇		電話	000-0000-0000
	配送先住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 配送業者等がご連絡することがあります。日中に連絡のとりやすい電話番号をご記入ください。			
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所（玄関前・宅配ボックス・ドアノブ等） 集会所（A棟1階）のドア前に置いてください 回覧板での回覧や、掲示板への掲出をご依頼する際に送付するチラシ等の枚数に使用します。				
	可能な限り、ご記入をお願いします。ご記入いただいた場合は、原則置き場所への配送となります。	回覧板	10	掲示数	5
担当者	電話	〇〇		役職	会計
	電話	000-0000-0000		Eメール アドレス	〇〇〇@〇〇〇〇〇.〇〇
情報提供に関する 事前承諾	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社から、自治会町内会長の連絡先を教える定の業者から、自治会町内会長の連絡先の照会が必要か不要か選択してください。（※2） 補助金申請のやりとりに、Eメールの活用が可能な場合は、ご記入ください。				
	☐ 必要 ☒ 不要（工事業者、不動産会社以外はご連絡します。）				
	ご連絡不要の場合、ご自宅以外の電話番号をお伝えしてください。 どちらかにチェックしてください。			連絡先	000-0000-0000

※1 国・市・区役所内や関係機関等に対しては、いただいた情報を提供させていただきます。

※2 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてくださいと連絡があったのですが回答してよろしいですか?』というようなお電話をいたします。
不要を選択された場合は、区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。携帯のみしかない方は携帯番号を回答します。

2 広報配布担当者

広報配布担当者の記入をお願いします。 ※自治会・町内会長と同じ場合は「同上」と記載してください

ふりがな	〇〇 〇〇		電話	000-000-0000	
担当者名	〇〇 〇〇		FAX	000-000-0000	
住所	磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟105号				
任期	令和6年5月1日～令和7年4月30日				
配布部数	200 部		※担当者・配送先・部数に変更が生じた場合は毎月10日までに広報相談係（電話：750-2335）に連絡してください。		
広報よこはま 県のとより等 配 送 先	〒 同上 配送に関する特記事項（あればご記入ください）				

裏面あり

3 自治会町内会情報

「①一般会員」は、規約に会員に関する項目があれば、原則すべて「有」となります。

加入世帯数 ※該当が無い場合は、必ず「0」とご記入ください。	令和6年4月1日現在の情報をご記入ください。公費として使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。 また、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。			
		世帯数	規約明記の有無 (○を付けてください)	
	①一般会員	130 世帯	有 ・ 無	
	②会費免除会員	2 世帯	有 ・ 無	
	③法人(賛助)会員等	1 世帯	有 ・ 無	
★ 4月1日時点の ①一般会員、②会費免除会員、③法人(賛助)会員等のうち、規約明記の有無(規約にそれぞれの会員について記載しているか)を「有」としたものの合計をご記入ください。 ※記載例では、③法人(賛助)会員が1世帯ありますが、規約明記が「無」のため、合計数に含まれていません。				
★ ①②③のうち、規約明記が「有」の世帯数の合計をご記入ください。				
	世帯数 (補助金適用世帯数)	132 世帯		

自治会町内会費	入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社等より、区役所に会費の問合せがあった場合に、こちらに記載の金額を回答します。法人会費等がある場合は、備考欄に記載してください。 変更があった場合は地域振興課にお知らせください。区役所からの回答を希望しない場合(一律の金額ではないため等)は区役所での回答不可を選択してください。また、会費について、HPIに掲載する可能性がありますので、ご了承ください。			
	会費	200 円/月	集金方法	(班長が戸別訪問で一括集金、毎月口座振替等) 年に一回、班長が集金
	備考	区役所で回答の可否 ☒ 可 ☐ 不可		

会館(集会所) ※所有している場合はご記入ください。	会館名	〇〇自治会館		
	電話	045-750-2391	常駐者	☒ 有 ☐ 無
				備考 (管理人のいる曜日・時間帯など) 月水金の10:00~15:00

どちらかにチェックしてください。

どちらかにチェックしてください。

4 役員名簿

自治会町内会の役員の方など、3名程度の方のご連絡先の記入をお願いします。
区役所から会長に連絡が取れない場合や、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役 職	氏 名	住 所	連絡先(携帯電話等)
副会長	〇〇 〇〇	磯子区 〇〇〇 〇-〇-〇	000-0000-0000
防災部長	〇〇 〇〇	磯子区 〇〇〇 〇-〇-〇	000-0000-0000
監事	〇〇 〇〇	磯子区 〇〇〇 〇-〇-〇	000-0000-0000

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先 : 地域振興課地域活動係 Tel : 750-2391 ・ Fax : 750-2534
○広 報 に 関 す る 問 合 せ 先 : 区政推進課広報相談係 Tel : 750-2335 ・ Fax : 750-2532

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

令和 6 年度磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金の申請について
(ご案内)

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、磯子区の地域振興施策にご協力いただきありがとうございます。

磯子区では、自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、その設置や修繕にかかる経費を対象とした補助事業を行っております。このたび、令和 6 年度分の補助金申請についてご案内いたします。申請をご希望の場合は、期限までに必要書類のご提出をお願いいたします。

1 申請対象者

自治会町内会、地区連合町内会

2 補助対象経費

掲示板の新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費

※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません。

※修繕には改修を含みます。

※令和 6 年度より、電子掲示板（デジタルサイネージ）の新設にも対応します。

補助対象となる範囲に条件がございますので（通信費用が掛かる場合など）、申請される際は必ず事前にご相談ください。

3 補助額

(1) 新設（建替えを含む）

ア 補助率 対象経費の 3 分の 2

イ 補助金限度額 10 万円（電子掲示板の場合は 20 万円）

(2) 修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

ア 補助率 対象経費の 3 分の 2

イ 補助金限度額 4 万円

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります

4 申請期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 7 年 1 月 31 日（金）

※同一自治会町内会からの申請は 2 回までとします。

（申請期間内のいつでも申請いただけます）

※補助金限度額（10万円、もしくは4万円）の範囲内であれば、複数基の掲示板をあわせてご申請いただけます。ただし、新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設の申請を重複することはできません。

※補助額は予算の範囲内となります。申請を受けたものから順次審査を行いますので、申請状況により補助金を交付できない場合があります。予めご了承ください。

5 補助金申請・交付手続の流れ

（１）補助金交付申請書類の提出

補助金交付申請を行う自治会町内会は、次の書類を準備し、申請期間内にご提出ください。

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 工事に係る見積書（写）
- ③ 掲示板設置場所の地図
- ④ 工事施工前の写真
- ⑤ 【新設する場合のみ】掲示板設置場所の土地所有者の許可がわかるもの
掲示板設置箇所が公道の場合：道路占用許可書（写）
掲示板設置箇所が民地等の場合：土地使用承諾書（写）

【申請期間】

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）



（２）申請内容の審査

磯子区にて申請内容を審査し、補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付します。掲示板の工事は、補助金交付決定通知書（第2号様式）を入手してから行ってください。ただし、災害や事故等により破損し、緊急で修繕する必要がある場合は、工事後の申請が可能な場合がございますので、工事前にご一報ください。

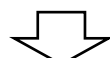


（３）完了報告にかかる書類の提出

掲示板の工事が終わりましたら、次の完了報告にかかる書類をご提出ください。

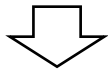
【提出書類】

- ① 完了報告書（第4号様式）
- ② 掲示板の完成写真
- ③ 工事に係る領収書（写）



（４）報告内容の審査

完了報告書類を審査し、補助金額を確定しましたら、補助金額確定通知書（第5号様式）と補助金請求書様式（第6号様式）をお送りします。



(5) 補助金請求書（第6号様式）の提出

補助金請求書（第6号様式）に補助金額確定通知書（第5号様式）の写しを添付のうえ、指定の期日までにご提出ください。



(6) 補助金の振り込み

請求書にご記入いただいた口座に補助金を振り込みます。

6 申請方法

持参、郵送またはメールでご提出ください。

【提出先】 地域振興課地域活動係

住所：〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所6階

メール：is-chishin@city.yokohama.jp

各種様式は磯子区役所ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/keijiban.html

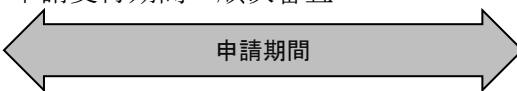
または で検索

7 掲示板の所有者が自治会町内会ではない場合（補助対象事業者等の特例）

掲示板の所有者が集合住宅の管理組合の場合は、以下の条件を満たす場合のみ、補助金申請を行うことができます。

- (1) 集合住宅の管理組合と自治会町内会の構成員がほぼ同一であること
- (2) 掲示板について、自治会町内会活動に使用していること
- (3) 自治会町内会が掲示板の設置等の費用を負担すること

<令和6年度のスケジュール>

令和6年3月	4月～令和7年1月	3月末
補助金の 申請案内	申請受付期間・順次審査 	補助申請した 掲示板の工事完了期限

※令和6年度予算が横浜市会で議決されることを条件としています。

【問合せ先】 磯子区地域振興課 金澤、中谷

電話：750-2391 FAX：750-2534

報告書・申請書の提出期限：令和6年6月28日（金）

磯子区連合町内会長会資料

令和6年3月18日

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

平素より、区政にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金について、令和6年度分の交付申請を受け付けます。申請を希望する自治会町内会につきましては、申請書等をご提出ください。

また、令和6年度分の交付申請の有無にかかわらず、令和5年度に地域活動推進費補助金の交付を受けた自治会町内会については、必ず令和5年度の活動報告をしていただく必要がありますので、ご対応をお願いいたします。

なお、交付申請及び活動報告の手続きの流れ等は、昨年度から変更ありませんが、昨年度よりも提出期限が短くなっておりますのでご注意ください。

1 令和6年度 地域活動推進費補助金の交付申請

令和6年度 地域活動推進費補助金の交付申請をする団体については、以下の書類の提出が必要となります。申請書の様式は、地域活動推進費補助金と地域防犯灯維持管理費補助金で共通です。

両方の申請をする場合は、1枚の申請書にまとめて申請してください。

- (1) 令和6年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書
兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の規約 毎年、4月1日時点のものをご提出ください
- (5) 提出書類チェック表

※ 申請内容の確認のため、総会資料及びその議事録を同封・ご持参ください

2 令和6年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請

令和6年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請をする団体については、以下の書類の提出が必要となります。

- (1) 令和6年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書
兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 電気料金等領収証の写し（令和6年4月分、一括前金払いの場合は直近のもの）

裏面あり

※代替可能な書類

- ・支払証明書の写し
- ・集合住宅の場合は、管理組合と自治会町内会で交わした覚書

(3) 電気料金集約分内訳表の写し（令和6年4月分）

- ・内訳表がない場合（灯数が少ない等）は、全灯分の領収証の写しをご提出ください。

3 令和5年度 地域活動推進費補助金活動実績報告書等

令和5年度 地域活動推進費補助金の交付を受けた団体については、以下の書類の提出が必要となります。提出がない場合は、令和6年度の補助金交付が行えませんのでご注意ください。

(1) 令和5年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第6号様式）

(2) 事業実績報告書

(3) 収支決算書

※項目単位で10万円以上になる場合には、摘要欄に内訳を記載してください。

例：レクリエーション費が30万円だった場合、摘要欄に、

夏祭り 18万（設営8万、食材費6万、消耗品など4万）・

餅つき 12万（設営3万、食材費7万、消耗品など2万） と記載してください。

(4) 10万円以上の補助対象経費に係る領収書の写し

※1件の金額が10万円未満、公共料金の支出については不要です。

※同一事業者等に対し、同じ要件で年間10万円を超える支払い（分割払いでも総額10万円を超える場合を含む）をした場合は「領収証等支出を証する書類の写し」を全てご提出ください。

(5) 入札又は見積書の徴収を行った場合（原則、市内に本店のある市内事業者等）の入札の結果が分かる書類又は見積書の写し ※1件100万円以上になると見込まれるときのみ

4 提出期限及び提出先

申請書・報告書とも、令和6年6月28日（金）までに地域振興課あて、来庁、郵送、Eメールにてご提出ください。

⇒ご提出前に、同封の「提出書類チェック表」で必要書類をご確認ください。

【住所】〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所地域振興課

【Eメールアドレス】is-chishin@city.yokohama.jp

※各種様式は、磯子区役所ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/>

[kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/chikatsuhi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/chikatsuhi.html)



※来庁でのご提出の際は、その場で内容を確認させていただきますので、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

5 その他（お願い等）

- (1) 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金それぞれの手引を同封しています。申請にかかる注意点等を記載しておりますので、ご一読をお願いいたします。
- (2) 町の防災組織活動補助金の申請をいただく自治会町内会については、地域活動推進費補助金の申請に添付していただく予算書・決算書の中で、町の防災組織活動補助金の申請金額等を記載いただいておりますが、金額の誤差が多くなっています。申請の際は、今一度、予算書・決算書に記載の他の補助金の申請金額等のご確認をお願いします。
- (3) 会長が変更となる場合には、確実に引継ぎを行っていただき、期日までに申請をお願いします。
- (4) 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、5年間保管してください。区役所から求められた場合は、提示できるようにしておいてください。
- (5) この補助金は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

担当：磯子区地域振興課 金澤、中谷

TEL：750-2391 FAX：750-2534

令和6年度 地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

（申請先）

磯子区長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

令和6年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

☐ 申請にあたっての確認事項

令和6年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

_____ 灯 × @2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

①事業計画書

②収支予算書

③団体の規約

④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し

②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し

③その他区長が必要とする書類

※①と②は電気事業者が発行したものです。

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

区 名	整理番号

令和6年度 収支予算書

自治会町内会

○会計年度 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

○収入の部

項 目		予算額	摘 要		
1	会費		円 × 世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)		
2 補助金	地域活動推進費		次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 円の3分の1(10円未満切捨て)		
	地域防犯灯維持管理費補助金		地域防犯灯 灯 × 2,200 円		
	町の防災組織活動費補助金		160 円 × 世帯		
3	広報配布謝金		17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 議会だより 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 =) 円 円 円		
4	事業収入		円	円	円
			円	円	円
5	寄付金、祝金等		円	円	円
			円	円	円
6 その他	会館使用料		円	円	円
			円	円	円
	団体交付金・謝金		円	円	円
			円	円	円
	利息・その他雑入		円	円	円
			円	円	円
7	前年度からの繰入金		円	円	円
			円	円	円
収入合計					

○支出の部

項 目		予算額	摘 要		
事務費	1	会 議 費	円	円	円
			円	円	円
	2	事 務 費	円	円	円
			円	円	円
	3	人 件 費	円	円	円
			円	円	円
	4	会館(会場)借上料	円	円	円
			円	円	円
	5	会館光熱水費	円	円	円
			円	円	円
	6	会館修繕費	円	円	円
			円	円	円
	7	その他	円	円	円
			円	円	円
事務費 小計 ①					
事業費	1	環境事業費	円	円	円
			円	円	円
	2	安全、安心環境づくり事業費	円	円	円
			円	円	円
	3	社会教育事業費	円	円	円
			円	円	円
	4	レクリエーション費	円	円	円
			円	円	円
	5	福利厚生事業費	円	円	円
			円	円	円
	6	文化事業費	円	円	円
			円	円	円
	7	そ の 他	円	円	円
			円	円	円
事業費 小計 ②					
補助対象予定経費①+②=③					

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	円	円	円
	2	町の防災組織活動費	円	円	円
	3		円	円	円
	4		円	円	円
補助事業費 小計 ④					
その他	1	会館建設・修繕積立金	円	円	円
	2	交際費	円	円	円
	3	慶弔費	円	円	円
	4	懇親会費	円	円	円
	5	寄付金・募金	円	円	円
	6	予備費	円	円	円
	7	その他	円	円	円
その他 小計 ⑤					
支出合計 (③+④+⑤)					

（報告先）
磯 子 区 長

（報告者） 所在地
団体名
代表者名

令和 5 年度 地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和 5 年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

_____ 円

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額 × 3 分の 1（補助率）

_____ 円

[地区連合町内会]

基礎的支援費 +（補助対象経費合計額 − 基礎的支援費） × 3 分の 1（補助率）

_____ 円

3 余剰金

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1 件の金額が 10 万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）上記 4 が有の場合には、当該書類又はその写し

（4）要綱第 28 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

（5）要綱第 28 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

（6）その他区長が必要とする書類

区 名	整理番号

令和5年度 収支決算書

自治会町内会

○会計年度 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

○収入の部

項 目		決算額	摘 要		
1	会費		円 × 世帯 × (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)		
2 補助金	地域活動推進費		区役所から交付を受けた地域活動推進費		
	防犯灯維持管理費補助金		防犯灯 灯 × 2,200 円		
	町の防災組織活動費補助金		160 円 × 世帯		
3	広報配布謝金		17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 議会だより 円 (4 円 × 配布部数 × 4 回 =) 円 円 円		
4	事業収入		円	円	円
			円	円	円
5	寄付金、祝金等		円	円	円
			円	円	円
6	会館使用料		円	円	円
			円	円	円
その他	団体交付金・謝金		円	円	円
			円	円	円
	利息・その他雑入		円	円	円
			円	円	円
7	前年度からの繰入金		円	円	円
			円	円	円
収入合計					

○支出の部

項 目		決算額	摘 要		
事務費	1	会 議 費	円	円	円
			円	円	円
	2	事 務 費	円	円	円
			円	円	円
	3	人 件 費	円	円	円
			円	円	円
	4	会館(会場)借上料	円	円	円
			円	円	円
	5	会館光熱水費	円	円	円
			円	円	円
	6	会館修繕費	円	円	円
			円	円	円
	7	その他	円	円	円
			円	円	円
事務費 小計 ①					
事業費	1	環境事業費	円	円	円
			円	円	円
	2	安全、安心環境づくり事業費	円	円	円
			円	円	円
	3	社会教育事業費	円	円	円
			円	円	円
	4	レクリエーション費	円	円	円
			円	円	円
	5	福利厚生事業費	円	円	円
			円	円	円
	6	文化事業費	円	円	円
			円	円	円
	7	そ の 他	円	円	円
			円	円	円
事業費 小計 ②					
補助対象経費①+②=③			参考 補助対象経費×1/3(1円未満切り捨て) =		
補助事業費	1	防犯灯維持管理費	円	円	円
	2	町の防災組織活動費	円	円	円
	3		円	円	円
	4		円	円	円
補助事業費 小計 ④					
その他	1	会館建設・修繕積立金	円	円	円
	2	交際費	円	円	円
	3	慶弔費	円	円	円
	4	懇親会費	円	円	円
	5	寄付金・募金	円	円	円
	6	その他	円	円	円
その他 小計 ⑤					
次年度への繰越金 ⑥					
支出合計 (③+④+⑤+⑥)					

地域活動推進費申請時 提出書類チェック表

①令和 6 年度 地域活動推進費補助金の交付申請

チェック	提出書類
☐	補助金交付申請書（第１号様式）
☐	【確認事項】加入世帯数は現況届と一致していますか
☐	事業計画書（総会資料にある場合は、その写しでも可）
☐	収支予算書（　　　　　　　　　〃　　　　　　　　　）
☐	【確認事項】収入と支出の合計は一致していますか
☐	団体の規約（変更がない場合も、毎年４／１時点のものをご提出ください）
※	申請内容の確認のため、 <u>総会資料及びその議事録をご持参ください</u>

②令和 6 年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請

☐	補助金交付申請書（第1号様式）
☐	電気料金等領収証の写し（令和6年4月分）※WEB発行の場合も4月分
	※1 一括前金払いの場合 対象期間に、令和6年4月が含まれている領収書で可
	※2 集合住宅の場合 管理組合との覚書及び位置図で対応できる場合があります。 ご不明な場合は、地域振興課にお問い合わせください
☐	電気料金集約分内訳表の写し（令和6年4月分）【複数ある場合】
	※ 内訳表がない場合は、全灯分の領収証の写しが必要です。

③令和5年度地域活動推進費補助金活動実績報告書等

☐	補助金活動実績報告書（第6号様式）
☐	事業実績報告書（総会資料にある場合は、その写しでも可）
☐	収支決算書（　　　　　　　〃　　　　　　　）
☐	【確認事項①】収入と支出の合計は一致していますか
☐	【確認事項②】他の補助金の補助対象事業費は外して計算していますか
☐	【確認事項③】 項目単位で10万円以上になる場合は、摘要欄に内訳を記載してください 《例：レクリエーション費が30万円だった場合》 摘要欄に、次のように内訳を記載してください。 ・夏祭り18万（設営8万、食材費6万、消耗品など4万） ・餅つき12万（設営3万、食材費7万、消耗品など2万）
☐	10万円以上の補助対象経費に係る領収書の写し
	※ 分割払いやリース契約でも、一つの契約で10万円を超える場合は、「領収証等支出を証する書類の写し」を全てご提出ください。 《例：町内会館のコピー機リース代》 年間10万円の契約を結び、毎月支払いをしている場合 ⇒全ての月の領収書（4月、5月…）の写しが必要です ※ 公共料金の支出については提出不要です。
☐	入札又は見積書の徴収を行った場合（原則、市内に本店のある市内事業者等）の入札の結果が分かる書類又は見積書の写し
	※ 1件100万円以上になると見込まれるときのみ
※	申請内容の確認のため、 総会資料及びその議事録をご持参ください

令和 6 年度

地域活動推進費補助金 事務の手引

（自治会町内会・地区連合町内会）

令和 6 年 3 月

横浜市市民局地域活動推進課

*この手引は、令和 6 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

< 目 次 >

地域活動推進費補助金の概要	1 ～ 2 ページ
---------------	-----------

< 令和 5 年度地域活動推進費補助金 >

1 活動実績報告	3 ～ 8 ページ
事業実績報告書 作成例	5 ～ 6 ページ
収支決算書 記入例	7 ～ 8 ページ
2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	9 ～ 12 ページ
余剰金額算出例（地区連合町内会）	10 ページ

< 令和 6 年度地域活動推進費補助金 >

1 交付申請	13 ～ 20 ページ
事業計画書 作成例	15 ～ 16 ページ
収支予算書 記入例	17 ～ 18 ページ
補助金額算出例（地区連合町内会）	19 ページ
2 交付請求	21 ～ 23 ページ
3 執行上の留意点	24 ページ
4 活動実績報告	} ※令和 5 年度と同じ手続きと なりす。 3 ～ 12 ページを参照して ください。
5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	

< 参考 >

補助対象・補助対象外経費の例	25 ページ
補助対象経費・対象外経費に関する留意事項	26 ページ
申請書類の提出方法について	27 ページ

地域活動推進費補助金の概要

1 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	700円×加入世帯数	公益的活動に係る 事務費・事業費
地区連合町内会	3分の3	12万円（基礎的支援費）	
	（補助対象経費－基礎的支援費）×3分の1	170円×加入世帯数＋5万円	（他の補助金を利用して いる事業を除く）

<補助対象経費の例>

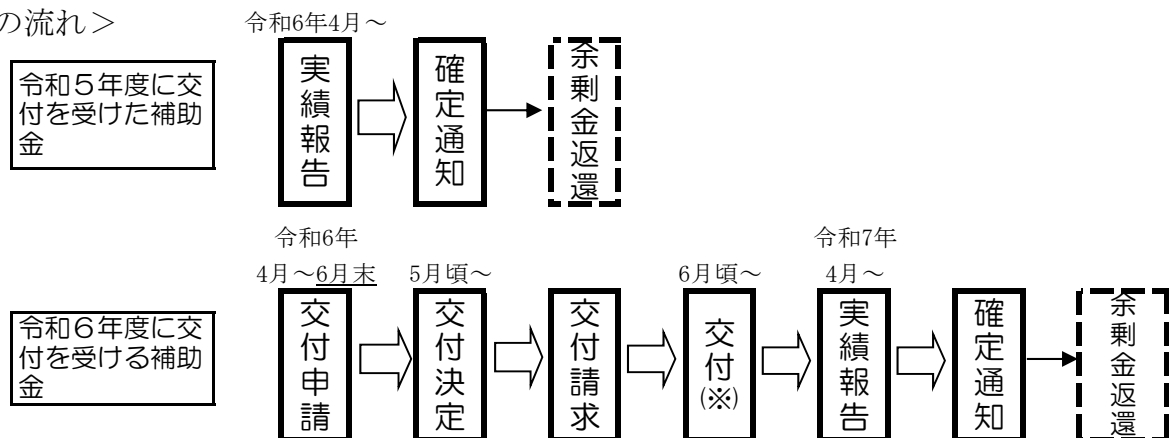
自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

<補助対象外経費の例>

他の補助金（「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等）を利用して実施している事業や活動の費用、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

2 補助金交付から活動実績報告、余剰金の返還までの流れ

<手順の流れ>



(1) 交付申請（手順の詳細は、13～20ページをご覧ください）

①交付申請書（第1号様式）、②事業計画書、③収支予算書、④規約 を、区役所が指定する日までに、区役所地域振興課に提出してください。手続きの際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**

* 令和5年度補助金の「活動実績報告」や「余剰金返還」の確認ができない場合は、令和6年度の補助金交付を保留することとなりますので、ご注意ください。
（令和5年度活動実績報告書と令和6年度補助金交付申請書は同時に提出いただけます）

* 会計年度が「4月から翌年3月」ではない場合は、区役所にご相談ください。

* 書類に不備があったときは、再提出していただく場合があります。

(2) 交付決定（20ページに交付決定通知書のひな形を参考として掲載しています）

交付申請書及び添付書類を審査し、適正な場合は、区役所から交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

(3) 交付請求（手続の詳細は、21～23ページをご覧ください）

交付決定通知書を受領されましたら、①交付請求書（第5号様式）、②交付決定通知書の写し、③口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。書類を確認し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

(4) 活動実績報告（手続の詳細は3～8ページをご覧ください）

年間の活動を終わられましたら、①活動実績報告書（第6号様式）、②事業実績報告書、③収支決算書、④補助対象経費に係る領収書の写し等を、区役所が指定する日までに区役所地域振興課に提出してください。手続きの際は、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。

(5) 補助金額確定通知 及び 余剰金返還（手続の詳細は9～12ページをご覧ください）

活動実績報告書及び添付書類を審査し、適正な場合は、補助金額を確定し、区役所から補助金額確定通知書（第7号様式）を送付します。なお、補助金額を確定した結果、補助金に余剰金があると認められた場合は、該当する団体に対して補助金返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3 加入世帯数について

<加入世帯数の把握>

- ・ 補助金の算定根拠となる加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。
- ・ 加入世帯数は、補助金を申請するために必要な数字です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。

<加入世帯数に変更があった場合>

- ・ 総会資料と4月1日現在の加入世帯数に増減があった場合は、申請時に区役所窓口で申し出てください。その際、世帯数の増減が確認できる書類（名簿、班ごとの世帯数報告資料など）を提示していただく場合があります。

<加入世帯数の定義、数え方>

- ・ 加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定が必要です。なお、「会費減免世帯」とは「加入はしているが会費は減免している」世帯のことです。「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数とは数えません。
- ・ 社員寮やアパートなどの集合住宅の場合は「1戸（室）＝1世帯」と数えます（ただし、自治会町内会で実加入世帯数にかかわらず「1棟＝1世帯」としている場合を除く）。加入世帯数が「0」なのに「1棟＝1世帯」で数えたり、実際加入している世帯数より多い世帯数（例：アパート全体の戸数）で申請することはできません。

4 その他

- ・ 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、区役所から提示を求める場合がありますので、年度ごとに整理して**5年間**大切に保管してください（補助金要綱で義務付けられています）。
- ・ 区役所に提出された書類は、市民の方から情報公開請求があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

**令和5年度
地域活動推進費補助金**

活動実績報告（余剰金の返還）について

1 活動実績報告 ～令和5年度補助金～

(1) 活動実績報告書の提出について

令和5年度地域活動推進費補助金の交付を受けた団体は、当該年度の活動実績報告に必要な書類を、区役所が定める期限内に、区役所地域振興課へ提出してください。

- * 地域活動推進費補助金は、活動実績報告書を区役所へ提出することを条件に交付しています。**活動実績報告書の提出がなされないと、補助金を全額返還していただく場合がありますほか、令和6年度地域活動推進費補助金の交付も保留することとなりますので、ご注意ください。**

(2) 必要書類

- ① 活動実績報告書（第6号様式）
- ② 事業実績報告書（総会資料で代用可）
- ③ 収支決算書（総会資料で代用可）
- ④ 補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）
- ⑤ 補助対象経費に係る支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれたために市内事業者による入札又は見積合わせを実施した場合は、「入札の結果が分かる書類又は見積書の写し」及び「当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し」

* ④及び⑤については、24ページの「執行上の留意点」も併せてご覧ください。

* 上記①から⑤の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録を区役所へご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 活動実績報告書（第6号様式）について（記載方法は4ページをご覧ください）

所在地、団体名、代表者名を記載し、以下の項目について記載してください。

<自治会町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「補助対象経費合計額×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

<地区連合町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9、10ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄に記載します。

(4) 事業実績報告書について（5～6ページの作成例をご覧ください）

- ① 「この1年間どのような活動をしたか」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支決算書について（7～8ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業実績報告書に記載した活動に要した費用の決算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

年 月 日

（報告先）

区 長

（報告者）所在地
団体名
代表者名

金額の訂正はできません。

令和 5 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和 4 年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

区から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

円

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額 × 3 分の 1（補助率）

＜自治会町内会の場合＞

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、
3 分の 1 を乗じた金額を記入してください。
（1 円未満切捨）

円

[地区連合町内会]

基礎的支援費 +（補助対象経費合計額 - 基礎的支援費） × 3 分の 1（補助率）

＜地区連合町内会の場合＞

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、
「基礎的支援費（12 万円）」を差し引いた額に
3 分の 1 を乗じ、さらに「基礎的支援費（12 万円）」
を加えた金額を記入してください。
（1 円未満切捨）

円

3 余剰金

円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1 件の金額が 10 万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0 円」と記入してください。

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）上記 4 が有の場合には、当該書類又はその写し

（4）要綱第 28 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

（5）要綱第 28 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

（6）その他区長が必要とする書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

令和5年度事業実績報告書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
4月	さくらまつり 日時：4月6日 午前10時～ 場所：〇〇公園 参加者：約250名 内容：〇〇小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。〇〇について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：△△グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：〇〇広場 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：〇〇 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：〇〇会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：〇〇 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
令和4年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約80名
1月	防災訓練（17日。参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

令和5年度事業実績報告書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎決算総会：5月10日 予算総会：3月21日
◎定例会：毎月第2木曜日、午後8時から開催。

2 環境美化事業

地域内の環境美化を目的として、毎月第3日曜日に定期清掃を行いました。
また3R行動の推進に関するチラシを作成し、班回覧によりごみの減量・リサイクル・分別徹底や不法投棄防止を呼びかけました。

3 防犯活動、交通安全事業

防災防犯委員を中心に防犯パトロールを月2回実施しました。
5月には〇〇警察署の協力により、小学校低学年までの児童を対象に交通安全教室を開催しました。
また駅前及び商店街での違法駐車・違法駐輪に対する苦情が増えてきたことから、件数や駐車時間等の路上調査を実施しました（10月31日）。

4 災害対策事業

〇〇消防署の協力により総合防災訓練を実施し、災害時の救助活動等の講習を受けました（〇月・参加者約〇〇名）。また、災害時の備蓄品として水（〇箱）、レトルト食品（〇食）、ヘルメット（〇個）を購入、補充しました。

5 文化・スポーツ事業

(1) さくらまつり

〇〇商店街との共催により恒例のさくらまつりを実施しました。
開催日時：4月6日 午前10時～午後5時 会場：△△公園

(2) 夏祭り

恒例の夏祭りは、1日目は雨模様となりましたが、2日目は天気に恵まれ、盆踊り・縁日とも盛況となりました。
開催日時：8月6日、7日 午後3時～午後8時 会場：〇〇通り

(3) 大運動会

10月10日〇〇小学校グラウンドにて開催、総勢250名が参加しました。

(4) 文化祭及び年賀状講習会

地域住民や老人クラブ等へ出品を呼びかけ、町内会館を会場として作品発表会を開催しました（11月3日）。またその会場で年賀状講習会の参加者募集のチラシを配布し、応募のあった18名を対象として12月5日に講習会を開催しました。

6 広報活動

- ◎町内会新聞の発行：第20号～第25号 各120部作成。
◎市役所・区役所からの広報配布物の配布・回覧をしました。（随時）

7 親睦会

- ◎会員相互の親睦を深めることを目的としてバス旅行を実施しました。
日時等：11月23日、目的地〇〇、参加者30名、会費2万円

8 加入促進事業

町内会区域内に新たに建設されたマンションの住民向けに、町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し配布しました。

区 名	整理番号

この収支決算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
として出納していないものは別会計となります。

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和5年度収支決算書

〇〇〇自治会町内会

〇会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

〇収入の部

会計年度の始期が4月の場合、「令和5年4月1日～令和6年3月31日」と記載します。

項 目		決算額	摘 要
1	会費	360,000	(例) 300円×会費会員100世帯×12ヶ月 加入世帯数110世帯(内訳:会費会員100、会費免除会員10)
2 補助金	地域活動推進費	77,000	区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金を記入します。 (例) 700円×110世帯＝77,000円
	地域防犯灯維持管理費	22,000	区役所から交付を受けた地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。 (例) 2,200円×10灯＝22,000円
	町の防災組織活動費	17,600	横浜市から交付を受けた町の防災組織活動費補助金を記入します。 (例) 160円×110世帯＝17,600円
			上記の他に自治会町内会又は地区連合町内会 として交付を受けた補助金がある場合は、この欄 へ記入してください。
3	広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。
4	事業収入	160,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。
5	寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。
6 その他	会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例) 募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50	利息等、その他収入を記入します。
7	前年度からの繰入金	302,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収入合計		1,200,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。

○支出の部

支出を明確にするため、決算額が大きい場合等は、摘要欄にその内訳を書くようにしてください。
例) 1 会議費 150,000 摘要欄 会場借り上げ 100,000 資料印刷費等 40,000 お茶代 10,000 など

項 目		決算額	摘 要
事務費	1 会議費	150,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施した会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		460,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。(ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施した事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象経費①+②=③		908,000	

補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施した活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施した事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。また、金額は、該当する補助金の実績報告書に記載する金額と同額にしてください。
	4		
補助事業費 小計 ④		48,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	3,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 その他	0	余剰金として区へ返還した額等を記入します。
その他 小計 ⑤		133,000	
次年度への繰越金 ⑥		111,000	次年度への繰越金を記入します。
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		1,200,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和5年度補助金～

(1) 補助金額確定通知 及び 返還請求書の送付

提出いただいた活動実績報告書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、補助金額確定通知書（第7号様式）を区役所から送付します。

このとき、**交付した補助金に余剰金がある場合は、返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。**確定通知の受領と返還請求金の納付をもって、令和5年度補助金の手続が完了します。

*** 返還請求金の納付が確認できるまで、令和6年度補助金の交付は保留されます。**

また、返還請求された金額を期日までに納付しなかった場合は延滞金がかかりますので、返還請求を受けた場合は遅滞なく納付してください。

（横浜市補助金等の交付に関する規則 第20条・第21条）

(2) 余剰金額の確認、算出方法

<自治会町内会の場合>

① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出して、3分の1を乗じます。（①で求めた金額＝「補助対象経費×3分の1」）

② ①で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。

* 「①で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「①で求めた金額」の方が大きい場合）

→ 余剰金はありません。

* 「①で求めた金額」＜「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）

→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

<地区連合町内会の場合>（次ページの算出例も併せてご覧ください）

① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出します。

② ①で求めた金額から、12万円（基礎的支援費）を差し引きます。
（「補助対象経費－12万円」）

③ ②で求めた金額に、3分の1を乗じます。
（「補助対象経費－12万円」×3分の1）

④ ③で求めた金額に、12万円（基礎的支援費）を加えます。
（④で求めた金額＝「補助対象経費－12万円」×3分の1＋12万円）

⑤ ④で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。

* 「④で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合
（同額、又は「④で求めた金額」の方が大きい場合）

→ 余剰金はありません。

* 「④で求めた金額」＜「交付された補助金額」の場合
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）

→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

<地区連合町内会の地域活動推進費補助金 余剰金額 算出例>

* 次のような決算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金の余剰金額を算出してみます。
(交付された補助金額を85万円、補助対象経費を102万円と仮定)

○ 収入の部

項 目		決算額	余剰金算出方法
1	会費	2,400,000	補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。 次の「A+B」と「C」を比較して、「C」が大きい場合、その差額が余剰金となります。 A (補助対象経費－120,000円)×3分の1 B 120,000円(基礎的支援費) C 交付された補助金額 * 補助対象経費が12万円以下の場合は、その額と交付された補助金額の差額が余剰金となります。
2	地域活動推進費	850,000	
2	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
5	団体交付金	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収 入 合 計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<余剰金額算出の手順> (手順1) 上記「A」を計算します。 (1,020,000円－120,000円)×3分の1 =300,000円(A) (手順2) 「A」に「B」を加えます。 300,000円+120,000円=420,000円 (A+B) (手順3) 交付された補助金額「C」から「A+B」を差し引きます。 850,000円－420,000円=430,000円 430,000円が地域活動推進費補助金の余剰金額となります。
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	0	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	0	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			400,000	
補助対象予定経費①+②=③			1,020,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0
	2		0
補助事業費 小計 ④			0
その他	1	会館建設・修繕積立金	0
	7	その他	0
次年度への繰越金 ⑥			2,230,000
支出合計 (③+④+⑤+⑥)			3,250,000

補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合は、その金額と交付された補助金額との差額が余剰金となります。

したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合、
850,000円－100,000円＝750,000円

750,000円が余剰金となります。

(参考)

第7号様式 (第11条)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和5年度地域活動推進費補助金額確定通知書

年 月 日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金確定額

_____ 円

①この欄に記載された金額と、交付を受けた金額が同額である場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)はありません。

この通知の受領により令和5年度補助金の手続は完了です。

②この欄に記載された金額が、交付を受けた金額より少ない場合
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)があります。

返還請求金の納付により、令和5年度補助金の手続が完了します。

区地域振興課

担当 : TEL ー

(参考)

第8号様式(第12条第1項)

区地振第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

区 長

令和5年度地域活動推進費補助金返還請求書

年 月 日 区地振第 号により交付しました地域活動推進費補助金について、要綱第12条第1項の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

_____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。

納付書兼領収書(緑色)を同封します。
期限内にお支払いください。

区地域振興課

担当: TEL ー

**令和6年度
地域活動推進費補助金**

交付申請から活動実績報告まで

1 交付申請 ～令和6年度補助金～

(1) 申請書の提出について

補助金の交付申請に必要な書類を区役所地域振興課へ提出してください。

(2) 必要書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（総会資料で代用可）
- ③ 収支予算書（総会資料で代用可）
- ④ 規約

＊ 上記①から④の書類のほか、申請内容の確認や、申請が会の総意として行われたものであるかの確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参または添付してください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

(3) 交付申請書（第1号様式）について

所在地、団体名、代表者名を記載し、補助申請金額、4月1日現在の加入世帯数を記載します。

＊ 補助申請金額は訂正できませんので、書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただきます。

<申請金額（自治会町内会の場合）>

自治会町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額となります。

- A $700円 \times \text{加入世帯数}$
- B 補助対象経費（事務費＋事業費） $\times 3分の1$

<申請金額（地区連合町内会の場合）>（19ページの算出例も併せてご覧ください）

地区連合町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額に「基礎的支援費（12万円）」を足した金額となります。

- A $170円 \times \text{加入世帯数} + 5万円$
- B $\{ \text{補助対象経費（事務費＋事業費）} - \text{基礎的支援費（12万円）} \} \times 3分の1$

(4) 事業計画書について（15～16ページの作成例をご覧ください）

- ① 「これからの1年間どのような活動をする予定か」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(5) 収支予算書について（17～18ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業計画書に記載した活動に要する予算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

(6) 規約について

- ① 規約は、団体の活動目的や活動内容、役員、会費、会計等について規定するものです。基本的にはどの団体でも制定していると思いますが、規約がない場合は必ず制定してください。
- ② 令和元年度～令和5年度の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できます。

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）
第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

令和6年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

金額の訂正はできません。

令和6年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

＜自治会町内会の場合＞

A 700円×加入世帯数

B 補助対象経費（事務費＋事業費）×3分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入してください。（十円未満切捨）

☐ 申請にあたっての確認事項

令和6年4月1日現在の加入世帯数は 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数） （補助単価） （

灯×@2,200円＝

部分のとおりに、加入世帯数は補助金の算定に使用します。4月1日現在の加入世帯数を記入してください。

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告書）

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯維持管理費の領収書等の写し
- ②自治会町内会等の支払名義の電気料金明細書の写し
- ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです

＜地区連合町内会の場合＞

A 170円×加入世帯数＋50,000円

B {補助対象経費（事務費＋事業費）－120,000円} ×3分の1

C 120,000円（基礎的支援費）

A、Bのうち、いずれか低い方の金額に、Cを加えた金額を記入してください。（十円未満切捨）

*補助対象経費が12万円以下の場合は、その額とAを比較して低い方の金額を記入してください。（十円未満切捨）

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

令和6年度事業計画書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業計画年月	活動内容・場所等
令和4年4月	第1回班長会 さくらまつり（〇〇公園） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル（△△学校グラウンド） 決算総会 定期清掃（25日）
6月	第2回班長会 防災訓練 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（下旬） 定期清掃（25日）
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 定期清掃（25日）
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	防犯パトロール（中旬） クリスマス会 定期清掃（25日）
令和5年1月	餅つき大会（△△学校グラウンド） 防災訓練（17日） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会 定期清掃（25日）
3月	予算総会 定期清掃（25日）

令和6年度事業計画書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

1 会議等

- ◎ 総会（5月、3月に実施）
- ◎ 定例会（毎月第2木曜日、午後8時から）

2 環境美化事業

- ◎ 定期清掃（毎月第3日曜日）
- ◎ ごみの分別徹底や不法投棄防止を呼びかけるチラシの作成及び配布
- ◎ 空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収（月2回）

3 防犯活動、交通安全事業

- ◎ 防犯パトロール（月2回）
- ◎ 交通安全教室（5月）
- ◎ 違法駐車、違法駐輪実態調査（秋に実施予定）

4 災害対策事業

- ◎ 防災訓練 〇回（〇月、〇月）
（〇〇消防署の協力により、災害時の救助活動や救命講習会を実施）
- ◎ 防災備蓄（水（〇箱）、食糧（α化米〇食）、資機材（ヘルメット〇個）等）

5 文化・スポーツ事業

- ◎ さくらまつり（4月上旬、△△公園にて）
- ◎ 夏祭り（8月〇～〇日、盆踊りと縁日を実施）
- ◎ 大運動会（10月上旬）
- ◎ 文化祭（11月上旬）
- ◎ 年賀状講習会（絵手紙やイモ版画などの講習会を実施）

6 広報活動

- ◎ 町内会新聞の発行（年6回）
- ◎ 行政からの広報配布物の配布・回覧

7 親睦会

- ◎ バス旅行（時期は11月を予定。場所は未定）

8 加入促進事業

- ◎ 未加入世帯へ町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し、配布する。

この収支予算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。
このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」
など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会
として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

令和6年度収支予算書

〇〇〇自治会町内会

〇会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

〇収入の部 会計年度の始期が4月の場合、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」と記載します。

項 目		予算額	摘 要
1	会費	360,000	会費収入を記入します。加入世帯のうち会費を減免している世帯がある場合は、内訳がわかるように記入してください。 (例) 300円×100世帯×12か月 内訳: 会費世帯100、会費免除世帯10
「1 会費」の欄の内訳の加入世帯数部分と、「2. 補助金」の欄の地域活動推進費補助金の算出内訳及び補助金申請書(第1号様式)で記載した加入世帯数部分【当手引P14参照】			
2	地域活動推進費	77,000	<自治会町内会の場合> 次のいずれか低い方の金額を記入します。(十円未満切捨) A 700円× 加入世帯数 B 補助対象経費(事務費+事業費)×3分の1 【算出例】 A : 700円×110世帯(会費世帯100+会費免除世帯10) = 77,000円 B : (事務費360,000円+事業費448,000円)×3分の1 = 269,330円(十円未満切捨) *事務費と事業費は支出の部の①と②の金額です。 ⇒Aの方が低い金額となるため、77,000円を記入します。 <地区連合町内会の場合>(算出例は19ページをご覧ください) 次のA、Bいずれか低い方の金額に、Cを加えた金額を記入します。(十円未満切捨) A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)-基礎的支援費}×3分の1 C 基礎的支援費(上限:12万円) *補助対象経費が12万円以下の場合は、その金額とAを比較して低い方の金額を記入します。
	地域防犯灯維持管理費	22,000	地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。(例)2,200円×10灯
	町の防災組織活動費	17,600	町の防災組織活動費補助金を記入します。(例)160円×110世帯
	上記の他に交付を予定されている補助金がある場合には、この欄へ記入してください。		
3	広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。
4	事業収入	60,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。
5	寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。
6	会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
その他	団体交付金・謝金	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50	利息等、その他収入を記入します。
7	前年度からの繰入金	302,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
収入合計		1,100,000	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。

○支出の部

項 目		予算額	摘 要
事務費	1 会議費	50,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施する会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		360,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。 (ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象予定経費①+②=③		808,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施する活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施する活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施する事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。
	4		
補助事業費 小計 ④		48,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	3,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 予備費	111,000	予備費を記入します。
	7 その他	0	
その他 小計 ⑤		244,000	④・⑤は、地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります
支出合計 (③+④+⑤)		1,100,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

<地区連合町内会の地域活動推進費補助金額 算出例>

* 次のような予算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金額を算出してみます。
(加入世帯数を4,000世帯、補助対象経費を312万円と仮定)

○ 収入の部

項 目		予算額	補助金算出方法
1	会費	2,400,000	補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。 「次のAとBを比較して、いずれか低い方の金額」+「C」を補助金額とします。 A 170円×加入世帯数+50,000円 B {補助対象経費(事務費+事業費)－120,000円}×3分の1 C 120,000円(基礎的支援費) * 補助対象経費が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。(十円未満切捨)
2	地域活動推進費	850,000	
補助金	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
その他	団体交付金	0	
	利息等	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収 入 合 計		3,250,000	

○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<補助金額算出の手順> (手順1) 上記「A」を計算します。 170円×4,000世帯+50,000円 =730,000円 (手順2) 上記「B」を計算します。 (3,120,000円－120,000円)×3分の1 =1,000,000円 (手順3) AとBを比較します。 730,000円(A) < 1,000,000円(B) (手順4) AとBのうち低い方の金額に、「C」を加えます。 730,000円+120,000円=850,000円 850,000円が地域活動推進費補助金額となります。
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	100,000	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	2,000,000	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			2,500,000	
補助対象予定経費①+②=③			3,120,000	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0	補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。 したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合は、Aの730,000円よりも低い金額となりますので、100,000円が補助金額となります。 * 補助対象経費が12万円以下で、加入世帯数が412世帯以上ある場合は、Aの算出金額が12万円を超えることとなりますので、補助対象経費の金額が補助金額となります。
	2		0	
補助事業費 小計 ④			0	
その他	1	会館建設・修繕積立金	130,000	
	7	その他	0	
その他 小計⑤			130,000	
支出合計 (③+④+⑤)			3,250,000	

(参考)区地振第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

区 長

令和6年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼
地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 円

2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定（確定）額 円

《積算内訳》

(地域防犯灯数) (補助単価) (補助金額)

灯×@2,200 円＝ 円

3 交付時期

適法な請求書を受領した日から起算して 日以内

4 支払方法

地域活動推進費補助金は、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

5 交付条件

(1) 共通事項

ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。

イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取下げるときは、速やかに区長に報告してください。

ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。

② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

③ その他区長が必要と認めたとき。

エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金の他の用途への使用をしたとき。

オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

(2) 地域活動推進費補助金関係

ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書（第6号様式）を区長に提出してください。

イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と（補助対象経費－基礎的支援費）に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

区地域振興課

担当： TEL ー

2 交付請求 ～令和6年度補助金～

(1) 交付請求書及び口座振替依頼書の提出について

提出いただいた交付申請書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、交付決定通知書（第2号様式・20ページの参考例をご覧ください）を区役所から送付します。

交付決定通知を受領されましたら、**交付請求書(第5号様式)、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を、区役所地域振興課へ提出してください。**

＊ **令和5年度地域活動推進費補助金の交付を受けている場合は、その活動実績報告書の提出や余剰金返還の確認ができるまで、令和6年度の補助金交付を保留することとなります。**

＊ 口座振替依頼書は、依頼書に記載されている他の補助金及び謝金と共用となっています。
（記載されている補助金及び謝金について交付請求された際には、同じ口座に振込を行います。）

(2) 交付請求書（第5号様式）について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

＊ 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 請求金額欄には、交付決定通知書に記載されている金額を記入します。

＊ **請求金額は訂正できません。書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただくこととなり、補助金の振込が遅れますので、ご注意ください。**

③ 交付決定通知書（第2号様式）の写しを必ず添付してください。

(3) 口座振替依頼書について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

＊ 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。

② 振込先について、必要事項を記入します。
記入内容に誤りがないか、確認します。

＊ 口座番号、口座名義人及びフリガナについては、十分に確認してください。
（振込できない場合があります）

③ 口座名義人が代表者と異なる場合は、委任に関する記載及び押印が必要です。

＊ 委任者の欄に、代表者名を記載し、代表者印を押印します。

令和6年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)

区長

口座名義人と代表者が異なる場合、
代表者の押印が必要です。

(請求者) 所在地
団体名
代表者名

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

次の各補助金を請求します。

1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定通知書(20 ページの参考例をご覧ください)に記載されている「補助金交付決定額」を記入します。

請求金額 _____ 円

2 地域防犯灯維持管理費補助金

請求金額 _____ 円

※交付決定通知書の写しを添付してください。

交付決定通知書の写しを
忘れずに添付してください。

金額の訂正はできません。

金額に誤りがあった場合、再提出していただきます。

整理番号

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市長

横浜市

区長

口座名義人と代表者が異なる場合は、
請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

所在地

団体名

代表者名

年 月 日以降、横浜市及び区から交付される 年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫		支店 出張所 支所
	1 普通	2 当座	
預金種目			
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)		

※ 口座名義人が会長（代表者）以外の場合は記入願います。

上記口座に横浜市及び区から交付される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者

代表者

印

口座名義人が代表者と異なる場合は、必ず記入してください。

請求書と同一の代表者印の押印が必要です。

【注意事項】

- 1 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうえ提出してください。（スタンプ印は不可）
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 会長（代表者）又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、会長（代表者）印で訂正印をお願いします。

3 執行上の留意点 ～令和6年度補助金～

(1) 1件の金額が10万円以上の補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）を活動実績報告書に添付する必要があります。

(2) 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれるときは、以下のとおり市内事業者による入札又は見積合わせを行う必要があります。

その場合、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを活動実績報告書に添付する必要があります。

契約内容が特殊であり見積合わせや入札によって決定することが難しいと思われる場合や、市内事業者であるかどうか分からない場合は、必ず事前に区役所地域振興課にご相談ください。

経費の内容	金額	見積合わせ又は入札
工事の請負	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上 5,000万円未満	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札
	5,000万円以上	5者以上の市内事業者による見積合わせ又は 8者以上の市内事業者による入札
物品の購入、 業務の委託等	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札

＊ 「市内事業者」

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいいます。

横浜市の一般競争入札有資格者名簿に登載されている市内事業者については、以下の横浜市ホームページに掲載されている「有資格者名簿」で確認できます。

有資格者名簿の「所在地区分」が「市内」となっている事業者が市内事業者です。

＜横浜市ホームページ＞ヨコハマ・入札のとびらー入札・契約情報
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

4 活動実績報告 ～令和6年度補助金～

令和5年度と同じ手続きとなります。3～8ページを参照してください。

5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和6年度補助金～

令和5年度と同じ手続きとなります。9～12ページを参照してください。

補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	- 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） - 備品代（会議テーブル、椅子等） - 消耗品代（紙、鉛筆等） - 電話代、郵送料	マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの （自治会町内会の会計とは分けて管理します。）
人件費	- アルバイト賃金 - 役員手当 - 活動謝礼、活動交通費	
会館	- 会館借上費 - 会館光熱水費 - 会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く） - 会館設備点検費 - 会館耐震診断費用 - 会館火災保険料	- 会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費 - 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	- 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 - 交通安全活動経費 - 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） - 防犯活動経費 - 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） - 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 - 盆踊り大会開催費 - 運動会、スポーツ大会開催費 - 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） - 給食、配食サービス経費 - 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 - 広報活動費 - 掲示板設置費	- 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） - 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） - その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） - 祝金（入学、成人、敬老等） - 賀詞交換会（開催費、参加費） - 裁判費用（弁護士費用等） - 金券類 - 宿泊費
会費 負担金 分担金	- スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 - 防犯協会、体育協会分担金 - その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など	
飲食費	会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代	- 懇親会費、親睦会費 - 新年会費、忘年会費 - 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		- 寄付金 - 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		- 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 - 積立金 - 予備費 - 次年度への繰越金 - 区へ返還した余剰金

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

補助対象経費・対象外経費に関する留意事項

○マンション等集合住宅の管理組合や市営・県営住宅の管理費の取扱い

マンション等集合住宅の管理組合費や市営・県営住宅の管理費で執行する経費については、地域活動推進費補助金の対象外となります。

（例：マンション集会室の光熱費、エレベーター維持管理費、その他管理組合が管理業務として設置・管理する設備や備品の維持管理費など）

集合住宅の区分所有者が必ず入会する管理組合と、地域住民が任意で入会する自主的な組織である自治会は、会の成り立ちも目的も異なる団体です。自治会費と管理費は口座や会計を分けて管理しましょう。

○公園愛護会など別組織の会計について

公園愛護会、商店会、地区社協など、自治会町内会とは異なる組織については、構成員がほぼ同じであっても、「自治会町内会」「地区連合町内会」として出納していないものは、別会計で管理してください。

○食糧費の取扱い

交際費、懇親会費に該当するような食糧費は補助対象外ですが、事業に直接関連する経費であれば、食糧費であっても補助対象経費となります。たとえば、会議の際に必要な茶菓、イベントのボランティアに出す弁当代などであれば、補助対象経費に計上して構いません。

○宿泊費の取扱い

役員の慰安旅行や宿泊研修などにかかる宿泊費は、原則として補助対象外です。

客観的に公益上必要性が高いとはいえない費用（懇親会費や、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等）は補助対象経費に含めないこととしており、宿泊費についても、それらと切り離すことが難しいことから対象外となります。

なお、視察研修などで、研修のために必要な会場借り上げ、飲料代などについては補助対象とします。

○神社祭礼など特定の宗教行事に関する経費の取扱い

神社への奉納金や、例大祭の分担金などについては、特定の宗教に対する援助と見なされるため、補助対象外です。

令和6年度

「地域防犯灯維持管理費補助金」 申請の手引

(自治会町内会・地区連合町内会用)

※この補助事業は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

令和6年3月

磯子区役所 地域振興課

TEL：750-2391 FAX：750-2534

市民局 地域防犯支援課

TEL：671-3709 FAX：664-0734



地域のコミュニケーションを大切に。

申請手続き

1 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

2 補助対象

- (1) 補助対象となる地域防犯灯は、令和6年4月1日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLEDの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準 第3条第1号から第4号までの規定を満たすもののうち、次に示すどちらかとします。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で ア の地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ イの補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

横浜市防犯灯設置基準（抜粋）

（設置等の基準）

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

● よくあるお問い合わせ ●

Q. 領収書の灯数と把握している防犯灯の数が、合わないのですが？

A. 現在、把握している防犯灯の設置されている住所、電柱番号等を御確認の上、東京電力エナジーパートナー(株)にお問合せいただき、適正な契約に訂正後、補助金の御申請をお願いいたします。

Q. 要綱の改正（平成 29 年 4 月 1 日）により、これまでに補助を受けてきた蛍光灯防犯灯や水銀灯は補助金交付の対象外となりますか？

A. 要綱改正前から補助金を受けているものについては、照明の種類にかかわらず、これまで通り交付可能です。

（２）次の照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置した防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

ウ 公園灯

エ 足元灯

オ 駐車場、駐輪場等の照明

カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店会が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：６７１－３４８８

３ 補助金額

補助金額は、照明の明るさ（１０Ｗ・２０Ｗ・４０Ｗ・１００Ｗなど）に関わらず、１灯あたり 定額の年 ２,２００円 となります。（※予算の範囲内とします。）

4 申請書類

手続きの流れや必要書類については、例年通りのまま、変更はありません。

自治会町内会によっては、維持管理する地域防犯灯が大幅に減ったことにより、「まとめ契約」から「単独契約」に移行していることがあるため、手続きに使用する書類が変更となる場合があります。

なお、自治会町内会等で管理している防犯灯の灯数と、東京電力エナジーパートナー株式会社から電気料金が請求されてきている防犯灯の灯数に食い違いがあった場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

【地域防犯灯がない場合】 →申請手続はありません。

ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市の管理となり、自治会町内会等で管理する地域防犯灯がなくなった場合は、防犯灯維持管理費補助金の申請手続はありません。

【地域防犯灯がある場合】

契約方法により、次の書類が必要となります。

◆【すべての契約で必要となる共通の書類】

- ・「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書」(p.6.参照)

この申請書に、別添の必要書類（電力供給事業者との契約の仕方によって異なります）を添付して提出してください。

① 【公衆街路灯契約の場合】

一般的な防犯灯の契約は「公衆街路灯」の契約になります。東京電力エナジーパートナー株式会社との契約（支払）方法及び所有する防犯灯の契約内容によって、必要な書類が異なりますので、次のページの表でご確認ください。

		4月以降の防犯灯の契約内容	
		まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合)	単独契約の場合 地域防犯灯が1灯のみ、または 接続した鋼管ポールが一列のみ 1本の電柱に複数の灯具がある場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません
契約(支払い)方法	一括前払い契約	・「電気料金等領収証」(直近)のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー ・「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー ※電気料金集約分内訳表は1年に1度しか発行してもらえないのでお気を付けください。	・「電気料金等領収証」(直近)のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー ・鋼管ポールが接続している場合や、電柱に複数の灯具が設置されている場合など、補助対象が複数灯ある場合には、位置図や写真等を添付してください。 ・補助対象が1灯しかない場合は、そのまま「1灯」で申請となります。
	月払い	・「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ・「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー	・申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)のコピー

「電気料金等領収証」「お客さまへのお知らせ」「電気料金集約分内訳表」の見本はp.7～9です。

＜上に当てはまらない場合＞

- ・地域防犯灯の領収証が複数ある場合は、必要書類のコピー全てを添付してください。

② 【従量電灯契約の場合】

主に、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯(アパートやマンションなどの照明)が従量電灯契約になっています。p.1の概要に合致している場合は補助の対象となります。

＜申請時に添付していただく書類＞

- ・電気料金等領収証(4月分)のコピー
- ・電気料金集約分内訳表(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー(あれば)
- ・地域防犯灯位置図

※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものとならないものの契約が混在しているため、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があります。

- ・自治会町内会等の所有となっていない照明灯で地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものについては、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類(覚書・総会資料など)

＜従量電灯契約の場合で、新たに補助申請をする場合＞

- p.1 の概要をご確認の上、区役所の担当者へご相談ください。
- 補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

5 提出期限・提出先

(1) 提出期限：令和6年6月28日（金）

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

(2) 提出先：磯子区役所 地域振興課 TEL:750-2391 FAX:750-2534

参 考

1 補助金交付申請書の記入について（地域防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）

第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者） 所在地
団体名
代表者名

年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

☐ 申請にあたっての確認事項

年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

灯 × @ 2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
 - ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
 - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

2 「電気料金等領収証」、「お客さまへのお知らせ」について

(1) 領収証を紛失等した場合は、再発行の手続きをしてください。(有料)

手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。

再発行にかかる手数料は、東京電力エナジーパートナー(株)へお問い合わせください。

(2) 一括前払契約をしている場合は、「お客さまへのお知らせ」の写しの添付でも構いません。

(3) 一括前払契約をされていて、「前回の前払金過払額」欄の金額が、今回請求される前払金の金額を超える場合、領収証が発行されません。その場合は、「お客さまへのお知らせ」の写しを添付してください。

(4) 東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できる Web サイトを開設したことに伴い、一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に切り替えられています。その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は、何度もダウンロードできる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ)をダウンロードしてください。

領収書のダウンロード方法(東京電力エナジーパートナーサイトに繋がります)

<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>(令和6年2月現在)

(電気料金等領収証) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります。

電気料金等領収証
毎度ご利用いただきありがとうございます

〇〇〇〇〇自治会様

年 月 分	金 額
29年5月	12,345 円
うち消費税等相当額	(587円)

左記金額を口座振替により、領収させていただきます。

町内会様

ご契約番号 〇〇〇〇〇〇

ご契約名義 〇〇〇〇〇町内会様

ご使用場所 〇〇町 〇丁目 〇番(地) 号 棟 号

ご契約種類 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

ご使用期間 月 日 ~ 月 日

ご使用量 〇〇〇〇 kwh

振替月日 月 日

金 額 〇〇〇〇〇

店 舗 〇〇

口 座 〇〇

契約者の名義欄です。(自治会町内会やその代表者)

戸数	力率	通電制御型	割引率	割引対象機器容量
				kVA kVA
				5時間通電 通電制御型
ご契約	*****	*****	*****	*****
定額負担設備	10W	20W	40W	60W 100W その他

(お知らせ) 〇本状に添付してお知らせがございましたら、左記の「お知らせ」欄に、お客様番号をお申し添えのうえ、表記のとおりにご記入いただき、先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

772(代)

式会社

※請求金額に消費税が加算されている場合は、当社のホームページをご覧ください。(作成場所 千代田区内)

(お客さまへのお知らせ) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります

(作成日:)

お客さまへのお知らせ

毎度お引き立ていただきありがとうございます。
さて、お客さまの一括前払契約における前払金のご請求につきまして、
下記の通りお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

ご使用場所 横浜市 ○○区○○町○-○
ご契約名義 ○○○○○町内会 様

契約者の名義です。

1. 前払対象の期間 年4 月分 から 年3 月分まで
2. ご請求する前払金(a+b-c) 1 2, 3 4 5 円

＜前払金額の内訳＞

1. の前払対象期間に相当する前払金 ※100円未満切り捨てです。(a)	1 2, 3 4 5 円
前回の前払金不足額計 (b)	円
前回の前払金過払額計 (c)	円

(b)の内訳は、次のとおりです。

年 月 分	不足分の電気料金	うち消費税等相当額
年 月 分	円	円
年 月 分	円	円
年 月 分	円	円
計	円	円

3. 前払金をご請求するお客さまのご指定口座

金 融 機 関 名	店舗コード	口座番号
○○○銀行	○○○	○○○○○○○
口座ご名義	○○○○○自治会 様	

4. 前払金の口座振替日 年○月○○日
5. 前払金のお支払期限日 年○月○○日

※ 前払金がお客さまのご指定口座から4. の口座振替日に引き落
た場合は、一括前払契約を解約させていただきますので、あらかじ
さい。
(解約後の1年間は再加入できませんので、ご注意ください。)

お客さま番号です。

お客さま番号 701 (02) 22032-20323-0-00

※ 複数の需給契約を一括でお支払いいただいているお客さまは代表の番号です。

○ご不明な点がございましたら、右記の
お問い合わせ先までご連絡ください。

○このお知らせは、電気料金領収証では
ございません。

東京電力エナジーパートナー株式会社
事業所コード(○○○)
お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
○○○○-○○-○○○○(代)

5 東京電力エナジーパートナー(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力エナジーパートナー(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の地域防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の地域防犯灯数の相違などについては、**東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター**にお問い合わせください。

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター

電話番号：0120-99-5001

※0120 番号をご利用になれない場合 03-6374-8936 (有料)

6 Q&A

Q. まとめ契約とは？

A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

Q. 一括前払い契約とは？

A. 一括前払契約には、半年と一年の契約があり、それぞれの期間分の電気料金を先に一括して支払う契約となります。電気料金の値下げや値上がりがあった際には、期間終了後、精算されます。また、一括前払契約の一年契約では、毎月の電気料金が割引されます。

Q. 東京電力以外の会社と電気使用の契約をしているのですが、どうしたら良いですか？

A. 4月1日時点で自治会町内会等が管理している地域防犯灯の数が分かる書類と、その地域防犯灯の電気料金を自治会町内会等が支払っていることを証明する書類が必要となります。上記2点を証明するための書類の発行が可能か電力供給事業者を確認してください。

Q. 自治会町内会が設置したLED 防犯灯を市に移管できますか？

A. 自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、**事前に横浜市と協議すること**により、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。寄附の手続につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

7 防犯灯の維持管理について

(1) 横浜市が設置した防犯灯について

横浜市が設置したLED 防犯灯（ESCO 事業で設置した防犯灯を含む）については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理を横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見や連絡、繁茂した草木の除去等）は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

＊防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

磯子区地域振興課 電話045-750-2391

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

＊お知らせいただきたいこと

①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。※下図参照）

※管理番号は、必ずご確認ください。

②電柱番号（鋼管ポールの場合は、その旨、ご連絡ください）

③住所及び目標物

④不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」

「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等）

⑤不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
黄色のプレートが付いています。	黄色のプレートか銀色のシールが付いています。
	
磯子区 09 452 Y 瀬谷区 T 555	プレートタイプ Y 鶴見区 AP 1234 シールタイプ 旭 区 H 10 9008

(2) 自治会町内会等が所有及び維持管理する地域防犯灯について

電気料金の支払い及び故障時の対応は引き続き、自治会町内会等で行っていただきます。

(3) 垂れていたり、切れている電線を見つけたら

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや、切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド(株)にご連絡ください。

横浜市の防犯灯の場合は、カスタマーセンターに管理番号もお伝えください。

東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用にならない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

令和6年度「町の防災組織」活動費補助金の交付申請
及び令和5年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたしますので、同封の手引きを御参照のうえ、手続きをお願いします。

また、令和5年度に補助金の交付を受けている団体については、活動実績報告をお願いします。

1 提出書類等

手続の種類	令和6年度交付申請	令和5年度実績報告
提出書類	・交付申請書 ・事業計画書※ ・収支予算書※ ・団体の規約※	・実績報告書 ・活動実績報告書※ ・収支決算書※
提出期間	令和6年4月1日（月）から令和6年6月28日（金）まで	
提出方法 及び 提出先	次のいずれかの方法で御提出ください。 【郵送】〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所総務課危機管理担当宛 【Eメール】is-bousai@city.yokohama.jp 【来庁】磯子区役所 6階総務課 64番窓口 来庁の場合は土日祝日を除き、平日8時45分から17時00分までとします。 また、<u>その場で内容を確認させていただきますので、必ず事前に来庁日時について御連絡をお願いいたします。</u>	

【注意事項】

- 上記の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合は重ねての提出は不要です。
- 自治会町内会の事業計画書・収支予算書・活動実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。
- 補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書記載の「町の防災組織活動費」の収入及び支出金額が一致するようにしてください。
- 令和6年度の申請を希望しない場合であっても、令和5年度に補助金の交付を受けている場合には活動実績報告を必ず行ってください。

2 送付書類（様式）

- (1) 令和6年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (2) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- (3) 令和6年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き

※各種様式は、磯子区役所ホームページからダウンロードできます。
右記二次元コード、「磯子区 町の防災組織」でインターネット検索、
または磯子区トップページ下部の「自治会町内会向け様式ダウンロード」
から御利用ください。



3 その他（お願い等）

- (1) 申請にかかる注意点等を記載していますので、同封の「令和6年度 町の防災組織活動費補助金の手引」を御一読ください。
- (2) 補助金の交付を受けた場合、対象年度内に活動を実施するとともに、関係書類（会計帳簿や領収証など）は、5年間保管してください。区役所から求められた場合は、提示できるようにしておいてください。（手引き16ページ参照）
【5年間の数え方】令和5年度実施した場合、6～10年度まで保管。11年度廃棄可。
- (3) 会長（代表者）が変更となる場合には、確実に引継ぎを行ってください。
- (4) 当該事業は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

詳しくは、以下の連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

連絡先：磯子区総務課危機管理担当
黒川、魚住

TEL：045-750-2312

FAX：045-750-2530

E-mail:is-bousai@city.yokohama.jp

（申請先）
磯子区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()	
担当者			TEL ()
メールアドレス			

令和 6 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

令和 6 年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ☐ ※チェックをお願いします。					
A 申請世帯数				世帯 (令和6年4月1日現在)	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。					
B 申請金額		A × 160円 =		円	
支出内訳【実施計画（ 6 年4月～ 7 年3月実施事業）】					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	☐ 自治会・町内会防災訓練 ☐ 他の自治会・町内会との合同防災訓練				
	☐ 地域防災拠点訓練				
	☐ その他 ()				
防災の啓発活動	☐ 講演会 ☐ 研修・講習会 ☐ 見学会				
	☐ その他 ()				
防災印刷物作成	☐ 防災マニュアル ☐ 防災マップ ☐ 防災啓発チラシ				
	☐ その他 ()				
食料・資機材等の購入	品目	数量		品目	数量
その他					
支出額合計				円	

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数		区確認世帯数		交付世帯数	
受付番号				交付予定金額	

磯 子 区 長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()	
担 当 者			
	TEL	()	
メールアドレス			

令和 5 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

令和 5 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告 （ 5 年4月～ 6 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ☐ ※チェックをお願いします。						
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額	
防災訓練	☐ 自治会・町内会防災訓練 ☐ 他の自治会・町内会との合同防災訓練					
	☐ 地域防災拠点訓練					
	☐ その他 ()					
防災の啓発活動	☐ 講演会 ☐ 研修・講習会 ☐ 見学会					
	☐ その他 ()					
防災印刷物作成	☐ 防災マニュアル ☐ 防災マップ ☐ 防災啓発チラシ					
	☐ その他 ()					
食料・資機材等の購入	品目	数量		品目	数量	
その他						

※ 1 件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額			円
5 年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引	
円	円	円	

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

令和6（2024）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課

* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	… 1 ページ
○ 事業概要	… 2 ページ
《申請・請求編》	
1. 事務の流れ	… 3 ページ
2. 申請書記入のポイント	… 4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	… 7 ページ
<参考>訂正の方法について	… 8 ページ
4. 請求書記入のポイント	… 9 ページ
5. 請求について	… 12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	… 13 ページ
《報告編》	
1. 事務の流れ	… 15 ページ
2. 実績報告について	… 16 ページ
3. 報告書記入のポイント	… 17 ページ
4. 領収書について	… 20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	… 22 ページ
○ 提出先	… 23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- | | | |
|-----------------------|-----|---|
| ・ 申請書 | 1 部 | |
| ・ 事業計画書 | 1 部 | ※ |
| ・ 収支予算書 | 1 部 | ※ |
| ・ 団体の規約 | 1 部 | ※ |
| ・ その他団体の防災活動の予定のわかる資料 | 1 部 | |

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- | | | |
|--------------------|-----|---|
| ・ 請求書 | 1 部 | |
| ・ 口座振替依頼書 | 1 部 | ※ |
| ・ 振込口座の確認できる通帳等の写し | 1 部 | ※ |

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- | | | |
|-----------------------|-----|----------------------|
| ・ 報告書 | 1 部 | |
| ・ 活動実績報告書 | 1 部 | ※ |
| ・ 収支決算書 | 1 部 | ※ |
| ・ その他団体の防災活動実績のわかる資料 | 1 部 | |
| ・ 領収書(10万円以上の支出に係るもの) | | 【詳しくは、20ページをご覧ください。】 |

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和6(2024)年度補助金交付申請書 令和5年度実績報告書	令和6(2024)年度請求書
6月28日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和6(2024)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に参加していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数※×160円

※ 令和6(2024)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	…の場合、	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	<u>310</u>		310	49,600
B自治会(<u>400</u>)	410	390		400	64,000

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和6(2024)年4月1日から6月28日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・AEDの購入(リース含む)
- ・防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)
- ・その他防災活動の一環として実施する事業

 交付の対象となるのは、令和6(2024)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・消防団への分担金や助成事業
- ・防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・分割購入費
- ・自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

 その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

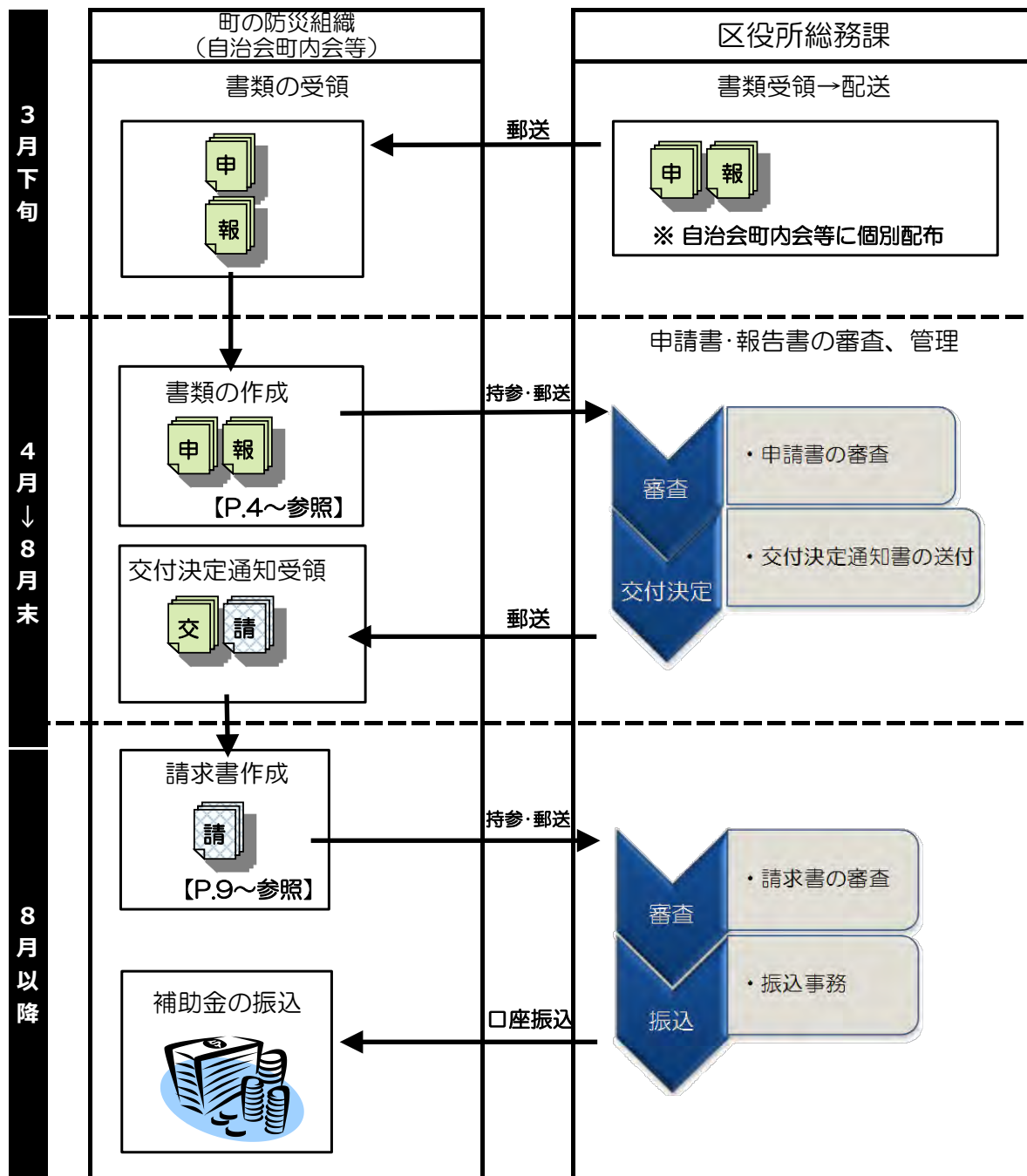
《申請・請求編》（P. 3～P. 14）

1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」・・・申請書
- ・「交」・・・交付決定通知書
- ・「報」・・・報告書
- ・「請」・・・請求書



2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条）
（申請先） 区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

①団体名は正確に記入しましょう。

②自署または記名（ゴム印等）のみで捺印は不要です!!

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認をってください。
※承認を得た上で「□」⇒「■」

団体名 港町自治会
所在地 〒 231 - 0017
中区港町1-1ハイジ港町4号棟205号
横浜 花子
TEL (671) 2011
危機 太郎 TEL ()
XXXXXXXX-XXXX@XXXX.CO.JP

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市長令第18号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書、収支予算書の総会等での承認 ☒ ※チェックをお願いします。

A 申請件数 1,000 世帯（4月1日現在）
※申請件数は応配比率数を上限とします。

B 申請金額 A × 160 円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画（ 年4月～ 年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）	支出金額
防災訓練	☒ 自治会・町内会防災訓練 ☒ 他の自治会・町内会との合同防災訓練 ☒ 地区防災拠点訓練 ☐ その他（ ）	80,000 (円)
防災の啓発活動	☒ 講演会 ☒ 研修・講習会 ☐ 見学会 ☒ その他（ ）	25,000 (円)
防災印刷物作成	☐ 防災マニュアル ☒ 防災マップ ☒ 防災啓発チラシ ☐ その他（ ）	55,000 (円)
食料・資機材等の購入	品目 数量 品名 数量 水缶缶詰 30箱 ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。
「検討中」など曖昧な表記は認められません。
⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただきます。ご注意ください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。
⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。
⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

※ 申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

収支予算書及び事業計画書との整合

<収支予算書>

区 名	整理番号
中区	×〇△■

成 〇△年度 収支予算書

港町自治会

〇会計年度 自 平成〇△年4月1日 ~

〇収入の部

項 目	予算額
1 会費	1,266,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
2 補助金	
3 広報配布謝金	97,554
4 事業収入	88,300
5 寄付金、税金等	1,000
6 会館使用料	20,000
7 団体交付金・謝金	60,500
その他	
利息・その他雑入	50
前年度からの繰入金	123,510
収入合計	2,141,364

項 目	予算額	備 考
1 会議費	80,000	80,000 円
2 事務費	85,000	備品什物購入代 40,000 円 消耗品代 10,000 円 電話代 10,000 円 搬送料代 5,000 円
3 人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	円
5 会館光熱水費	180,000	町内会館電気代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
6 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の点検・修理 30,000 円
7 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チラシ等作成費 5,000 円
8 補助事業費	239,000	
9 会館建設・修繕積立金	150,000	会館建設・修繕積立金 150,000 円
10 交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀状交換会 12,000 円
11 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円
12 懇親会費	15,000	新年会 15,000 円
13 寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 町民共済会 10,000 円 町民共済会 10,000 円
14 予備費	107,524	予備費 107,524 円
15 その他	0	円
支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364	

◇ポイント◇

- 〇申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額
- 〇申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費+事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未満の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の点検・修理 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チラシ等作成費 5,000 円
3	0	円
4		
補助事業費 小計		

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
港町自治会	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり (○○公園) 定期清掃 (25日)
5月	こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃 (25日)
6月	第2回班長会 防災訓練 (14日 第二公園) 定期清掃 (25日)
7月	防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃 (25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日)
11月	定期清掃 (25日)
12月	防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日)
○◇年1月	餅つき大会 (初旬) 地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃 (25日)
2月	第5回班長会 定期清掃 (25日)
3月	予算総会 定期清掃 (25日)

⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていないとなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◇ 申請書抜粋 ◇

☒ 自治会・町内会防災訓練	☐ 他自治会・町内会との合同防災訓練
☒ 地域防災拠点訓練	
☐ その他 ()	
☐ 講演会	☒ 研修・講習会
☐ 見学会	
☒ その他 (防災パトロール)	
☐ 防災マニュアル	☒ 防災マップ
☐ 防災啓発チラシ	
☐ その他 ()	

⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. Q&A集（申請書編）

◆ 補助対象について

Q 大きい資機材(防災倉庫・AED等)を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所(がけ地、倒木危険箇所等)を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、訂正箇所に代表者の印が必要になりますのでご注意ください。

Q (申請書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印(〇〇会長印)の捺印をお願いします。
代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいて構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。(連絡先についてはP.23をご覧ください。)

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月28日です。**
ご協力よろしくお願いいたします。

＜参考＞ 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおりに訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会		
所在地	〒 231	- 0017	
	中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号		
代表者名	横浜 花子		
	TEL	(671)	2011
担 当 者	危機 太郎	TEL	()
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp		

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら・・・

代表者住所 〒 231 - 0017

中区港町1-1 ハイツ港町 ~~1-5号~~ 4号 棟205号

代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書＜自治会・町内会＞・表面

町民生活課(町)の防災組織活動費補助金交付要綱(第1条第1項)に基づき

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① 〇〇年〇〇月〇〇日

② 港町自治会

〒 231-0017

所在地: 中区港町1-1ハイブ港町4号棟305号

代表者 ③ 横浜 花子

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。
正式な名称をご記入ください。

④ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※ 口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
4 既に口座振替依頼書を提出している場合は、その記載情報と上記の請求書情報の記載に相違がないようご注意ください。

①提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②団体名は正確に記入ください。

③代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※印鑑は正確に捺印ください
正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」
「〇〇会長印」
誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④交付決定通知の金額を正確に記入してください。
【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書＜自治会・町内会用＞・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

町内会等補助金（町の防災組織活動費補助金交付事業等）（※）
＜自治会町内会用＞

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下記に口座情報をご記入ください。
次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

（フリガナ）	ミナトチヨウジカキ カイタイタントウ カナガワ パラコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと 銀行 港町 支店 信用金庫 信用組合 出納所 農業協同組合 支店
預金種目	（普通） 2 当座
口座番号	1234567

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺願います。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子

①正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。
通帳の1枚開いたページに記載の
口座名義、カタカナを正確にご記
入ください。
記載のとおり振込処理を行います。
ご協力をお願いします。

②代表者と口座名義人が異なる
場合や請求者欄の団体名と
口座名義の団体名が違う場合
は、こちらに代表者印の押捺
が必要になります。

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを
押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合
には記入不要です。

- 【注意事項】
- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。（スタンプ印は無効）
※ 印鑑と同一の印鑑を使用してください。
 - 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
 - 3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？（詳細はP.8参照）

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

町の防災組織活動費補助金請求書＜自治会・町内会以外の団体用＞

①提出の日付を記入ください。

②代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。

③交付決定通知の金額を正確に記入してください。

④正確に各項目を記入ください。

⑤代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

【注意】
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限りです。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。
通帳を1枚開いたページに記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。
記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

町 〇〇年〇〇月〇〇日

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(請求先) 区長

(請求者) 港町住宅管理組合

〒230-0017

所在地: 中区港町1-1港町住宅302号

代表者名: 横浜 太郎

請求金額 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

(フリガナ) ミナトチョウジュウタクカンリクミヤイ カイタイ サクラギ マチコ

口座名義人 港町住宅管理組合 会計 桜木 町子

金融機関名 横浜みなと

銀行 港町 支店

信用金庫 出張所

信用組合 支所

農業協同組合

預金種目 普通 2当座

口座番号 1234567

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎

代表者印

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められないのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- ・自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- ・請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- ・口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- ・代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- ・代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳を1枚めくったページに記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ **ミナトチョウジチカイカイイタントウカナガワバラコ 様** お客さま番号 ○○○○○

店番号○○○ 普通預金口座番号 0123456 課税区分 ○ ○ (優)限度額 千円

定期預金口座番号 課税区分 (優)限度額 千円

通帳発行日 ○○年○○月○○日

株式会社 **横浜みなと銀行**
(銀行コード:○○○○)
お取引店 港町支店

お取引店 電話番号 045-○○○-○○○
通帳発行店 港町支店

印刷税申告納付につき横浜○税務署承認済

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに囲ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合
支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ カイイタントウ カナガワ バラコ
団体名・氏名等	港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子
金融機関名	横浜みなと銀行 信用金庫 港町 信用組合 出張所 農業協同組合 支所
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。
例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどのようにすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- 「ジチカイ」と「ジジカイ」
- 「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- 役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- 「自治会」と「町内会」
- 「ヶ」と「ケ」
- フリガナの記載なし
- 実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- 「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- 「支店」と「出張所」の囲い間違い
- 代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- 上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- 上部と下部に押印されている印鑑が違う。

等

《報告編》 (P. 15～P. 22)

1. 報告事務の流れ

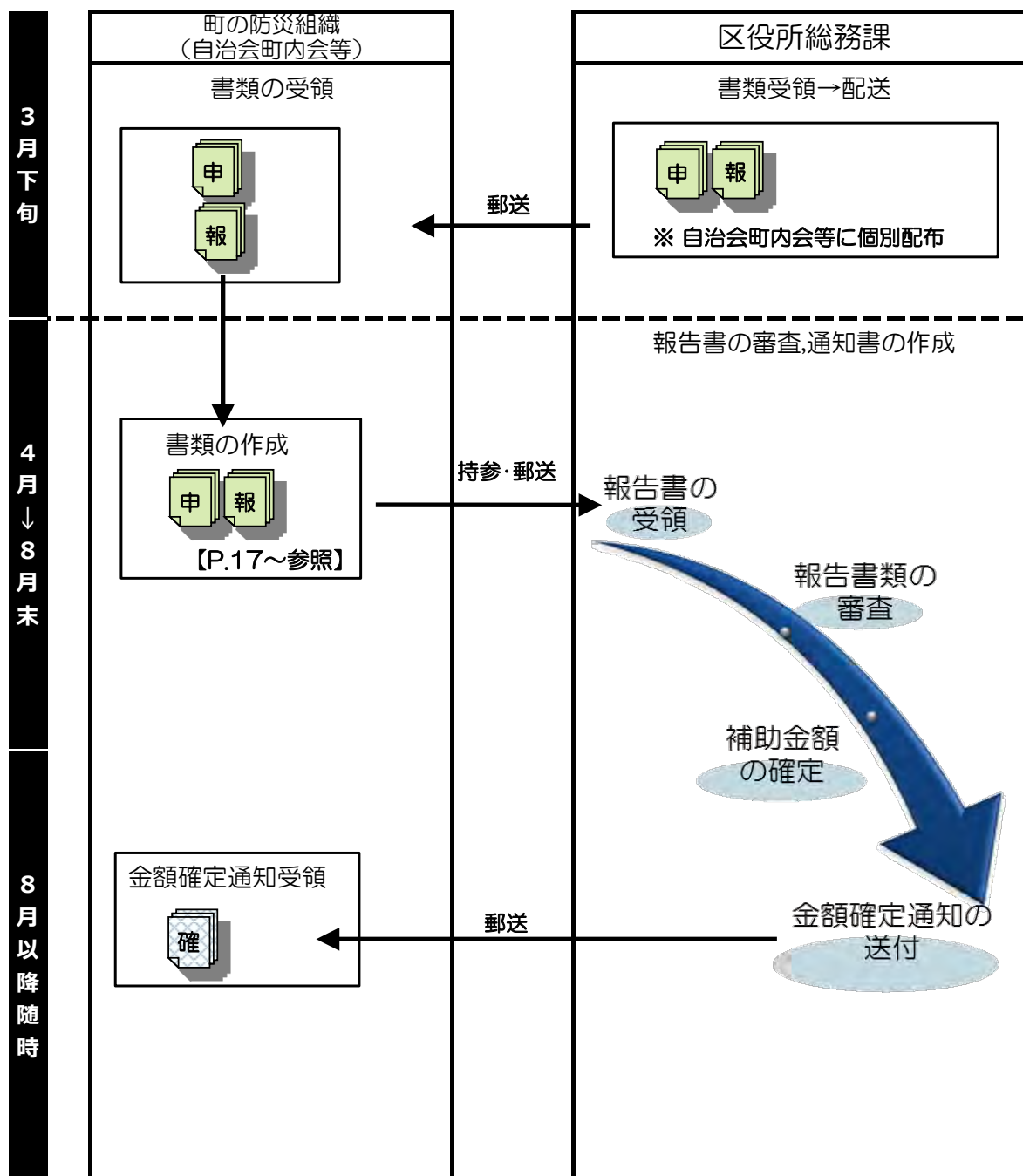


◇ 用語説明

・「申」・・・申請書

・「報」・・・報告書

・「確」・・・金額確定通知



2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

(1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。

(2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合などがあります。

 令和5(2023)年度の会計帳簿・領収書等は2029年度までの保存が必要です。

3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第4号様式 (町の防災組織活動費補助金交付要綱第12条)
(編 制) 区 長

2019年度実績報告書

①団体名は正確に記入しましょう

②捺印は不要です!!
訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

③事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告 () 年1月 () 年3月 () 年5月 () 年7月 () 年9月 () 年11月 () 年12月

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 () 全チェックをお願いします。

事業項目	活動内容 (経費明細書)	支出金額																
防災訓練	☒ 自治会・町内会防災訓練 ☐ 他の自治会・町内会との合同防災訓練 ☒ 単独防災拠点訓練 ☐ その他 ()	30,000 (円)																
防災の啓発活動	☐ 講演会 ☐ 研修・講習会 ☐ 見学会 ☐ その他 ()																	
防災印刷物作成	☐ 防災マニュアル ☒ 防災マップ ☒ 防災啓発チラシ ☐ その他 ()	2,500 (円)																
食料・資機材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水缶詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートムートおかい</td> <td>500食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水缶詰	50箱			オートムートおかい	500食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水缶詰	50箱																	
オートムートおかい	500食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b)支出合計金額		190,000 円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
160,000 円	190,000 円	30,000 円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。
交付番号

④実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!
添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤10万円は超えていませんか?
1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

⑥補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!
補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦「(a)前年度交付額」、「(b)支出額合計」が正確に記入されていますか?
添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区 名	整理番号

○支出の部

○△年度 収支決算書	
○会計年度 自	○△年4月1日～至
○収入の部	○△年3月31日

項 目	決算額	備 考
1 会費	1,259,000	259 円 × 422 世帯 × 12 か月 (会費・組合費 12 か月分、会費会員422世帯、会費免除会員4世帯) そのうち前年度に比べて過年度の会費は補助金に充当します。
地域活動推進費	298,200	A 765 円 × 160 世帯 × 12 か月 × 1,000 円 B 活動費(車費等+事務費) 1,244,840 円 (3分の1(110円)は補助金に充当)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

項 目	決算額	備 考
1 会 議 費	80,000	町民の会費 80,000 円
2 事 務 費	85,000	備忘録1次 80,000 円 備忘録代 10,000 円 電話代 15,000 円
3 人 件 費	60,000	パート1人 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	
5 会館光熱水費	160,000	町民会館電力 70,000 円 町民会館ガス代 50,000 円 町民会館水道代 40,000 円
6 会館修繕費	150,000	会館修繕工事費 150,000 円
7 その他	70,000	町民会館修繕費 50,000 円 町民会館修繕費 20,000 円
事務費 小計 ①	585,000	
1 環境事業費	100,000	町民会館修繕費 100,000 円
2 安全・安心環境づくり事業費	129,840	会館修繕工事費 30,000 円 町民会館修繕費 68,000 円 町民会館水道代 31,840 円
3 社会教育事業費	120,000	町民会館修繕費 70,000 円 町民会館修繕費 50,000 円

項 目	決算額	備 考
5 寄付金、税金等	21,000	公民館寄付金 8,000 円 公民館寄付金 13,000 円
6 会館使用料	30,000	町民会館使用料 30,000 円
その他	6,350	町民会館使用料 50,000 円 町民会館使用料 15,000 円
団体交付金・謝金	6,350	町民会館使用料 50,000 円 町民会館使用料 15,000 円
利息・その他雑入	50	町民会館使用料 50 円
前年度からの繰入金	123,524	町民会館使用料 123,524 円
収入合計	2,141,364	

項 目	決算額	備 考
1 防犯灯維持管理費	48,000	防犯灯維持管理費 48,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	町の防災組織活動費 190,000 円
補助事業費 小計 ②	238,000	
1 会館建設・修繕立金	150,000	会館建設・修繕立金 150,000 円
2 交際費	30,000	交際費 30,000 円 交際費 10,000 円
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円
4 感謝会費	15,000	感謝会費 15,000 円
5 寄付金・基金	30,000	寄付金 30,000 円
予備費	107,524	予備費 107,524 円
7 その他	0	
その他 小計 ③	357,524	
支出合計 (①+②+③)	2,141,364	

ポイント

- 報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
 - 報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費
- となります。

収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額が確認をお願いします!!

⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の維持・点検・修繕 30,000 円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000 円 防災資機材購入 127,500 円 チェリン等作成費 2,500 円
3		

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。

⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）



**報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載っていないとなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

☒ 自治会・町内会防災訓練	☐ 他の自治会・町内会との合同防災訓練
☒ 地域防災拠点訓練	
☐ その他 ()	
☐ 講演会	☐ 研修・講習会
☐ その他 ()	☐ 見学会



収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

①実績報告書

②決算書

③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？…1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円を超えるため、
領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書	
港町自治会 様	
¥ 25,000.-	
税抜金額 → 23,810	消費税5% → 1,190
上記正に領収いたしました。	
収 入 印 紙	品 水缶代として 〒231-0017 横浜市中区港町1-△○-55 御水缶詰パレージ株式会社 代表取締役 御水 好子



領 収 書	
港町自治会 様	
¥ 60,000.-	
税抜金額 → 57,142	消費税5% → 2,858
上記正に領収いたしました。	
収 入 印 紙	品 缶詰・缶入り保存パン代として 〒221-0017 横浜市中区神奈川区白幡西町4-△○-3 有限会社 横浜ばん 代表取締役 小島 透郎



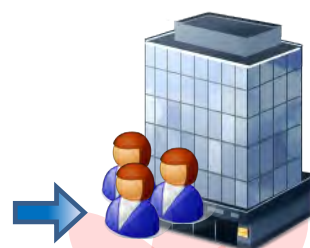
領 収 書	
港町自治会 様	
¥ 37,500.-	
税抜金額 → 35,714	消費税5% → 1,786
上記正に領収いたしました。	
収 入 印 紙	品 ヘルメット代として 〒246-0022 横浜市中区三ツ境5-△○-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 壺玉 舞

それぞれは10万円を超えていないため、提出の必要はありません。

②一括購入



領 収 書	
港町自治会 様	
¥ 122,500.-	
税抜金額 → 116,666	消費税5% → 5,834
上記正に領収いたしました。	
収 入 印 紙	品 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として 〒221-0013 横浜市中区神奈川区新子安1-△○-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 西朗



1件の金額が10万円を超えているため、領収書の写しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所**に代表者の印が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどするのか。

A 現会長の名前で提出してください。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの三つを購入したら金額が10万円を超えた。領収書は必要か。

A まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円を超えたような場合には、領収書の添付は必要ありません。
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円を超えないものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A

提出期限は6月28日です。

ご協力よろしくお願いいたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3 - 2 0 - 1	(510) 1656 (直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3 - 8	(411) 7004 (直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1 - 5 - 1 0	(320) 8310 (直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 3 5	(224) 8112 (直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2 - 3 3	(341) 1225 (直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4 - 2 - 1 0	(847) 8315 (直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2 - 9	(334) 6203 (直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1 - 4 - 1 2	(954) 6007 (直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3 - 5 - 1	(750) 2312 (直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2 - 9 - 1	(788) 7706 (直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 2 6 - 1	(540) 2206 (直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 1 1 8	(930) 2208 (直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 3 1 - 4	(978) 2213 (直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 3 2 - 1	(948) 2212 (直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 1 6 - 1 7	(866) 8307 (直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 3 0 3 - 1 9	(894) 8312 (直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5 - 1 - 1	(800) 2309 (直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 1 9 0	(367) 5611 (直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 2011
----------	------------

令和6年3月18日

自治会町内会長 各位

磯子区総務課長

「地域防災拠点」及び「風水害時に開設される避難場所」の案内看板設置について(情報提供)

日頃より、防災関連事業に御理解、御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、地域防災拠点 21 か所及び風水害時避難場所 6 か所に案内看板を設置しましたので、皆さまに情報提供させていただきます。

1 設置の経緯

地域防災拠点は、横浜市内で1か所でも「震度5強以上の地震」が発生した際に、全拠点を開設します。また、風水害時に市内で「高齢者等避難」の発令又は「土砂災害警戒情報」が発表された際には、区内6か所の避難場所を開設することとなっています。

しかし、開設予定施設には案内看板等の設置がなく、地域の皆さまから「ウェブ上だけではなく施設にも案内等を掲示するべき」「どういった条件で開設されるのかわからない」と言ったお声を多数いただいていたことから、検討を進め、設置しました。

2 設置場所

「4 磯子区内の「地域防災拠点」及び「風水害時開設される避難場所」及び設置場所」のとおり

3 設置デザイン（原則、縦 600mm、横 900mm、アルミ樹脂複合板 2mm 厚）

＜地域防災拠点案内看板(一例)＞



＜風水害時開設される避難場所案内看板(一例)＞



4 磯子区内の「地域防災拠点」及び「風水害時開設される避難場所」及び設置場所

区内地域防災拠点（21 か所）及び設置場所				風水害時避難場所（6 か所）及び設置場所	
根岸小学校	正門脇	汐見台小学校	正門脇	岡村中学校コミュニティハウス	通用門脇
根岸中学校	正門	森中学校	正門脇	根岸地区センター	掘割川側道路壁面
滝頭小学校	正門脇	杉田小学校	職員通用門脇	浜小学校コミュニティハウス	西門脇
岡村小学校	坂下	梅林小学校	正門脇	浜中学校コミュニティハウス	正門
磯子小学校	正門脇	浜中学校	正門	さわの里小学校ランチルーム	正門脇
岡村中学校	通用門脇	さわの里小学校	正門脇	洋光台第四小学校コミュニティハウス	正門脇
山王台小学校	正門脇	洋光台第一小学校	正門脇		
浜小学校	西門脇	洋光台第二小学校	正門脇		
汐見台中学校	正門脇	洋光台第三小学校	正門脇		
森東小学校	西門脇	洋光台第四小学校	正門脇		
屏風浦小学校	正門脇				

担当：総務課危機管理・地域防災担当
電話：750-2312 メール：is-bousai@city.yokohama.jp

5 設置場所写真（一例）



森東小学校（西門脇）



岡村小学校（坂下）



浜小学校（西門脇）



洋光台第四小学校（正門脇）

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

防災スピーカー試験放送の実施について(お知らせ)

「防災スピーカー（津波警報伝達システム）」の試験放送は、自然災害等に対する避難意識の醸成及び避難態勢を強化することを目的に、毎月 1 回行っており、令和 6 年度も継続して実施しますのでお知らせします。

防災スピーカーは、災害時における情報伝達手段の一つですが、周囲の環境や風向きなど気象状況等により、音声聞き取りにくい時もあります。皆様に情報をお伝えする際は、多様な手段を用いて行っていくしますので、よろしくお願いします。

1 実施日時（全 12 回）

毎月第 2 月曜日 10 時 00 分から約 1 分程度 ※当日が祝日の場合は翌日実施します。

令和 6 年 4 月 8 日（月）、 5 月 13 日（月）、 6 月 10 日（月）
7 月 8 日（月）、 8 月 13 日（火）、 9 月 9 日（月）
10 月 15 日（火）、 11 月 11 日（月）、 12 月 9 日（月）
令和 7 年 1 月 14 日（火）、 2 月 10 日（月）、 3 月 10 日（月）

2 実施場所

以下の設置場所で実施します。（区内 20 か所）

	設置施設	所在地		設置施設	所在地
1	根岸地域ケアプラザ	馬場町	11	洋光台第四小学校	洋光台六丁目
2	根岸小学校	西町	12	杉田小学校	杉田一丁目
3	八幡橋交差点付近	磯子一丁目	13	岡村中学校	岡村一丁目
4	磯子消防署	磯子一丁目	14	浜中学校	杉田三丁目
5	新磯子町付近	新磯子町	15	さわの里小学校	上中里町
6	磯子海づり施設付近	新磯子町	16	森中学校	森五丁目
7	磯子区総合庁舎	磯子三丁目	17	汐見台中学校	汐見台一丁目
8	屏風浦小学校	森三丁目	18	洋光台消防出張所	洋光台三丁目
9	磯子スポーツセンター	杉田五丁目	19	洋光台第三小学校	洋光台二丁目
10	岡村小学校	岡村四丁目	20	洋光台第二小学校	洋光台四丁目

裏面あり

3 訓練放送の内容

♪ピンポンパンポン（上り）

こちらは横浜市です。

ただいまから、試験放送を行います。

訓練、訓練、訓練、訓練

これで、訓練放送を終了します。

♪ピンポンパンポン（下り）

連絡先：磯子区総務課危機管理・地域防災担当 長田・井上

電話：750—2312

FAX：750—2530

E-mail: is-bousai@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

磯子区総務課長

外国人住民向け防災啓発チラシ等の配付について（依頼）

いそご多文化共生ラウンジ（以下、ラウンジ）と磯子区では、地域にお住いの外国人の方の地震や災害への不安を軽減し、防災訓練等への参加を促すため、ラウンジホームページ上に多言語による防災啓発のページを立ち上げ、チラシ・クリアファイルを作成しました。

外国人住民の防災意識の啓発及び地域で行う防災訓練への参加呼びかけにご活用いただけますようお願い申し上げます。

1 配付物

（1）チラシ 各 3 部

【A面】 外国人住民の防災意識の啓発チラシ	【B面】 防災訓練の周知チラシ
	
- 地震や風水害等の災害への対策や対応を外国人住民に周知するためのチラシです。 - スマートフォン等で二次元コードを読み込むことで、ラウンジHPの防災啓発のページにアクセスすることができます。	- 自治会町内会等で開催する防災訓練を外国人住民に周知するためのチラシです。 - 日時等を記載し、B面を表面にして、掲示板や班回覧でご使用ください。<u>記載例は、別紙でご確認ください。</u>
【対応言語】 やさしい日本語、中国語、英語	

(2) クリアファイル 各1部

クリアファイルの片面にチラシのA面のデザインを印刷しています。外国人住民に多言語版のごみ分別パンフレット等を配付する際、このクリアファイルに入れてお渡してください。

- ・数が不足しましたら、下記問合せ先又はラウンジ（電話：367－8492）までお申し出ください。
- ・防災訓練の案内チラシについて、よりきめ細かい内容でのチラシ作成のご希望や、当日の外国人住民の対応に関するご相談は、お気軽にラウンジまでご連絡ください。

【問合せ先】

磯子区地域振興課区民活動支援担当
榎谷、坂本

電話：750－2393

FAX：750－2534

is-kokusai@city.yokohama.jp

ぼうさいくんれん やさしい日本語

1. ひにち : 2024 ねん 9 がつ 1 にち (にち ようび)
10 じから 12 じまで
2. ばしょ : ○○○ こうえん、××× がっこう
3. ないよう :
 - ・ じしん や ~~たいふう~~ の ときに にげる れんしゅう
 - ・ しょうかき で ひ を けす れんしゅう
 - ・ じしん や たいふう の ときに なにを したらいいかの べんきょう

Disaster prevention training 英語

1. Date and time:
Month 9 Day 1 , year 2024 (Day of week: Sun)
From 10 to 12
- 2 Location: ○○○ Park, ××× School
3. Details: • Drill escaping during earthquakes and ~~typhoons~~.
 - Drill using a fire extinguisher to put out a fire.
 - Learn what to do in the event of an earthquake or typhoon.

防災訓練 中国語

1. 日期 : 2024 年 9 月 1 日 (星期 周日)
10 时起 12 时止
2. 地点 : ○○○ 公园, ××× 学校
3. 内容 : • 地震和台风时的逃离训练
 - 使用灭火器的灭火训练
 - 学习在发生地震和台风时我们应该做什么

外国人住民向け防災訓練の周知チラシ単語変換表

防災訓練の周知チラシとしてご活用される際は、こちらを参考にしてください。

【表１：チラシ内の単語】

日本語	やさしい日本語	英語	中国語
年	ねん	year	年
月	がつ	month	月
日	にち	day	日
曜日	ようび	Day of week	星期
●時から	●じから	from ●	●时起
●時まで	●じまで	to ●	●时止
地震	じしん	earthquakes	地震
台風	たいふう	typhoons	台风
消火器	しょうかき	fire extinguisher	灭火器

《活用例》

防災訓練で「台風」を扱わない場合は、英語の「thyphoons」と中国語の「台风」に線を引く等して消してご利用ください。※記載例参照

【表２：曜日の変換】

日本語	やさしい日本語	英語	中国語
日	にち	Sun	周日
月	げつ	Mon	周一
火	か	Tue	周二
水	すい	Wed	周三
木	もく	Thu	周四
金	きん	Fri	周五
土	ど	Sat	周六

《参考：場所を示す単語》

日本語	やさしい日本語	英語	中国語
公園	こうえん	Park	公园
学校	がっこう	school	学校

※具体的な場所の記載等、ご不明な点がございましたら、いそご多文化共生ラウンジ（電話：３６７－８４９２）までお問合せ下さい。

裏面に記載例があります

ぼうさいくんれん

1.ひにち : ねん がつ にち (ようび)
じ から じまで

2.ばしょ :

3.ないよう：

- ・ じしん や たいふう の ときに にげる れんしゅう
- ・ しょうかき で ひ を けす れんしゅう
- ・ じしん や たいふう の ときに なにを したらいいかの べんきょう

Disaster prevention training

1. Date and time:

Month Day , year (Day of week: _____)

From _____ to _____

2. Location:

3. Details:

- Drill escaping during earthquakes and typhoons.
- Drill using a fire extinguisher to put out a fire.
- Learn what to do in the event of an earthquake or typhoon.

防灾训练

1.日期： 年 月 日(星期)
 时起 时止

2. 地点：

3. 内容：

- 地震和台风时的逃离训练
- 使用灭火器的灭火训练
- 学习在发生地震和台风时我们应该做什么

東京や横浜で 大きなじしんが おこるかもしれません。いまから30年で70%です。
There is a 70% chance of a major earthquake hitting Tokyo and Yokohama within the next 30 years.
东京和横浜可能会发生大地震。未来30年内有70%的概率。

* ひがいの 大きさ

東京や横浜で おこる いちばん大きな じしんは、おおくて 23,000人が なくなる かのうせいが あります。
たくさんの たてものが たおれたり、かじで やかれてしまいます。でんきや がす、といれ など も つかえなくなります。

* Extent of damage

The largest earthquake that could occur in Tokyo and Yokohama may result in the death of up to 23,000 people.
Many buildings may collapse, and fires may break out. Utilities such as electricity, gas, and toilets may also become unusable.

* 災害之大

在东京和横浜发生的最大地震，可能导致多达23,000人死亡。许多建筑物将倒塌或被火灾烧毁。电、煤气、厕所等将无法使用。

じしんが おこったら あなたなら どうしますか？

What should you do if an earthquake occurs?

如果发生地震，要怎么做？



にほんご



English



中文



한국어



Tiếng Việt



じしんが おこったら ちかくに すんでいる 人との たすけあいが だいじです。
あんぜんで すみやすい まちに するために かつどうしている 会が あります。
あなたも かつどうに さんか しましょう。

If an earthquake occurs, it is important for neighbors to help each other.
There is an association working to build a community that is both safe and comfortable to live in.
You can also participate in such activities.

如果发生地震，重要的是与住在附近的人互相帮助。有为了建设安全、宜居的城市而开展的活动会。您也来参加活动吧。



磯子区役所 is-kokusai@city.yokohama.jp



いそご 多文化共生ラウンジ info@isogo-lounge.com
ISOGO International Lounge

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

地域支えあいの活動における訪問員証の申請について

日頃から、地域における支えあいの活動にご尽力頂き、御礼申し上げます。

現在、ひとり暮らし高齢者をはじめとした支援を要する方への見守り・訪問活動、その他の福祉保健活動を円滑に実施できるよう、希望する地域の皆様に対し「訪問員証」を交付しております。

1月の磯子区連合町内会長会にて、訪問員証の発行手続きの簡略化や有効期限の設定等の一部改正についてご連絡をさせていただきました。今回、改めて改正した訪問員証（＝新・訪問員証）の申請方法について、お知らせいたします。

1 対象者

新・訪問員証の発行を希望する方→申請してください（以下「ア」の手続き）。

旧・訪問員証をお持ちの方→返還してください（以下「イ」の手続き）。

2 手続き内容

ア 新・訪問員証の申請	
(1) 申請書の取得	以下、3つの方法で取得 ① 2枚目に添付しております、申請書を使用 ② 磯子区福祉保健課事業企画担当（磯子区役所4階42番窓口）でお渡し ③ 磯子区ホームページからダウンロード 『横浜市トップページ>磯子区トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>地域福祉保健>磯子区地域福祉保健計画>磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」について>スイッチON磯子地域支えあい活動訪問員証』 https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/fukushi_kaigo/chikifukushi/fukushi-plan/isswitchon/20240301.html  ※「磯子区 訪問員証」で検索すると、該当ホームページが出ます。
(2) 申請書の提出	各自治会町内会単位で区役所へ次の方法で提出（紙またはデータ）してください。 ① 磯子区福祉保健課事業企画担当（区役所4階42番窓口） ② メール（is-fukuhokeikaku@city.yokohama.jp）
(3) 訪問員証の発行	申請書提出後2週間ほどで訪問員証が発行できます。原則、自治会町内会から、希望者へお渡しをお願いします。
イ 旧・訪問員証の返還	
	使用しなくなった旧・訪問員証は、磯子区福祉保健課事業企画担当（区役所4階42番窓口）への返還をお願いします（返還期限は、令和6年9月30日（月）とします）。返還は、申請前後どちらでも結構です。

その他：地域支えあいの活動の概要については、ホームページ（「磯子区 訪問員証」で検索）に掲載しています。

担当：福祉保健課事業企画担当 朝日・小島

(TEL 750-2443 FAX 750-2547)

裏面あり

(参考) 旧様式の訪問員証

 **磯子区地域支えあい事業 訪問員証**

住 所 磯子区

氏 名

上記の者は、磯子区地域支えあい事業の訪問員であることを証します。

横 浜 市 磯 子 区 長 

注 意 事 項

- 1 訪問員は、地域支えあい事業において知り得た秘密を、みだりに漏らしてはならない。
- 2 訪問員は、本証を他人に譲渡し、または転貸してはならない。
- 3 訪問員は、本証を紛失し、または破損したときは、直ちに磯子区役所に届け出なければならない。
- 4 訪問員は、地域支えあい事業に従事できなくなったときは、直ちに本証を磯子区役所に返納しなければならない。

【担当】 磯子区役所福祉保健課

(参考) 新様式の訪問員証

磯子区 地域支えあい活動 訪問員証

自治会町内会名

氏名

上記の者は、スイッチON磯子における地域支えあい活動の訪問員であることを証します。

〇〇年〇月〇日
(有効期限 〇〇年〇月〇日まで)

横 浜 市 磯 子 区 長  

注意事項

- 1 訪問員は、活動において知り得た秘密を、みだりに漏らしてはならない。
- 2 訪問員は、本証を他人に譲渡し、貸与し、または、不正な目的に使用してはならない。
- 3 訪問員は、本証を紛失し、または破損したときは、直ちに磯子区役所に届け出なければならない。
- 4 有効期限を経過したとき又は従事しなくなった時は本証を磯子区役所に返還しなければならない。

【担当】 磯子区役所福祉保健課

磯子区地域支えあい活動訪問員証申請書

年 月 日

磯子区長

自治会町内会名 _____

代 表 者 氏 名 _____

磯子区地域支えあい活動訪問員証の交付を希望するので、申請します。

番号	氏名	住所	電話番号	活動種別 (該当するもの全てに○)
1				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
2				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
3				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
4				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
5				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
6				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
7				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
8				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
9				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他
10				自治会町内会役員 保健活動推進員 友愛活動員 民生委員・児童委員 その他

提出前要確認事項

☐ 上記申請者に、スイッチON磯子推進組織に情報共有されることのできることを了承を得ている。

令和6年3月18日

各自治会・町内会 会長 様

磯子保護司会
会長 川辺 隆
磯子区更生保護女性会
会長 杉本 房子

「いそご更生保護だより」第68号の回覧について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より更生保護活動にご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本会では更生保護の理解と普及を図るため、「いそご更生保護だより」を年2回発行しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、標記「いそご更生保護だより 第68号」の回覧についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 送付数： 各自治会町内会 班数

事務担当：古市・小崎
磯子区社会福祉協議会
磯子区磯子 3-1-41
磯子センター 5階
TEL：751-0739
FAX：751-8608



No.68	徽章
磯子保護司会	
磯子区更生保護女性会	(保護司)
〒235-0016	
磯子区磯子3-1-41	(更生保護女性会)
磯子区社会福祉協議会内	
TEL 751-0739	
FAX 751-8608	
発行人 川辺 隆	
杉本 房子	

着任のご挨拶

磯子保護司会会長 川辺 隆

令和5年度、前松原会長のあとを受け磯子保護司会会長となりました。保護司の委嘱を受けたのは平成21年5月25日、教職を終えた年でした。先輩諸氏から know-how を教えていただき14年が過ぎました。

保護司の主な仕事は犯罪や非行防止の啓発活動と、犯罪を犯して保護観察となった人たち（対象者と呼んでいる）の更生支援です。磯子保護司会では啓発活動として、毎年街頭で更生保護女性会とともに、犯罪防止や再犯の防止を訴えたりチラシを配布したりしています。この活動には近隣の中学生も協力してくれます。また薬物乱用防止指導員として、学校や地域団体に出向き、薬物乱用防止の講話をしたりしています。

更生支援は概ね1ヶ月に2回1時間程度対象者と面接し、生活の様子を聞いたりアドバイスしたりします。働き口が決まっていない場合は就職の相談もします。

まだ刑務所にいて間もなく保護観察になる人たちの帰住先の調査も大切な仕事です。引受人と会い、引き受けの可否を尋ねます。ともに住める空間はあるか、経済的なゆとりはあるかなどを勘案します。親、兄弟でも受け入れない場合があります、本人がそれを望まない場合もあります。個人の人生に関わることなので、親身になって考え、社会復帰を図っています。

3年ほど前に若手保護司が中心となり、磯子保護司会ホームページを作成しました。これにより、タイムリーに活動の状況を見ていただけるようになりました。今後も更新を続け、情報発信をしていく所存です。地域にお住まいの皆様や他の機関、他地区の保護司会などと連携しながら、活動の輪を広げて行きたいと思います。

磯子警察署長 小林 三季

磯子保護司会の皆様、令和4年秋に着任しました磯子警察署長の小林です。

皆様方には、平素から警察活動の全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

また、人間関係が希薄化する現代において、社会福祉精神の下、更生活動等を通じ、世論啓発や地域社会の浄化に多大な貢献をされていることに対し、敬意と感謝を申し上げます。

地震や事故で生憎の幕開けとなった令和6年ではありますが、本年は、神奈川県警察が創設されてから150年の節目を迎える1年となります。

特殊詐欺やサイバー犯罪、高齢者が当事者となる事故など、課題は山積しておりますが、我々磯子警察では、県警の伝統を継承し、それぞれの持ち場で、署員一丸となり安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでまいりますので、引き続きのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

第73回「社会を明るくする運動」

「社会を明るくする運動」は法務省主唱の下、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的として行われる全国的な運動です。毎年7月は強調月間・再犯防止啓発月間となっています。

内閣総理大臣メッセージ伝達式

「社会を明るくする運動」を実施するにあたり、内閣総理大臣から発せられたメッセージを7月3日に区長室にて伝達しました。磯子区では、7月8日新杉田駅、22日根岸駅で街頭キャンペーンを実施することを川辺保護司会会長より関森区長に伝えました。



新杉田駅 街頭キャンペーン

7月8日、JR新杉田駅前及びその周辺で街頭キャンペーンを実施しました。磯子区長はじめ、磯子警察、横浜磯子ライオンズクラブ、磯子区内中学校の生徒さん、更生保護女性会など約50名の皆様に参加していただき、リーフレット、うちわ等の啓発グッズを配布しました。薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金も行い、総額4,805円の募金が集まりました。ご協力ありがとうございました。



神奈川県警察本部・科学捜査研究所の見学と研修会

10月4日、神奈川県警察本部及び科学捜査研究所に伺い、見学させていただきました。県警本部では交通管制センターや通信指令室を見せて頂き、科捜研では主に違法薬物等についてご講義いただきました。大麻取締法が改正されるなど関心が集まっているなか、「ダメ。ゼッタイ。」だけではないアディクション治療の必要性は非常に高いと感じます。そのためには、薬物の依存性や違いなどに対する適切な知識が必要と今回改めて感じ、今後も研鑽を深めたいと感じました。

磯子保護司会 松井 翼



保護司と中学校との連携

12月7日、根岸中学校にて公立中学校生徒指導専任教諭との連絡協議会が開催されました。各中学校の専任教諭より近況報告を頂き、磯子地区は全体的に穏やかではあるが、全国のニュースにもある、SNSのトラブル・不登校等を各校が抱えていると聞き、何処にでもある身近な問題なのだと実感させられました。そんな中でも、ある教諭からは不登校だった生徒がボランティアに参加し、街頭で声掛けをすることによって自分に少し自信が持てるようになり、教室ではないものの登校できるようになったと聞き、このような地域に根付いた活動が大事なのだと感じさせられました。

磯子保護司会 長尾 泰男



着任のご挨拶

磯子区更生保護女性会 杉本 房子

今年度より会長となりました杉本房子です。

何もわからないまま会員、事務局の皆様のご協力により何とか役目を果たしています。ありがとうございます。

私共の活動目標は「再犯を起こさない様支え見守る」に有りますが、当事者と出逢う機会も無く実感しにくいのが実情です。何をしている会なのかが見え難いのです。刑務官、観察官、そしてダルクの人等から話を聞く事で自分が知り得、学んだ事を一人でも多くの人に広め知って貰い安心して弱音の吐ける社会になって欲しいと思っています。

「社会を明るくする運動」はまさにそれを目指しています。

高齢化で会員が少なくなってしまう活動が継続して行けるのかが悩みです。



第73回「社会を明るくする運動」 根岸駅 街頭キャンペーン

磯子区更生保護女性会 新井 節子

7月22日午前10時より、磯子区長及び保護司会の方々の応援参加を頂き、更生保護女性会の17名はキャンペーン用に準備した啓発グッズを手渡ししながら、更生保護の理解を呼びかけました。コロナ禍の中止から3年ぶりの駅前キャンペーンは今夏の暑さにもかかわらず人出が多く、バスの発着・JR改札口からも人の流れがありました。用意した500セットは1時間ほどで配り終えました。ご協力ありがとうございました。



神奈川県更生保護女性連盟 ～Aブロック研修で学ぶ～

磯子区更生保護女性会 小林 まき

9月11日台風後の蒸し暑い日、7地区の女性委員が集まり、港南公会堂で研修会が開催された。横浜少年鑑別所長 久保 勉 氏から、鑑別所から見る少年の現状についてのご講演でした。少年が何らかの犯罪を犯し、非行を繰り返して逮捕され、鑑別所に送致されてくる。少年の個々の生活や教育、医療、社会性などはすべて違っている。特徴としては、両親がそろっている少年は半数以下である。そして、孤立・孤独・社会性が乏しいなど、非行に走ってしまう傾向が見られる。少年の立ち直り方法は個々の状況に合わせて指導に当たっているが、鑑別所生活は約1か月の短い期間である。昔の子どもと現代の子どもの違いは、明らかである。運動する場合、みんなと一緒に行動できる子は昔。今の子どもは一人で体を動かすなど他人との交わりをきらう。どの少年も、日常生活で困ったことや不安に思うことがあっても、誰にも相談できず、居場所もない。

犯罪を犯す背景には社会における生きづらさなどの問題があり、鑑別所では個々に応じてより専門的な知識や技術を幅広く取り入れて指導に当たっていることを知ることができた。私たちは、これからは少年の心や言動に心を繋ぎ寄り添い、地域の人々と連携し、明るい社会づくりの活動をしていきたいと思っています。

令和5年度 活動報告

磯子保護司会

令和5年

- 5月24日 磯子保護司会総会
- 7月8日 第73回社会を明るくする運動街頭キャンペーン(JR新杉田駅)
- 9月24日 第47回磯子まつり(薬物乱用防止キャンペーン)
- 10月2日 第71回横浜市更生保護大会に参加
- 10月4日 神奈川県警察本部・科学捜査研究所見学、研修会
- 10月19日 映画『過去負う者』鑑賞、意見交換会
- 11月22日 第74回神奈川県更生保護大会に参加
- 12月7日 区内公立中学校生徒指導専任教諭との連絡協議会

令和6年

- 2月25日 金沢保護司会との意見交換会

通年

- 理事会の開催(10回)
- 総務部会、研修部会、ITホームページ部会の開催
- 定例研修会(3回)
- 学校・家庭・地域連携事業等への参加
- 各地区ミニ集会への参加・協力
- 各地区団体事業への参加・協力

磯子区更生保護女性会

令和5年

- 5月24日 磯子区更生保護女性会総会
- 7月5日 横浜地方裁判所見学
- 7月22日 第73回社会を明るくする運動街頭キャンペーン(JR根岸駅)
- 9月24日 第47回磯子まつり(バザー出店、ホゴちゃんぬりえ展示)
- 10月2日 第71回横浜市更生保護大会に参加
- 10月3日 街頭募金(共同募金)
- 10月24日 磯子区社会福祉大会に参加
- 11月22日 第74回神奈川県更生保護大会に参加
- 12月4日 年末施設慰問
(横浜少年鑑別所、磯子警察署、区内交番)

通年

- 理事会の開催(6回)
- 横浜力行舎への慰問(毎月)
- お茶・あられ・ビスケットを販売し、自主財源確保(2回)
- 区・市・県の行事に積極的に参加

功労者の表彰(敬称略)

●第71回横浜市更生保護大会受表彰者

- 横浜市長感謝状
保護司 中村 和之
保護司 福島 茂
更生保護女性会 上田 道子
- 横浜市長感謝状
保護司 立田 彰
更生保護女性会 廣田キヨミ
- 横浜市長感謝状
保護司 石川 仁恵
保護司 松尾 恭平
保護司 郡司 実
保護司 本田 茜

○横浜市更生保護女性連盟会長表彰

更生保護女性会 藤山クニエ

●第74回神奈川県更生保護大会受表彰者

- 全国保護司連盟理事長表彰
保護司 小川百合子
- 関東地方更生保護委員会委員長表彰
保護司 松田 米生
保護司 和田 泰治
- 関東地方保護司連盟会長表彰
保護司 鷲雄 興春
- 横浜保護観察所長表彰
保護司 古澤 清
- 神奈川県保護司会連合会長表彰
保護司 石川 仁恵

保護司

保護司

郡司 実

松尾 恭平

○横浜保護観察所長感謝状

更生保護女性会 宗像 悦子

○神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

更生保護女性会 原 千鶴子

●令和5年度磯子区社会福祉大会受表彰者

○社会福祉功労者顕彰
更生保護女性会 木村トシ子

●第70回神奈川県社会福祉大会受表彰者

○神奈川県社会福祉協議会会長表彰
永年勤続功労者
保護司 小川百合子

新任保護司挨拶

上笹下地区 長尾 泰男

令和5年10月に保護司の任を頂きました、どうぞ宜しくお願い致します。人生も後半にさしかかり、何か社会のお役に立てることをとを考えていたところ、すでに引退していますが元保護司の会社の先輩に「保護司はどうだろう」と進められました。仕事柄、生きづらさを抱える方と仕事を一緒にする事が有り、一生懸命頑張る彼らの一助になるのであればと保護司をお受けすることとなりました。

地域の方と協力しながら、一助となれるよう努めて参りますので、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。



保護司の異動(敬称略)

○退任保護司

柴崎 真澄
令和5年6月30日付
永年に渡るご尽力に
感謝いたします。

○新任保護司

長尾 泰男(上笹下地区)
令和5年10月1日付

編集委員メンバー

～保護司会～

新井 貴
川辺 隆
松原 竹雄
小川 百合子

～更生保護女性会～

杉本 房子
宗像 悦子
新井 節子
小林 まき
山田 弘子

※ご意見・ご感想をお寄せください

賃貸住宅の退去時のトラブル ～高額な原状回復費用～

1年間住んだ賃貸アパートを退去した際、立会い業者から修理見積書が提示され、クリーニング代のほかに畳の表替え・襖の張替え費用として16万円も請求された。不満だ。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、部屋の通常使用の損耗は賃料に含まれるため、特約等がなければ貸主の負担としています。再度、契約書の内容（禁止事項・修繕・退去時の費用負担等）を確認し、貸主（管理会社）と話し合しましょう。



トラブルを未然に防ごう

- ☒ 入居前に物件や契約内容をよく確認しましょう!
- ☒ 入居中、必要な修繕は貸主に相談しましょう!
- ☒ 契約にない請求は注意!困ったら下記へ相談を↓



横浜市消費生活総合センター



相談事例など暮らしに役立つ情報満載!



消費生活相談電話 045-845-6666

〔 平日 9:00～18:00
土日 9:00～16:45 〕

令和6年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和5年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,703件（前年比+211件）、負傷者数8,909人（前年比+426人）と、ともに増加しました。交通事故死者数は前年より増え40人（前年比+2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が18人、二輪車乗車中が15人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが18人と4割以上を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和6年は引き続き、令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん まもるくん

4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 年間運動

（1）各季の運動 （※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名 称	実施期間	備 考
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	4月6日（土）～15日（月） 4月10日（水）	別に実施要綱を定めます。
夏の交通事故防止運動	7月11日（木）～20日（土）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（土）～30日（月） 9月30日（月）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（水）～20日（金）	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名 称 (スローガン)	実施期間	備 考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(水)～31日(金)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(土)～30日(日)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(火)～31日(木)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(日)～31日(火)	

(3) 年間を通じて実施する取組 (各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和6年度
市内幼稚園・保育所等
訪問回数：300回(予定)



イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(Twitter 等)、動画等を活用した啓発

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

【参考】令和5年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、金沢区
高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和6年 10月下旬（予定）	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和7年 2月（予定）	【協議事項】 ・令和6年度交通安全運動実施結果（速報）について ・令和7年度交通安全運動実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（ルールブック
コンパクト版）



（啓発ポスター・チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD)及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045(671)2323

対 象 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

視聴覚教材（DVD）



パペット



（ルール）（まもる）

自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課(※) 電話045(671)2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します

令和6年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和6年4月6日（土）～4月15日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）

ス ロ ー ガ ン

安全は 心と時間の ゆとりから



重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴 見 区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21	4	3
神 奈 川 区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12	2	1
西 区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5	3	2
中 区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18	4	-1
南 区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20	2	-1
港 南 区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9	3	1
保 土 ヶ 谷 区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53	3	1
旭 区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18	2	-5
磯 子 区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17	1	0
金 沢 区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18	3	1
港 北 区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47	3	1
緑 区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34	0	-4
青 葉 区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11	2	0
都 筑 区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30	2	-1
戸 塚 区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4	3	2
栄 区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8	0	0
泉 区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23	0	0
瀬 谷 区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17	2	-1
横 浜 市 内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15	39	-1



横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会



各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や電動キックボード等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課(※)

電話045(671)2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します

元気な磯っ子大集合!

いそ こだい しゅう ころ
こどもからむかしむかしのこどもまで

第15回

いそっぴ

ゴールデン ウィーク

2024

実施期間

4月21日(日)

~5月6日(月・休)

磯子区の
いろんな施設で
こどものための
イベント目白押し!

ゴールデンウィークは
磯子の施設で
楽しんでね!



磯子区
マスコットキャラクター
「いそっぴ」

館長連絡会 施設一覧

- 上中里地区センター
- 杉田地区センター
- 根岸地区センター
- 磯子センター
- 浜小学校コミュニティハウス
- 根岸中学校コミュニティハウス
- 洋光台第三小学校コミュニティハウス
- 洋光台第四小学校コミュニティハウス
- 浜中学校コミュニティハウス
- 岡村中学校コミュニティハウス
- 滝頭コミュニティハウス
- 洋光台駅前公園こどもログハウス
- 磯子スポーツセンター
- 磯子区民文化センター杉田劇場
- 磯子区地域子育て支援拠点いそピヨ
- 磯子図書館
- いそご区民活動支援センター
- 磯子公会堂
- 磯子区青少年の地域活動拠点 いそカツ
- 根岸なつかし公園 旧柳下邸
- 久良岐能舞台
- はまぎん こども宇宙科学館
- 横浜市三股台考古館
- たきがしら会館
- 横浜市電保存館
- 横浜市社会教育コーナー
- いそご多文化共生ラウンジ
- 磯子地域ケアプラザ
- 新杉田地域ケアプラザ
- 屏風ヶ浦地域ケアプラザ
- 根岸地域ケアプラザ
- 滝頭地域ケアプラザ
- 洋光台地域ケアプラザ
- 上笹下地域ケアプラザ

● オレンジ の施設でスタンプラリーをやってるよ!

● 水色 の施設ではスタンプラリーをやっていません

※各施設の事情等により、内容が変更になる場合があります。予めご了承ください。

主催: 磯子区民利用施設館長連絡会 / お問い合わせ先: いそご区民活動支援センター ☎754-2390

4つの施設に行って、
スタンプを集めると
景品がもらえるよ

令和6年3月 18日

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

「ヘルスメイト(食生活等改善推進員)養成セミナー」受講生募集について(周知)

磯子区では、地域で「食」を通じた健康づくりのボランティア活動を行っていただいているヘルスメイト(食生活等改善推進員)を養成するセミナーを、毎年開催しております。内容は、生活習慣病の予防のための食事や運動、歯やお口の健康等について専門職による講義や実技指導を受けることで、ヘルスメイトとして地域で健康づくり活動を行うための基礎知識を身につけていただけるものとなっております。

掲示板への掲示等でご希望があれば、個別に案内チラシ(別添)を必要部数お渡ししますので担当までお申し付けください。

- 1 日時: 令和6年6月 12 日(水)～令和7年2月 26 日(水) 全 9 回
いずれも 13 時 30 分～16 時
- 2 場所: 磯子区役所4階 研究室ほか
- 3 対象: 磯子区在住で、本講座を受講したことのない方 25 名(先着順)
- 4 費用: 1,300 円程度 (日本食生活協会教育テキスト代)
- 5 申込期間: 令和6年 4 月 11 日(木)～6月5日(水)
- 6 申込: 電子申請、または電話、FAX で磯子福祉保健センター福祉保健課健康づくり係まで
電話:750-2446
FAX:750-2547
※電子申請の QR コードをチラシに掲載しています。

担当:磯子福祉保健センター
福祉保健課健康づくり係
関根、有田
TEL(750)2446

ヘルスマイト養成セミナー

令和6年度 受講生募集！

ヘルスマイト(食生活等改善推進員)とは…

「私達の健康は私達の手で」を合い言葉に、「食」を通じたボランティア活動を行なっています。
地域における食育の担い手としての活躍がますます期待される存在です。



講座内容の一部

- | | |
|--|--|
| ☒ 生活習慣病の基礎知識 | ☒ 健康づくりのための運動・実技 |
| ☒ 生活習慣病予防の食事、栄養の基礎知識 | ☒ 食と住まいの衛生管理 |
| ☒ 歯とお口の健康 | ☒ ヘルスマイトの地区活動 |

日時・場所 磯子区役所 4階 (研究室ほか)

全9回 (令和6年6月～令和7年2月) 13:30～16:00

令和6年6月12日(水)、7月10日(水)、8月21日(水)、9月11日(水)

10月16日(水)、11月13日(水)、12月6日(金)

令和7年1月15日(水)、2月26日(水) ※原則全日程出席できる人

対象

磯子区在住で、本講座を受講したことのない人(25人・先着順)

費用

1,300円程度(教育テキスト代)

教育テキストも
充実しています！

申込期間

令和6年4月11日(火)から6月5日(水)まで

申込方法

申込フォームから電子申請、もしくはお電話・窓口(下記)にて受付



お申込可能期間のみ、申請フォームにアクセスできます。
定員になり次第受付を終了します。

お問合せ

磯子福祉保健センター福祉保健課健康づくり係
TEL:750-2446 FAX:750-2547

※当事業は、横浜市会において令和6年度予算議決後に確定します。



磯子区連合町内会長会資料

令和6年3月18日

自治会町内会長 様

磯子区スポーツ推進委員連絡協議会

会長 高浦 彰一

「スポーツいそご」第49号配付について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

スポーツ推進委員の活動につきまして、日頃からご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本会ではスポーツ推進委員の活動紹介・魅力発信の一環として、標記「スポーツいそご」を年1回作成しております。

つきましては、各自治会町内会の班数と同数封入してありますので、自治会町内会の状況に応じて配付等の周知にご協力ください。よろしくお願い申し上げます。

磯子区役所地域振興課（事務局）

担当：榎谷、吉田

TEL：750－2395

FAX：750－2534

磯子区スポーツ推進委員の新しい仲間を紹介します!!



世界トライアスロン 競技者の安全を確保しています。



磯子区民輪投げ大会 区民が参加する輪投げ大会の進行をしています。



▲スポーツ推進委員
ユニフォーム

スポーツ推進委員って?

スポーツ推進委員は、地域のスポーツ振興において重要な役割を担っています。
興味のある方は、磯子区役所地域振興課区民活動支援担当 (☎ 750-2395) までお問合せください。

人数 134名 (令和6年3月現在)

要件 スポーツに深い関心があり、18才以上の横浜市在住の方が対象となります。

令和5年度に表彰されたスポーツ推進委員を紹介します!!

横浜スポーツ普及功労賞 佐藤 則之(洋光台)

磯子区スポーツ功労賞 横田 隆教(杉田)

勤続
25年表彰 高野 こずえ(滝頭)、官野 けい子(磯子)
太田 忠紘(屏風ヶ浦)、佐藤 孝明(杉田)

勤続
20年表彰 宇座 徳光(滝頭)

勤続
15年表彰 林 桂(滝頭)、高木 由希子(屏風ヶ浦)、
神谷 浩(杉田)、神宮 敬二(杉田)、小野 達二(杉田)

勤続
10年表彰 佐野 和彦(磯子)、宮坂 伸弘(屏風ヶ浦)
下村 研二(上菅下)、清水 賢一(洋光台)

広報部会

・山本 修(汐見台【部会長】)
・山田 勝也(根岸)
・岩田 清(岡村)
・三宅 裕美子(屏風ヶ浦)
・田口 和孝(上菅下)
・河野 文洋(滝頭)
・中野 久徳(磯子)
・神宮 敬二(杉田)
・野上 浩子(洋光台)

編集後記

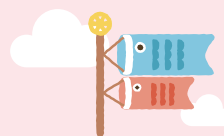
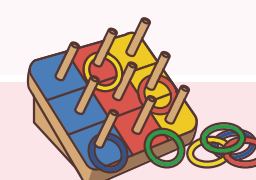
今回も昨年同様に掲載させて頂きました。一年間を通じて行った各地区活動の温かさや感動のあった写真と、これから活躍していく新任の皆さんを紹介するための顔写真を盛り込みました。スポーツ振興をより多くの人に身近に感じてもらうとともに、地域の活性化を目指して広報を発行しました。今期もよろしくお願いします。



横浜マラソン 案内看板を持ってコースの情報を伝えています。



磯子区民駅伝大会 初めてのコースで選手が安心して走れるよう誘導をしています。

	横浜市・磯子区	根岸	滝頭	岡村	磯子	汐見台	屏風ヶ浦	杉田	上笹下	洋光台
4月									竹の子掘り体験会	
5月	世界トライアスロンシリーズ横浜大会				ふれあい運動会			歩け歩け大会 (金沢自然公園)	野鳥ウォーキング(夏版)	春・歩け歩け大会
6月		グラウンドゴルフ大会	・青指・スポ推合同研修会 ・グラウンドゴルフ大会 (輪投げ体験) ・ファミリーウォーク芋掘り	歩け歩け大会 金沢海の公園	・グラウンドゴルフ、 ペタンク他大会		ペタンク大会	グラウンドゴルフ大会	歩け歩けホテル鑑賞会	地区研修会(軽スポーツ)
7月	・夏季(新任)研修会	・子どもスポーツ フェスティバル		・朝のラジオ体操				一日研修 (ビーチバレー)		地区研修会(モルックなど) 体験会兼ねる
8月	1000万人ラジオ体操・ みんなの体操祭	健民祭 実行委員会		夏祭り						
9月	・磯子まつり ・八景島トライアスロン フェスティバル		・各自治会、町内会 ラジオ体操 ・夏祭り		・グラウンドゴルフ、 ペタンク、輪投げ他大会					
10月	・さわやかスポーツ (グラウンドゴルフ大会) ・横浜市身体障害者運動会 ・横浜マラソン2023	・健民祭 ・ねぎし地区センター フェスタ		・健民祭 ・久良岐まつり	健民祭		・健民祭	健民祭	健民祭	健民祭
11月		・秋季スポーツ研修会 ・歩け歩け大会	・岡村中学校地域交流 体験学習会 ・子ども会ふれあいフェスタ ・さわやかスポーツ体験会	・岡村中学校地域交流 体験学習会 ・スポーツフェスティバル	岡村中学校地域交流 体験学習会			ハイキング(みかん狩り)	グラウンドゴルフ大会	
12月	・ドッチビー体験会 ・区民駅伝大会		・文化祭		七福神めぐり				上中里団地・ 餅つき大会	秋・歩け歩け大会
1月	市スポーツ推進委員大会	七福神めぐり	七福神めぐり	七福神めぐり	七福神めぐり				野鳥ウォーキング(冬版)	モルック交流会
2月	・県スポーツ推進委員大会 ・冬季研修会			岡村梅まつり			・歩け歩け大会 ・一日研修	スポーツ体験交流会	輪投げ大会	
3月	・区民輪投げ大会 ・さわやかスポーツ (ソフトバレーボール大会)			岡村小キッズクラブ グラウンドゴルフ体験会			グラウンドゴルフ大会			洋光台スポーツ推進委員 研修会

磯子区 青指だより

令和6年3月 Vol.68



横浜市青少年指導員
シンボルマーク



磯子区マスコットキャラクター
いそっぴ

全員参加型研修会

令和5年6月18日(日)

会場：区役所7階会議室

横浜市三殿台考古館の講師を
招いて、各地区より47名参加
し、勾玉作りを体験しました。



夜間パトロール

7~8月にかけて、各地区に
おいて夜間パトロールを実
施しました。



磯子七福神めぐり

令和6年1月7日(日)

会場：磯子・南区内寺社仏閣

総勢288名参加いただき、5つ
のコースに分かれて、8箇所の
寺社仏閣を巡りました。



いそごこどもまつり 2023

令和5年11月12日(日) 会場：磯子区役所

コロナ禍あけ、4年ぶりにフード販売も再開し、約3,000名の皆さんに
ご来場いただきました。公会堂ホールでは映画が2回上映され、区民
ホールでは各地区の夏休み作品教室の作品を展示しました。

Check!

詳しくは中面を
ご覧ください



「ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー」を上映

令和5年度 表彰者

横浜市青少年指導員
永年勤続者表彰

20年

鈴木 浩一 (滝頭地区)
坂口 健二 (洋光台地区)

小泉 和朗 (屏風ヶ浦地区)

15年

上村 健一 (磯子地区)

10年

山本 尚志 (根岸地区)
中村 圭子 (屏風ヶ浦地区)
觸澤 和子 (洋光台地区)

池貝 紀昭 (岡村地区)
名川 志郎 (杉田地区)

神奈川県青少年
育成活動推進者表彰

冠

小泉 和朗 (屏風ヶ浦地区) 坂口 健二 (洋光台地区)

青少年指導員とは

青少年指導員は、自治会などからの推薦に基づき、
神奈川県知事と横浜市長からの委嘱を受けて活動する
ボランティア団体です。

各小中学校や地域、関係団体と連携し、青少年の健
全育成のための活動を行っている団体で、区全体また
は各地区で、子ども達が楽しめるさまざまなイベントを
開催したり、よりよい地域環境づくりを目的として夜間
パトロールなどを行います。

第28期 広報部 会員紹介

五代 忍 (根岸地区) 飯島 麗子 (滝頭地区)
大庭 和夫 (岡村地区) 関 珠子 (磯子地区)
加藤 真紀 (屏風ヶ浦地区) 田中 秀樹 (杉田地区)
氏家 浩二 (上笹下地区) 坂口 健二 (洋光台地区)

発行 磯子区青少年指導員協議会
編集 広報部
事務局 磯子区役所地域振興課
TEL (750) 2393

磯子区紙ヒコーキ大会

令和5年9月3日(日) 会場：磯子スポーツセンター

ていねいに切って、貼って作った紙ヒコーキ。各地区の予選を勝ち抜いて
きた子ども達の熱い気持ちを乗せて宙を舞いました。



飛行距離部門

低学年1位 10.10m
高学年1位 13.19m

滞空時間部門

低学年1位 4.75秒
高学年1位 3.88秒

いそごこどもまつり 地区活動 2023

根岸

人気
1位

揚げパンと輪投げ
共に大盛況でした



レジンで小物作り (しおり)



肌寒い中、
温かい揚げパンの
お味はいかがが
でしたか?

磯子

人気
2位

磯子地区は
こどもまつり名物(?)の
「やきとり」を販売。



長蛇の列もでき、
用意した3000本が
完売しました。

キラキラプラバン工作



杉田

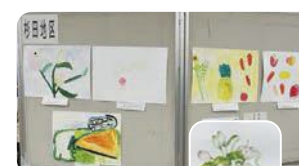
今年は焼きそばに加え、
新たに焼きそばパンにも
チャレンジしました。



盛況の中、
両方とも
完売しました。



夏休みスケッチ画教室の
作品も展示しました。



滝頭

フランクフルト
美味しいよ〜

お絵描き風鈴



上笹下

今年は綿菓子その他、
当てくじを行いました。



綿菓子は、肌寒い中でも
長蛇の列が出来る程の盛況。

夏休み作品教室の作品は、
「ハーバリウム」を
展示しました。



汐見台

風にゆれるモビールを制作!



ゆらゆら〜

スタンドグラス風の、
涼しげでかわいい
うちわがたくさん
できあがりました。

洋光台

洋光台地区は、
「オール100円ドリ
ンク」と「小物販売」
の出店をしました。



作品展には、「青空の下で楽
しく描こう」と題して作成した
スケッチ画を展示しました。

屏風ヶ浦

人気
3位

毎年ご好評をいただい
ている、的当てゲーム!



寒い中お並びいただき、
ご参加くださったみなさま、
ありがとうございました!

今年はグラスデコで透明な
うちわに絵を描きました。



青空の下で
楽しく描こう



岡村

岡村地区は
「100均材料で作る
ハーバリウム」を展示



ゲームは「ロビンフッド (矢あて)」を行いました。



みんなうまく
当てることが
できました。



磯子区連合町内会長会資料
令和 6 年 3 月 18 日

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

「民児協いそご 第 49 号」の配布について

啓蟄の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より磯子区の福祉・保健事業に御理解・御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、磯子区民生委員児童委員協議会において、『民児協いそご 第 49 号』を発行致しましたので配布させていただきます。

恐れ入りますが、各自治町内会の状況に合わせて、地区回覧等のご協力をお願いいたします。

連絡先：磯子区福祉保健課 川嶋、加藤

電 話：7 5 0－2 4 1 1

F A X：7 5 0－2 5 4 7

E-mail：is-fukuho@city.yokohama.jp



相互理解のためのコミュニケーション技術

令和6年1月31日、講師に東京工芸大学 芸術学部長 大島 武教授をお招きして、磯子区民生委員児童委員全体研修会が開催され、参加いたしました。

「わかりやすい話し方」「上手な話の聞き方」などのテーマに沿ってコミュニケーション技術向上のヒントを学べました。

民生委員活動の中では高齢者の方と話す機会が沢山ありますが「ゆっくり話す」「相手の土俵に立って話す」「馴染みのない言葉は使わない」など、つつい忘れてしまう事を気づかせていただきました。

普段何気なく交わっている会話の中でも、コミュニケーション能力の改善の余地があると感じました。

今後の活動に早速いかしていきたいと思います。

【岡村地区 本間 太一】



汐見台地区の高齢者夫婦世帯等訪問活動について

汐見台地区では、従来からひとり暮らし高齢者に限らず、高齢者夫婦世帯などでも支援が必要な方が大変多く、幅広い訪問活動が必要であると考え、実際に地区全体で取り組んできましたが、一方で高齢者夫婦世帯等の情報を把握するのが課題となっていました。

そこで、今年度からは、区役所から高齢者夫婦世帯の情報も提供していただくことにし、実際に訪問活動を実施しました。その中で老々介護で困っている方など支援が必要な方も多く更なる取組の必要性を実感しました。

また、年末には寝たきり高齢者を介護している世帯の慰問活動も実施しています。

【汐見台地区 屋代 昭治】



ICT委員会からのお知らせ

ICT委員会(旧IT委員会)では、「磯子区民生委員児童委員協議会」のホームページで各地区の活動紹介等の情報を発信しています。

前年度や、その前の方々の思いを受け取りながら、これから先、どのようにICT(情報通信技術)を使って地域の皆さまのお役に立ち、繋がって行かれるか模索中です。

まずは、一度「磯子区民生委員児童委員協議会」のホームページをご覧ください、感想やご意見などを民生委員に頂けましたら、ありがたいと思っております。

なお、過去の広報誌「民児協いそご」については、ホームページでご覧になれます。

【ICT委員会 千年 あや子】



磯子区民児協



民児協いそご

発行：
磯子区民生委員
児童委員協議会

第 49 号
令和6年3月18日

こんにちは 民生委員・児童委員 です

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

磯子区では、現在205人の民生委員・児童委員が、担当する地域で活動しています。



日ごろの活動

見守り

担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け

相談・情報提供

困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します

地域のつなぎ役

必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます

交流の場づくり

昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています

行政の業務への協力

区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています

次のようなことは民生委員の役割ではありません

- | | | |
|---------------|-----------------|-----------------------------|
| × 買物をしてほしい | × 子どもを預かってほしい | × ゴミ出しをしてほしい |
| × 救急車に同乗してほしい | × 電気の球を交換してほしい | × お金を貸してほしい |
| × 保証人になってほしい | × 身の回りの世話をしてほしい | × 家の片付けや庭の草刈り・樹木の剪定を手伝ってほしい |

民生委員・児童委員へのご相談は、下記担当までお気軽にどうぞ
磯子区役所 福祉保健課 電話:045-750-2411

横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」



もくじ

- こんにちは 民生委員・児童委員です 1
各地区での活動報告 2
相互理解のためのコミュニケーション技術／汐見台地区の高齢者夫婦世帯等訪問活動について／ICT委員会からのお知らせ／編集後記 4

編集後記

“民生委員って何?”という答えが見つかることを願っています。

【汐見台地区 高木 美枝子】

ようやくもとの活動にほぼ戻り、全ての地域の活動がご紹介できました。これからも、多くの皆様に、私たちの活動を知っていただける広報誌になるように、取り組んでいきたいと思ひます。

【杉田地区 中島 裕見子】

広報委員会名簿

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ● 根 岸 地 区 長田 みどり | ● 屏風ヶ浦 第一地区 村上 千鳥 |
| ● 滝 頭 地 区 堀部 孝治 | ● 屏風ヶ浦 第二地区 大山 亮一 |
| ● 岡 村 地 区 田辺 美代子 | ● 杉 田 地 区 中島 裕見子 |
| ● 磯 子 地 区 柳澤 浩子 | ● 上 笹 下 地 区 北見 一彦 |
| ● 汐見台地区 高木 美枝子 | ● 洋 光 台 地 区 小川 恵美 |
| ● 顧 問 : 屋代 昭治 溝口 早苗 | ● 内 藤 満 |

各地区での活動報告

根岸地区

●ハッピー根岸ゴミ出しカレンダー

ごみの曜日がわからないという声を聴いて2008年7月から作成され15年が経過しています。

最初は根岸地区全体の行事などを載せて毎月27日発行していましたが、現在は、このカレンダーに加えて、各民生委員が自分の担当している町内会・自治会の情報やケアプラザの行事などを入れて独自のものを作成しています。見守りしている人たちに安否確認や健康状態などを聞きながら配布しています。

(鳥海 俊一)



滝頭地区

●クリスマスコンサート

ヒルトップ横濱根岸自治会主催のクリスマスコンサートを昨年の12月17日(日)に開催、セントラルコート1Fロビーにて例年演奏して頂いているフルート&ピアノのデュオユニットのほか、今年は新たに担当民生委員の紹介で、ギターアンサンブルに演奏頂き大変盛り上がりしました。

コンサート参加者の年齢層が小さなお子さまからご年配の方まで、曲目がアニメ、演歌と大変満足なご様子でした。

(山崎 英一)



岡村地区

●岡住ワンチーム

私の住む市営岡村住宅は260世帯、高齢世帯は100を数え、ひとり暮らしの方は38世帯です。数人での見守りは大変なので、日頃から気になる事があったらすぐに連絡をいただけるよう、住民全体での見守りを願っています。

皆様からの情報や訪問時に伺った困り事は月一回団地内で開催される包括支援センターによる出張相談に繋げ、介護申請等を進めています。

相談後の時間には体操教室やお茶飲み会も組まれているのでお誘いしそのままメンバーになる方もいます。最近では転入者も多く、早く馴染んでいただけるよう、挨拶と共

に言葉を掛けて参ります。

(小柳 節子)



磯子地区

●クリスマス会

12月19日に磯子地区ケアプラザ多目的ホールで、ひとり暮らし高齢者を対象にクリスマス会を開催しました。今年もたくさんの方に参加いただき、大変楽しい会となりました。各種催し物で参加者と一緒に盛り上がった90分でした。

長く続いたコロナ禍も5月から5類となりましたが、終息には時間が必要です。訪問時にはウィルスを持ち込んでしまうのではないかと気の抜けない日々ですが、この先も訪問で皆さんに寄り添っていかれたらと思っています。

(池田 正美)



汐見台地区

●城ヶ島散策・三崎漁港買物の旅

11月11日(土)、足腰の弱い高齢者の皆様も安心して参加できるよう、観光バスの送迎による「城ヶ島散策・三崎漁港うらりマルシェ買物の旅」がバスが満席となる60人もの皆様に参加し開催されました。

雄大な景色が広がる城ヶ島を散策し、自然が作りだした芸術品「馬の背洞門」に感嘆した後、「うらりマルシェ」で三崎漁港に上がった海産物や三浦野菜などの買物をし、バスに揺られて帰ってきました。

お子さん連れで参加した家族の方や高齢の参加者の方のふれあいも図られ、皆様のあふれる笑顔が大変印象的でした。

(屋代 昭治)



屏風ヶ浦第一地区

●さつまいも収穫祭

11月3日季節外れの猛暑の中、さつまいもの収穫祭が森東小学校で行われました。生徒70名を含む100人程の人数で、泥と汗まみれになりながらさつまいもを収穫しました。

さつまいものつるでリースを作り1ヶ月陰干しして子供達が飾り付けをしました。磯子駅に12月7日から26日まで2点ずつ18ヶ所に展示しました。

4年ぶりにツリーの作り方を保護者の方々に教える事ができて良かったと思います。

(村上 千鳥)



屏風ヶ浦第二地区

●「新人委員体験的啓発研修」について

新体制になって1年が経過したのを機に、新人委員が活動をするうちに生じる様々な問題や不安を少しでも取り除くことができるように、委員相互で意見交換の場を設け事例研修や体験から学んだ事例等の紹介をおこなっています。

今後は、地区内の高齢者福祉団体をお招きして、講演会なども積極的に実施していく予定です。

(新井 貴)



杉田地区

●「楽しいね」新春を迎えて

仕事が終わった後に必ず「楽しかったね」と笑顔で言葉にする民生委員のメンバーがいます。

参加した方の「楽しかったね」の言葉を励みに企画を立てる豊友クラブのメンバーがいます。

頼もしい仲間達です。昨年は豊友クラブ主催の「高齢者輪投げ大会」等多くの行事が実施されました。

今年も豊友クラブの新年会に始まり、町内会新春もちつき大会と良いスタートができました。

何と言っても参加される皆さんが行事を心まちにしてくれている事が励みになっています。

町内会、豊友クラブ、民生委員、今年も協力しあって楽しい活動を目指したいと思います。

(永瀬 文江)



上笹下地区

●タクシー送迎サービスの利用

栗木町内会では、ふれあい昼食会参加者のために、磯子区区内初となるタクシー送迎サービスを利用しています。

会場が坂の上であり、高齢の参加者には行き帰りが頭痛の種でした。そこで送迎サービスの話を聞いて、すぐに飛びつきました。最初こそ待ち合わせ場所に居てくれなかったりと、多少の混乱もありましたが、今は何も問題なく利用できています。

今まで参加を諦めていた方も参加したいと言っていたなど、より多くの高齢者に寄り添うことができ、大変嬉しく思います。

(金子 恵美子)



洋光台地区

●『繋ぐ』活動

民生委員の活動として、民生委員が見守っているひとり暮らしの高齢者の方へ年賀状をお届けする活動を30年ほど続けています。

これは、洋光台の保育園・幼稚園・小学校計14団体のご協力を得て、年賀状に文面を書いて頂き、民生委員が宛名を書き、元旦に届くように投函します。子供達の400枚余りのかわい文面は、コピーをしてケアプラザに展示します。子供・民生・地域そして高齢者を繋ぐ大切なイベントとして、今後も続けていきます。

(小川 恵美)



主任児童委員

●主任児童委員とおそぼう

2月14日に屏風ヶ浦地域ケアプラザにおいて、関係機関と協力して乳幼児向けイベントを開催しました。

当日は、多くの親子さんの前で、生演奏に合わせて、手遊び歌や手袋人形シアターなどを行い、赤ちゃんや小さなお子さん、お母さん方のたくさん笑顔に触れることができました。

今後も乳幼児を持つお母さん方の集まる場所にもうかがいながら、主任児童委員として、子育てをとりまく現状について理解を深めていきたいと思っています。

(今井 裕子)

